# 中国四国地域農業をめぐる事情

令和７年12月

農林水産省
中国四国農政局

# 目　　次


トピックス１
スマート農業技術活用促進法について　・・・Ⅰ

トピックス２
フラッグシップ輸出産地について　・・・Ⅱ

トピックス３
農泊インバウンド受入促進重点地域について　・・・Ⅲ

トピックス４
家畜伝染病の発生・まん延の防止について　・・・Ⅳ

トピックス５
大規模自然災害の対応　・・・Ⅴ

１　中国四国地域の農業構造
（１）農業労働力の現状　・・・1
（２）農地をめぐる状況　・・・2･3
（３）農業産出額　・・・4･5

２　生産基盤の強化と、需要拡大の推進
（１）需要に応じた土地利用型作物の生産拡大
① 米の生産動向　・・・6
② 需要に応じた米生産　・・・7
③ 麦作生産振興　・・・8
（２）地域の特色を生かした園芸作物等の推進
① 野菜　・・・ 9
② 果樹　・・・10
③ 花き・地域特産作物　・・・11
（３）畜産・酪農の生産基盤の強化　・・・12
（４）国産飼料の生産・利用拡大　・・・13
（５）国内肥料資源の利用拡大　・・・14
（６）環境負荷の低減に向けた取組の推進
① ＧＡＰ拡大の推進　・・・15
② 有機農業の推進　・・・16
（７）　農作業安全の推進　・・・17

３　農林水産物・食品の輸出の促進、食品産業の持続的な発展
（１）農林水産物・食品の輸出の促進
① 輸出の動向　・・・18･19
② ＧＦＰの取組　・・・20
③ 中国四国農政局の農林水産物等の輸出促進に向けた取組　・・・20･21
④ SAVOR JAPAN（地域の食・食文化によるインバウンド誘致）の取組　・・・22
（２）知的財産の保護・活用の強化
～ 地理的表示（GI）保護制度の活用促進～　・・・23
（３）食品産業の持続的な発展
① 持続的な食料供給に向けた事業活動の促進及び取引の適正化　・・・24
② 物流の効率化に向けた取組の推進　・・・25

４　「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた政策の推進
（１）みどりの食料システム戦略の推進　・・・26
（２）みどりの食料システム構築に向けた地域の事業活動　・・・27
（３）環境保全型農業直接支払制度の推進　・・・28
（４）中国四国農政局有機農業推進ＰＲプロジェクト　・・・29

5　スマート農業の推進　・・・30

6　食の安全と消費者の信頼確保
（1）　病害虫への対応強化　・・・31
（2）　食育の推進
① 食育推進計画、食育活動表彰等　・・・32
② デジタル化に対応した食育の推進　・・・33
（3）「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」の取組　・・・34

7　農地集積・集約化と担い手の育成・確保
（1）農地中間管理機構による集積・集約化と担い手による農地利用
① 地域計画を核とする取組　・・・35
② 担い手への農地の利用集積の状況　・・・36･37
（2）担い手の育成・確保
① 認定農業者制度の推進　・・・38
② 農業経営の法人化の推進　・・・39
③ 新規就農の推進　・・・40
④ 女性の活躍　・・・41
～土地改良区の女性理事登用～　・・・42･43

8　農業農村整備
（1）農地の基盤整備等による生産性向上　・・・44
（2）国土強靱化のための農業農村の整備の推進
① 安全・安心のための農村地域の防災・減災（国土強靱化対策）　・・・45･46
② 流域治水プロジェクトの推進　・・・47
③ 農業生産の継続に欠かせない基幹水利施設の長寿命化・機能強化　・・・48

9　農村の振興（地域の活性化）
（1）地域資源を活用した農山漁村の課題解決
① 地域資源活用価値創出の推進　・・・49
② 農泊の推進　・・・50･51･52
③ 農福連携の推進　・・・53･54
（2）鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進　・・・55･56
（3）多面的機能の発揮
① 多面的機能支払制度の推進　・・・57･58
② 中山間地域等直接支払制度の推進　・・・59･60
（4）中山間地域等の活性化
① 棚田地域振興　・・・61
② 中山間地域の振興　・・・62
③ 農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）の形成推進　・・・63
④ 農業集落排水施設の整備　・・・64
⑤ 世界農業遺産、日本農業遺産　・・・65･66

【利用上の注意】
1　統計表中で使用した記号「－」は、事実のないものである。
2　図表の数値は、原則として四捨五入しており、内訳と合計が一致しない場合がある。

## トピックス１
## スマート農業技術活用促進法について

○　農業の担い手の高齢化等により労働力不足が深刻化しており、次代の担い手の経営規模の拡大、栽培技術の継承等が課題となっている。これらの課題を解消し、生産性を飛躍的に向上させるため、近年発展が著しいロボット、AI、IoT等の先端技術を活用したスマート農業技術の活用を促進する必要がある。

○　このため、「スマート農業技術活用促進法※」が、令和６年（2024）10月に施行された。本法律では、農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、スマート農業技術の活用とともに、これと併せて行う農産物の新たな生産の方式を導入する計画（生産方式革新実施計画）等の認定制度を創設した。

○　中国四国管内での認定数は、13計画（令和７（2025）年10月30日現在）となっている。

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律

**【スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定状況】**

| 認定日 | 事業者名 | 県名 | 作物名 | スマート農業技術＋新たな生産方式 |
|---|---|---|---|---|
| 令和7年2月7日 | 株式会社杉村農園 | 山口県 | 水稲 | 栽培管理支援システム＋データ共有を通じた生育予測に基づく乾田直播に適した中干しや適期防除、ほ場ごとの適正施肥等の実施 |
| 令和7年3月21日 | 定廣　武志 | 岡山県 | 水稲 | 収量計測機能付きコンバイン＋作期の異なる品種の導入による収量計測機能付きコンバインの稼働率向上 |
| 令和7年3月21日 | 小野　善久等 | 岡山県 | 水稲 | 農業用ドローン＋直播栽培の導入<br>栽培管理支援システム＋データ共有を通じた生育予測に基づく水管理や適期防除、ほ場ごとの適正施肥等の実施 |
| 令和7年3月21日 | 有限会社山室組 | 岡山県 | 水稲 | 農業用ドローン＋移植栽培から直播栽培への栽培方式の変更 |
| 令和7年3月21日 | 弘中　静雄 | 山口県 | 水稲 | 農業用ドローン＋ドローン直播に適した水管理、施肥管理等の栽培方式への転換 |
| 令和7年3月21日 | 合同会社前川ファーム | 香川県 | 水稲 | 収量計測機能付きコンバイン＋作期の異なる品種の導入による収量計測機能付きコンバインの稼働率向上 |
| 令和7年6月26日 | 中野　雄一朗 | 徳島県 | ブロッコリー、カリフラワー、サニーレタス等 | 直進アシスト(トラクター)＋ほ場の枕地確保による自動アシスト機能付きトラクタ作業効率向上 |
| 令和7年6月26日 | 株式会社下村青果商会 | 高知県 | きゅうり | 総合環境制御技術＋高機能性高軒高ハウスを導入し、総合環境制御技術による栽培環境制御の効率を向上 |
| 令和7年8月7日 | 株式会社ベイファーム | 香川県 | 水稲 | 直進アシスト田植機、収量計測機能付きコンバイン＋作期の異なる品種の導入による直進アシスト田植機等の稼働率向上 |
| 令和7年8月7日 | 株式会社ミヤモトオレンジガーデン | 愛媛県 | みかん・柑橘類 | 農業用ドローン＋作業効率を高める樹形変更により労働生産性を向上 |
| 令和7年8月28日 | 合同会社Mirai farm | 鳥取県 | 水稲 | 農業用ドローン＋作期の異なる新たな品種の導入による農業用ドローンの稼働率向上 |
| 令和7年10月15日 | 有限会社樫山農園 | 徳島県 | 水稲 | 直進アシスト機能付き直播機＋作期の異なる品種の導入による直進アシスト機能付き直播機の稼働率向上 |
| 令和7年10月30日 | 平石農園 | 愛媛県 | 柑橘 | 農業用ドローン＋作業効率を高める樹形変更により労働生産性を向上 |

## トピックス２
## フラッグシップ輸出産地について

○　「フラッグシップ輸出産地」とは、海外の規制やニーズに対応して継続的に農林水産物の輸出に取り組み、取組の手本となる産地として農林水産大臣が認定する制度であり、令和６（2024）年度に創設され、令和６（2024）年７月に第１回、12月に第２回認定が行われた。

○　中国四国農政局管内では、第１回に５産地、第２回に８産地が認定された（１品目につき１産地とカウント）。

○　当局の認定産地の特徴として、他局では認定実績のない盆栽の栽培産地が２産地（高松盆栽輸出振興会、赤石五葉松輸出振興組合）認定されている。

**＜認定証授与式の様子＞**

徳島阿波尾鶏ブランド確立対策協議会

（株）農家ソムリエーず

高松盆栽輸出振興会

赤石五葉松輸出振興組合

えひめ愛フード推進機構

大山乳業農業協同組合

全農おかやま県本部
(JA岡山、JA晴れの国岡山)

### 第1回認定産地

| 県名 | 認定産地（申請者名） | 品目 |
|---|---|---|
| 徳島 | **徳島阿波尾鶏ブランド確立対策協議会**<br>(輸出食鳥処理場認定を受け、香港、ベトナム等向け輸出に注力) | 鶏肉 |
| | **株式会社農家ソムリエーず**<br>(ニーズに合った規格品の安定的なロット確保を実現しカナダ向け輸出を強化) | かんしょ |
| 香川 | **高松盆栽輸出振興会**<br>(各国の輸出条件に対応した防除暦を作成。技術の普及や輸出後の品質維持に繋げる) | 盆栽 |
| 愛媛・香川 | **赤石五葉松輸出振興組合**<br>(EUの規制に対応した栽培管理体制を整備。スペイン、オランダ向けに直接輸出) | 盆栽 |
| 愛媛 | **えひめ愛フード推進機構**<br>(販売促進と、検疫条件や残留農薬基準等の規制を克服する課題解決の両面から取組) | かんきつ |

### 第2回認定産地

| 県名 | 認定産地（申請者名） | 品目 |
|---|---|---|
| 鳥取 | **大山乳業農業協同組合**<br>(特殊パックで賞味期限延長した「白バラ牛乳」のチルド牛乳を香港向けに輸出) | 牛乳<br>乳製品 |
| 岡山 | **全国農業協同組合連合会岡山県本部（JA岡山、JA晴れの国岡山）**<br>(主に台湾、香港向けに輸出。高い品質は現地でも高評価) | もも、<br>ぶどう |
| 愛媛 | **愛育フィッシュ輸出促進共同企業体**<br>(県産養殖魚「愛育フィッシュ」のプロモーションを現地商談会等で積極的に実施) | ぶり、たい<br>シマアジ |
| | **愛南漁業協同組合**<br>(水産エコラベルを取得。米国で好まれる無投薬による生産拡大を働きかけている) | たい |
| | **辻水産株式会社**<br>(対米HACCP認証取得。FDA、中国、台湾等の施設登録を行い各国の規制に対応) | クロマグロ |

トピックス３

# 農泊インバウンド受入促進重点地域について

○　農林水産省では、農泊地域への訪日外国人旅行者（インバウンド）の更なる受入促進に向け、これまで農泊に取り組んできた地域の中から「農泊インバウンド受入促進重点地域」の公募を行い全国で40地域を選定している。

　中国四国地域では、せとうち牛窓玉津農泊推進協議会（岡山県瀬戸内市）、萩市ふるさとツーリズム推進協議会（山口県萩市）、にし阿波～剣山・吉野川観光圏協議会（徳島県美馬市・三好市・つるぎ町・東みよし町）、てしま農泊推進協議会（香川県土庄町）の４地域が選定された。

○　選定された重点地域に対しては、地域の宿泊・食事・体験等のコンテンツを紹介する特別WEBサイトによる情報発信等の支援を実施している。

○　令和７（2025）年９月に重点地域による「農泊地域滞在プランコンテスト」が行われ、てしま農泊推進協議会が企業賞（JTB賞）を受賞した。

「特別WEBサイト」

## 選定4地域のインバウンド向けコンテンツ

### せとうち牛窓玉津農泊推進協議会

備前長船刀剣博物館にて、英国人学芸員による館内解説ツアー、日本刀古式鍛錬の様子や現代刀の職人が駐在する工房見学を等を提供

### 萩市ふるさとツーリズム推進協議会

農漁村や城下町で萩古来の暮らし体験、瓦そばや押し寿司といったホームメイドな郷土料理を囲んでの交流等を提供

### にし阿波～剣山・吉野川観光圏協議会

にし阿波の傾斜地農耕システム（世界農業遺産）」、祖谷のかずら橋（世界の持続可能な観光地100選）での体験・見学等を提供

### てしま農泊推進協議会

豊島美術館や瀬戸内国際芸術祭の見学、歴史のある建物を改築した古民家での宿泊、地引網体験等を提供

## 農泊地域滞在プランコンテスト受賞内容

**滞在プラン名**

瀬戸内・豊島「水がつなぐ島の物語」

**滞在プランの内容**

自然とともに人々が暮らしてきた歴史ある豊島。1980年代に産業廃棄物の不法投棄によって途絶えかけた生活環境は島民の粘り強い努力によって良好な環境に再生された。今、この経緯をもとに水が人を呼び、人がつながりを育み、暮らしの環境を支える「つながる島」という新たな旅先として、島民とのふれあいや漁業体験等を通じ、その価値を世界に届けはじめている。

# トピックス４
# 家畜伝染病の発生･まん延の防止について（令和７年11月10日現在）

○　家畜伝染病は畜産経営に大きな被害を与え、畜産振興及び食料安定供給に大きな影響を及ぼすため、家畜伝染病予防法に基づき、家畜所有者、国、県、関係機関が連携して発生・まん延防止に取り組んでいる。

○　令和６（2024）年度、**高病原性鳥インフルエンザ**は、例年より早い10月17日に初発となり、過去最多の令和４（2022）年度シーズン（26道県84事例）に匹敵するペースで発生した。特に１月は千葉県、愛知県の養鶏集中地域で続発し、単月として過去最多の全国34事例。令和７（2025）年２月１日以降は全国での発生はなく、管内では３県４事例（国内14道県51事例）となった。
　また、令和７（2025）年度は、10月22日に北海道で初発となり、これまで北海道において２例、新潟県において２例、合計４例の発生を確認している。

○　飼養豚での**豚熱**は、平成30（2018）年以降、国内24都県100事例が発生している。このうち管内では、令和６（2024）年11月に愛媛県で初めて発生した。
　令和元（2019）年に飼養豚への予防的ワクチン接種を開始し、北海道を除く全国で実施している。

　野生イノシシについては、管内全県で豚熱ウイルス陽性が確認されており、その地域は拡大している。拡散防止のための経口ワクチンの散布とともに、野生イノシシの感染状況のサーベイランス及び捕獲強化等を実施している。

○　**アフリカ豚熱**は、豚や野生イノシシに感染する致死率の高い伝染病であり、有効な予防法やワクチンはない。
　日本では未発生だが、アジア地域を含む世界でまん延している。肉製品や衣服、靴などを介して感染が拡大するため、インバウンドが増加する中、空海港では携帯品検査の強化、靴底消毒の徹底、広報活動など、国内侵入を防ぐため対策強化に取り組んでいる。

### 中国四国地域における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

| 年　　度 | 発生県 | 殺処分羽数 |
|---|---|---|
| 令和３（2021）年度 | ２県４事例 | 約39.1万羽 |
| 令和４（2022）年度 | ４県15事例 | 約272.1万羽 |
| 令和５（2023）年度 | ３県３事例 | 約19.0万羽 |
| 令和６（2024）年度 | ３県４事例 | 約81.4万羽 |

殺処分の様子

### 中国四国地域における野生イノシシ及び飼養豚の豚熱陽性確認市町村

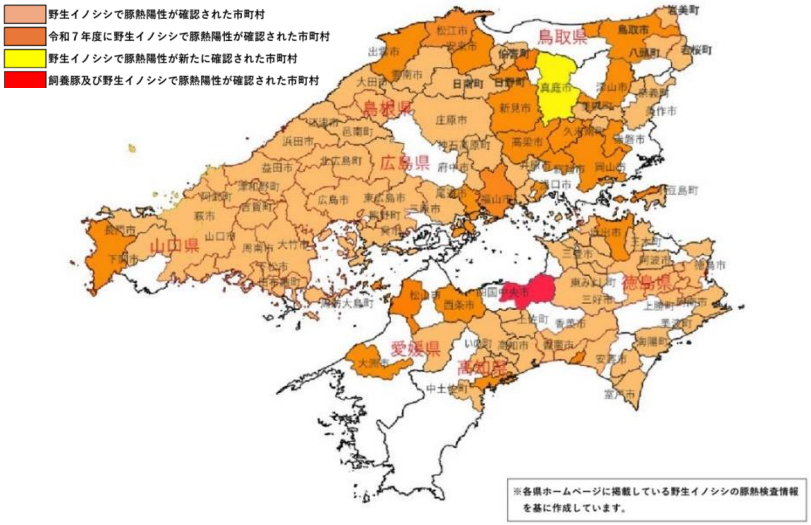


資料：中国四国農政局作成（令和７年１０月末日現在）

## トピックス５
## 大規模自然災害の対応

○　中国四国地域では、令和６（2024）年６月から７月の梅雨前線による豪雨により、島根県、山口県などで農作物等や農地・農業用施設等の被害が発生した。また、同年11月に発生した豪雨では、島根県、愛媛県等に甚大な被害をもたらした。

○　中国四国農政局では、これらの災害に対して、農業関係に係る被害情報を収集するとともに、MAFF-SAT（農林水産省サポート・アドバイス・チーム）を派遣（岡山県42名、島根県２名、愛媛県２名、高知県２名、山口県１名）し、被災状況調査や技術支援等を行うなど、迅速な被害把握と被災地の営農再開に向けた復旧支援を実施した。

※MAFF-SAT派遣人数は延べ人数。

### 令和6年梅雨前線による豪雨の対応

MAFF-SAT派遣による
被害状況調査の様子
（島根県雲南市）

MAFF-SAT派遣による
災害応急用ポンプ支援の様子
（岡山県笠岡市）

農道法面崩落（山口県下関市）
左：被災後　右：復旧後

### 令和6年11月豪雨の対応

MAFF-SAT派遣による
排水ポンプ車派遣の様子
（岡山県岡山市）

法面崩落（島根県奥出雲町）
左：被災後　右：復旧後

# 1　中国四国地域の農業構造

## （１）農業労働力の現状

○　中国四国地域の農業を支える基幹的農業従事者は、令和６（2024）年において14.6万人で、全国（111.4万人）の約13%を占めている。基幹的農業従事者は、全国、中国四国地域ともに減少傾向にある。

○　平均年齢は72.0歳で、全国平均（69.2歳）より2.8歳高く、高齢化が進んでいる。

○　基幹的農業従事者の年齢構成をみると、70歳以上の階層で全国を上回っている。

基幹的農業従事者数（個人経営体）

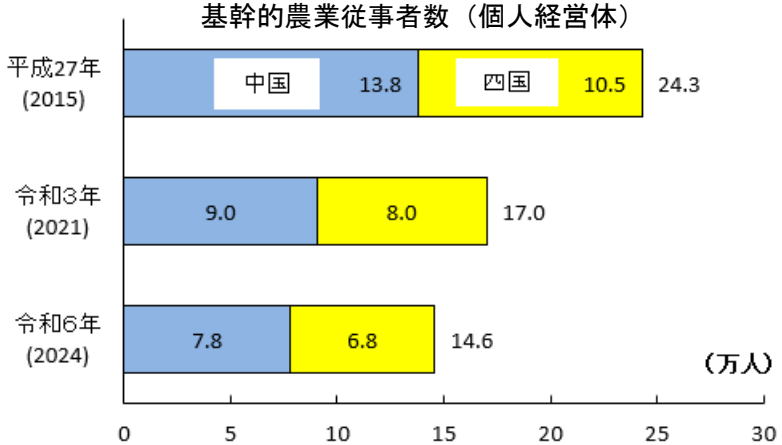


基幹的農業従事者の平均年齢（個人経営体）

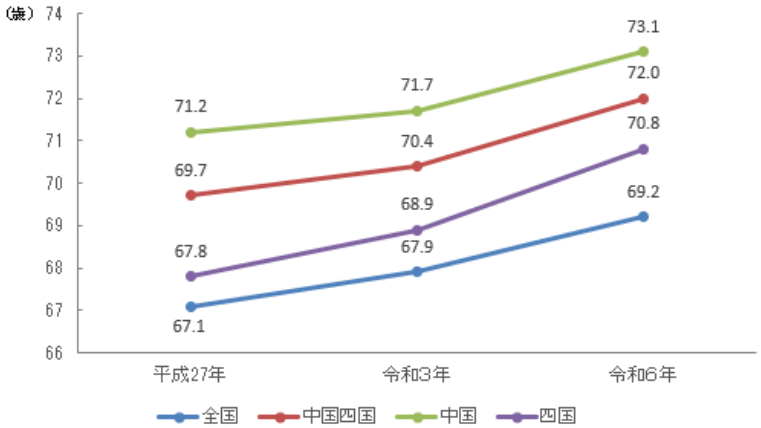


基幹的農業従事者の年齢構成割合（令和６（2024）年）

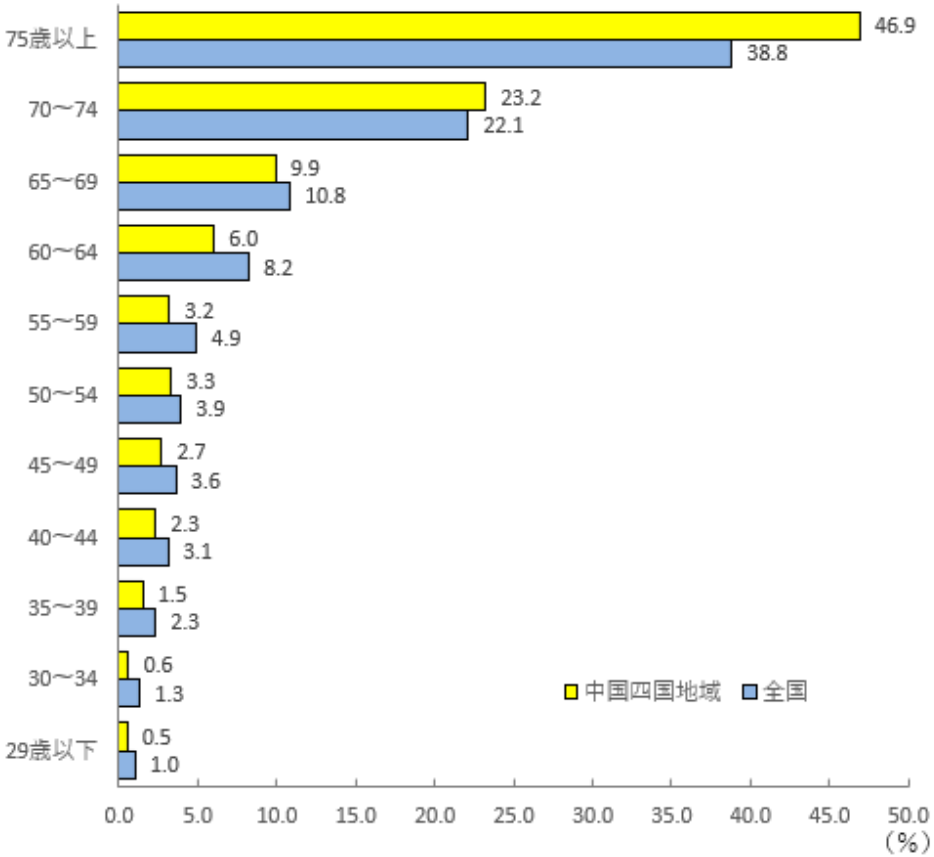


資料：農林水産省「農林業センサス」(2015)、農業構造動態調査(2021.2024)
注：基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

## （２）農地をめぐる状況

○　中国四国地域における令和６（2024）年の耕地面積は34.7万haで、全国（427.2万ha）の約８％を占めているが、中国地域、四国地域ともに減少傾向で推移している。

○　中国四国地域の１経営体当たりの経営耕地面積は増加し、規模拡大がみられるものの、令和６（2024）年のそれは1.5haで、全国（3.6ha）及び都府県（2.5ha）と比較すると小さい。

耕地面積の推移（中国四国）

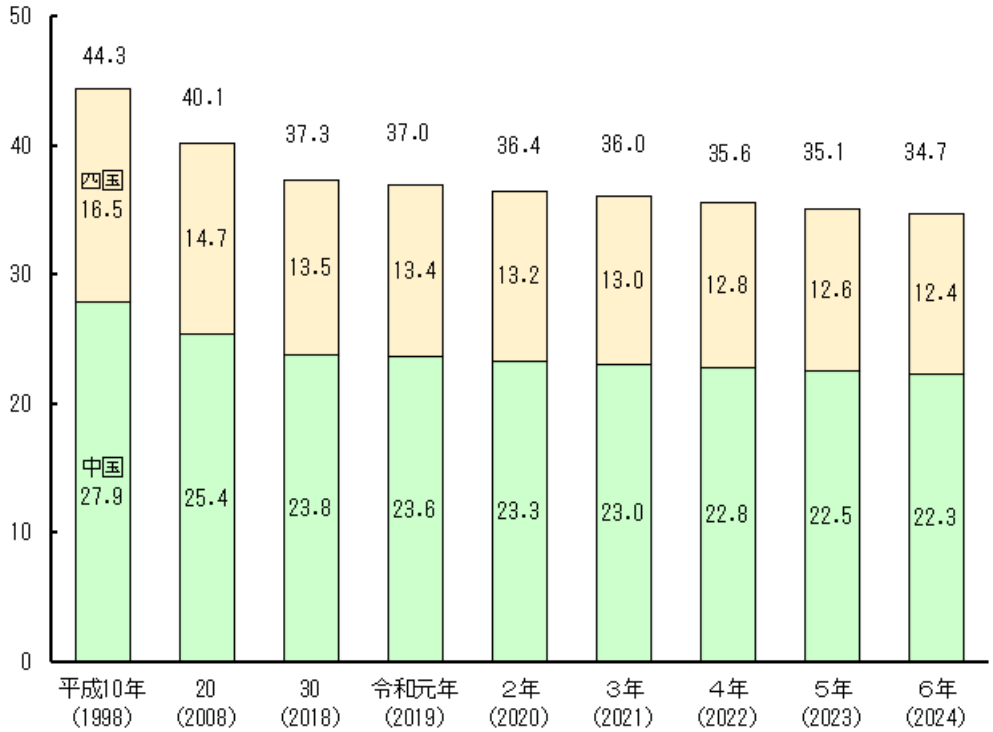


資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」
注：耕地面積とは、農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含む。

経営耕地面積規模別経営耕地面積の割合（中国四国）

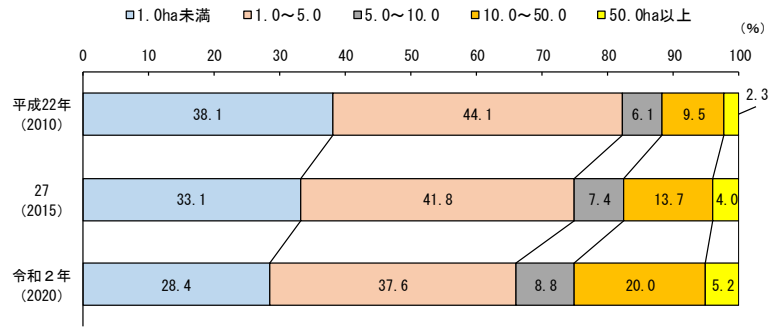


資料：農林水産省「農林業センサス」
注：経営耕地面積とは、農林業経営体が経営している耕地をいい、自ら所有している耕地（自作地）と他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。

１経営体当たり経営耕地面積（令和６年）

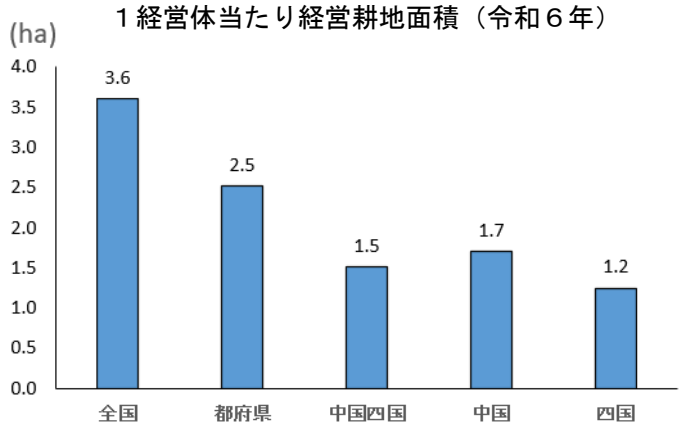


資料：農林水産省「令和６年農業構造動態調査」

○　中国四国地域における令和６（2024）年の耕地面積に占める中山間地域の割合は62.3%で、全国の割合（44.0%）を大きく上回っている。

○　このため、農業生産活動の場として重要な役割を担う中山間地域の活性化は、中国四国地域において大きな課題である。

耕地面積に占める中山間地域等の割合（令和６（2024）年）

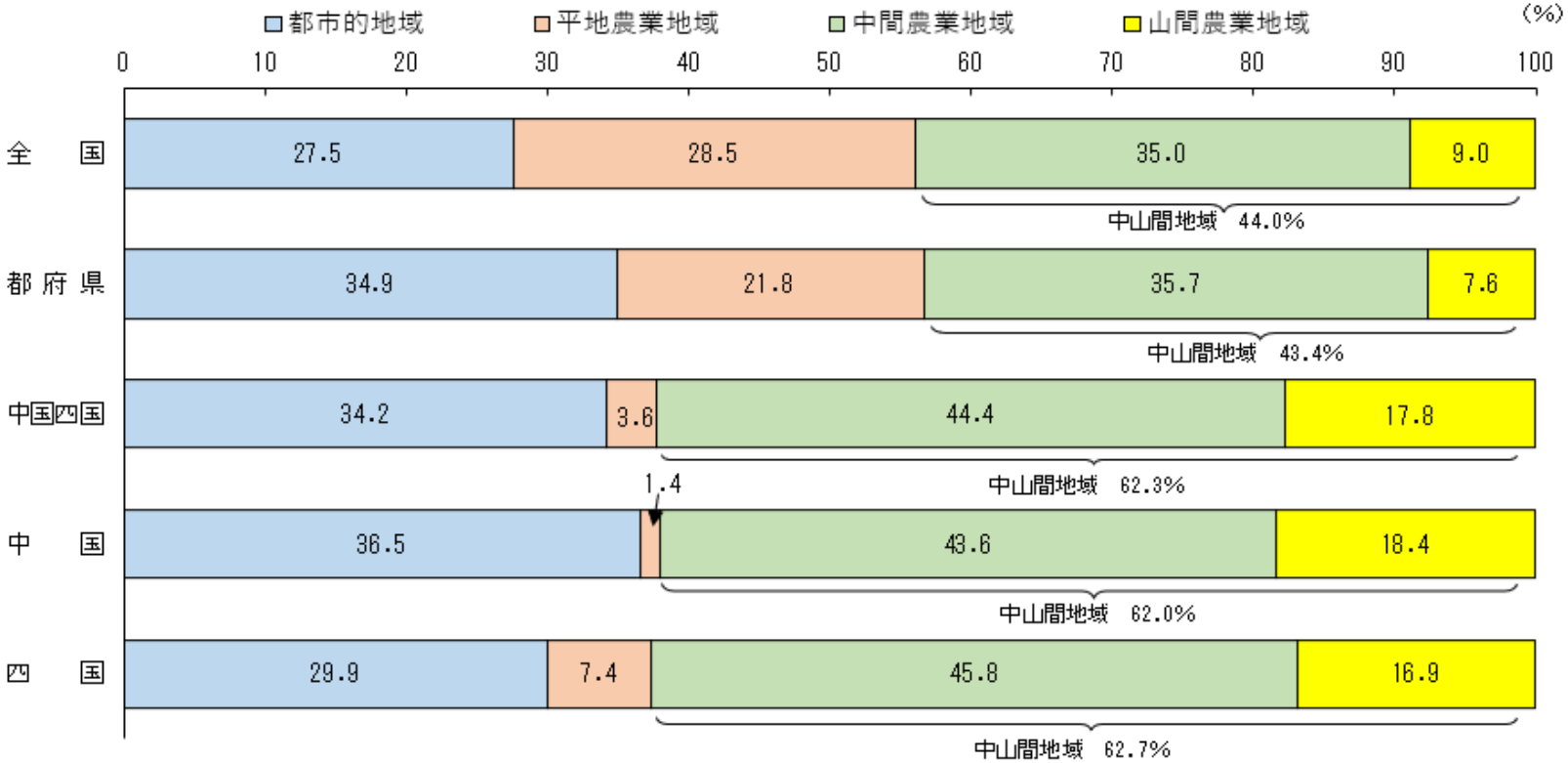


資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：１　面積調査の調査期日は、令和６（2024）年７月15日現在である。

２　中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分」（平成13年11月30日付け 13統計第956号）で定められた基準指標（耕地率、林野率等）により設定された都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域の４つの農業地域類型区分のうち、中間農業地域及び山間農業地域を合わせた地域を指す。

３　農業地域類型区分は令和５（2023）年に改定されたものを用いた。また、中山間地域等の割合は、それぞれの農業地域類型区分における市町村別耕地面積から算出した。

## （３）　農業産出額

○　中国四国地域における令和５（2023）年の農業産出額は9,738億円で、全国（９兆5,543億円）の約１割を占めている。

○　部門別農業産出額の構成割合をみると、中国地域は５県全てで畜産の割合が最も高い。一方、四国地域は、香川県では畜産の割合が最も高いが、愛媛県では果実、徳島県、高知県では野菜の割合が最も高くなっている。

部門別農業産出額の構成割合（令和５（2023）年）

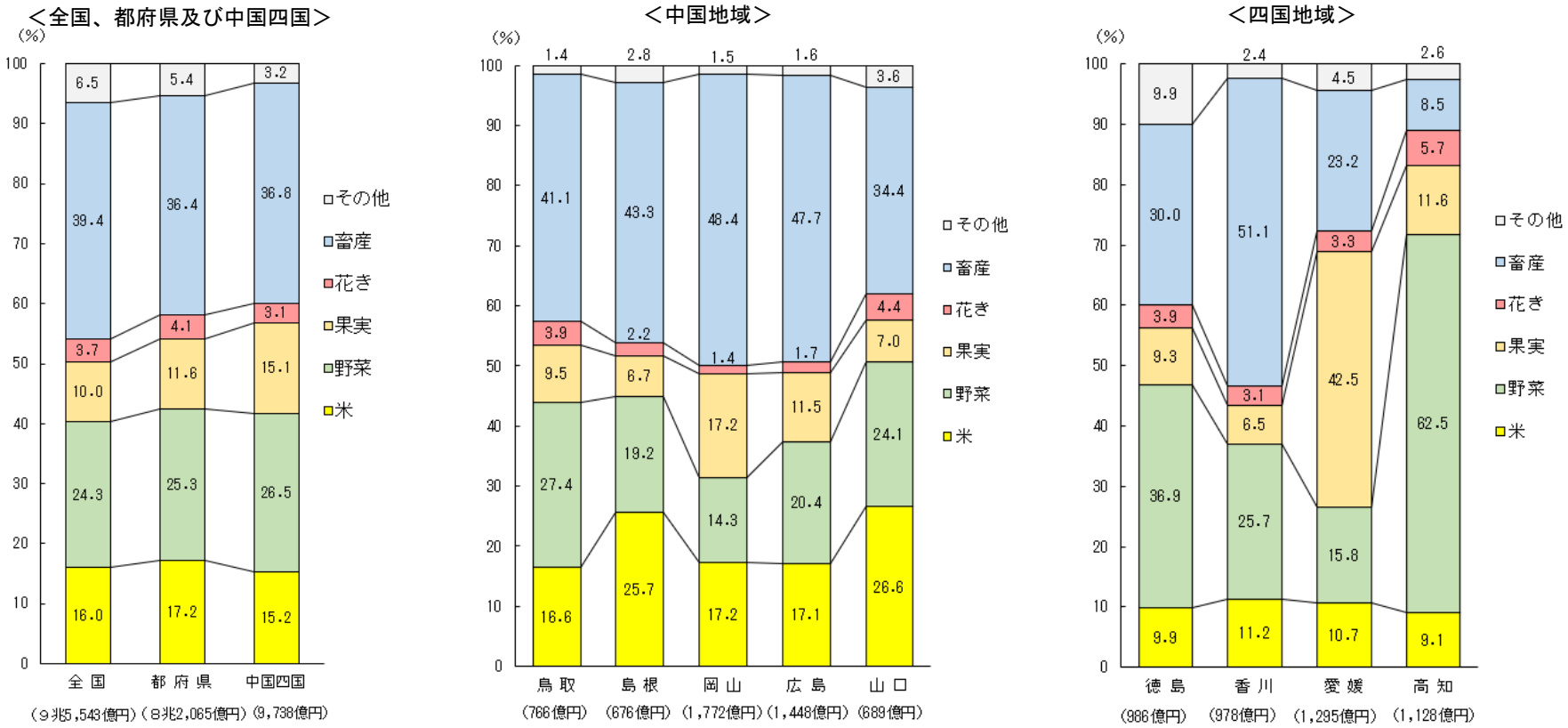


資料：農林水産省「生産農業所得統計」
注：１　品目別農業産出額のその他は、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物、その他作物及び加工農産物の合計である。
　　２　全国、都府県及び中国四国の農業産出額は、各県の積上値であり県間で取り引きされた種苗、子豚等の中間生産物が重複計上されている。

# 農産物産出額上位５品目（令和５（2023）年）

（各円グラフ内数値の単位：億円）

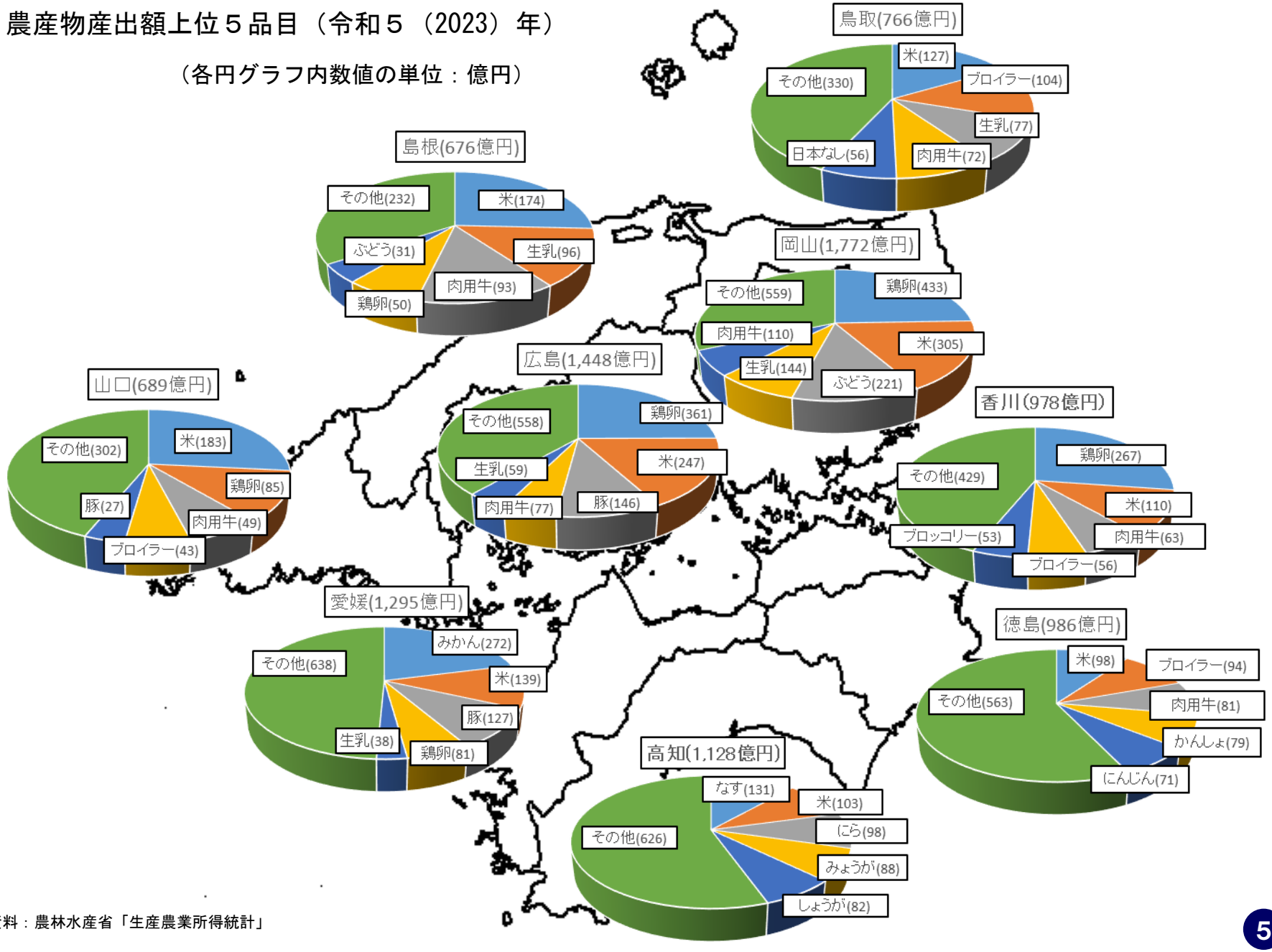


資料：農林水産省「生産農業所得統計」

## ２　生産基盤の強化と、需要拡大の推進
### （１）需要に応じた土地利用型作物の生産拡大
#### ①　米の生産動向

○　主食用米の価格高騰を背景に、令和７年産の主食用米の作付面積（10月25日現在）は、全国で10万８千haの増加が見込まれている。中国四国地域においても、近年、主食用米は減少傾向で推移してきたが、令和６年産実績と比較すると３千700ha増の13万６千400haの作付が見込まれている。

○　また、中国四国地域における全水稲面積は、毎年２～３千haの減少で推移してきたが、このような主食用米の作付増加を背景に、令和７年産については例年に比べ減少幅が小さくなる見込みとなっている。

【主食用米の作付面積】

（単位：ha）

| | R６年産<br>作付面積 ① | R7年産<br>作付意向 ② | ②－① | 増加率 |
|---|---|---|---|---|
| 鳥取県 | 11,600 | 12,000 | 400 | 3.45 |
| 島根県 | 15,700 | 16,100 | 400 | 2.55 |
| 岡山県 | 27,200 | 28,100 | 900 | 3.31 |
| 広島県 | 20,100 | 20,200 | 100 | 0.50 |
| 山口県 | 15,800 | 16,300 | 500 | 3.16 |
| 徳島県 | 9,790 | 10,300 | 510 | 5.21 |
| 香川県 | 9,770 | 10,100 | 330 | 3.38 |
| 愛媛県 | 12,700 | 12,700 | 0 | 0.00 |
| 高知県 | 10,100 | 10,500 | 400 | 3.96 |
| 中国四国 | 132,700 | 136,400 | 3,700 | 2.79 |
| 全国 | 1,259,000 | 1,367,000 | 108,000 | 8.58 |

資料：農林水産省「作物統計」

【全水稲及び主食用米の作付面積の推移】

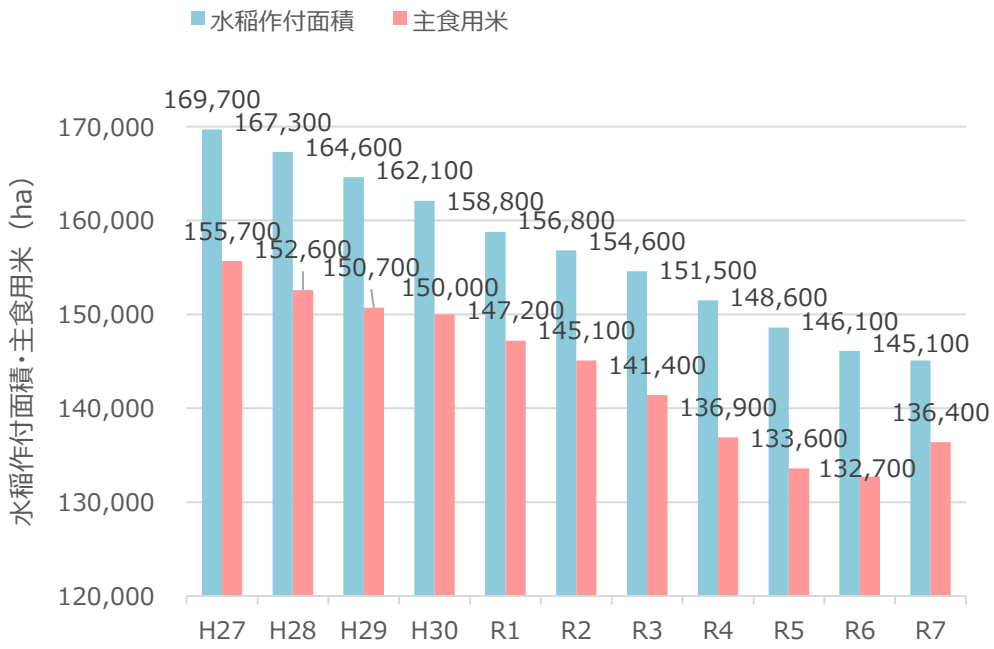


資料：農林水産省「作物統計」

## ②　需要に応じた米生産

○　主食用米の作付面積が増加する中、加工用米や米粉用米、飼料用米等の戦略作物（水稲関係）については、主食用米への転換や担い手不足、高齢化等により大幅に減少することが見込まれている。

○　これらの戦略作物については、それぞれが実需者と結びついている現状を踏まえ、引き続き、需要に応じた生産が行われることが課題となっている。

【戦略作物（水稲関係）の作付面積の推移】

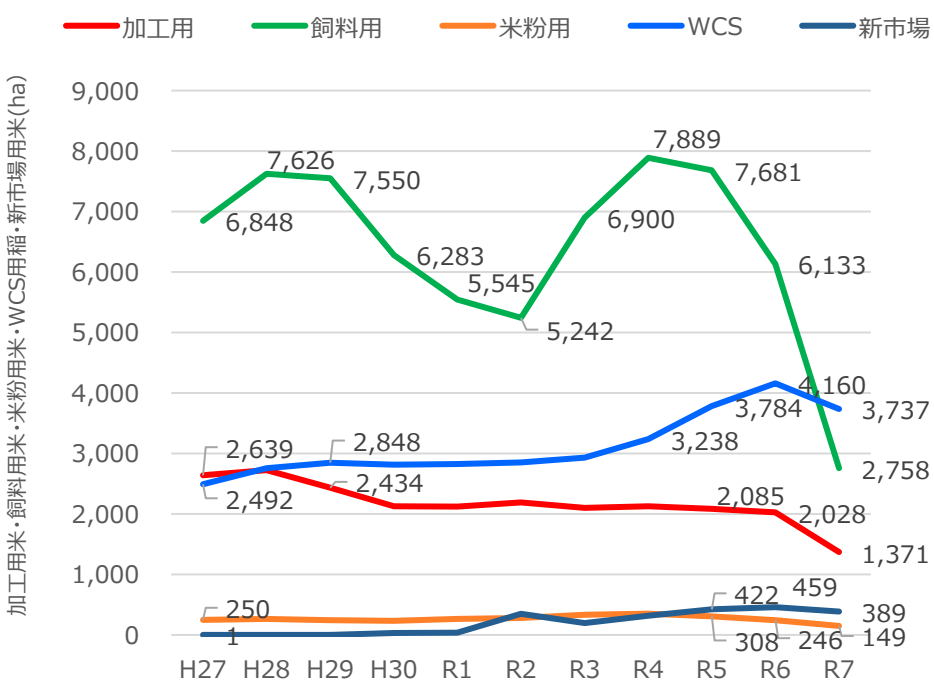


資料：農林水産省：「水田における作付状況について」

【きめ細やかな情報提供】

【スマート農業技術】

【ドローンによる農薬散布】

【収量コンバイン】

○　「米の需要に応じた生産」に向けて、全国会議やマンスリーレポート等を通じ、きめ細やかな情報提供により、生産者自らが経営判断できる環境整備を推進する。

○　農地の集積・集約、大区画化やスマート農業技術の活用等を通じた生産性の向上を推進する。

## ③　麦作生産振興

○　中国四国地域において、麦は水稲との二毛作により栽培されることが多く、農業経営の収益性向上・安定に資する重要な作物である。
○　麦の栽培面積は年々増加しており、近年の豊作と合わせて生産量が増加している一方で、需要拡大を図ることが必要となっている。

### 中国四国地域における4麦の作付面積及び収穫量の推移

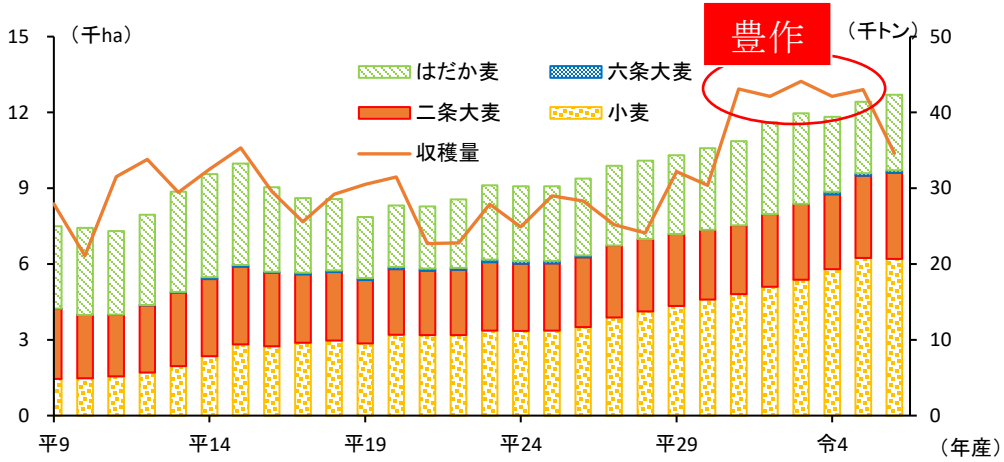


資料：農林水産省統計部「作物統計」

### 中国・四国地域麦類の販路拡大等プロジェクト ～「瀬戸内麦推進協議会」の設立 ～

瀬戸内地域全体として麦・麦製品のブランド化等を進める「せとうち麦連合構想」を各県・産地に提案。

**具体策**

製粉・精麦企業、食品メーカー、産地等が一体となって麦振興に取組む「瀬戸内麦推進協議会」を令和４年７月に設立、令和５年８月に一般社団法人化。

中国四国地域が主産地である“はだか麦”に着目し、「瀬戸内はだか麦」のブランド活用や、開発したはだか麦のジュレを令和６年10月に発売開始するなど、新たな用途開拓による需要拡大等を推進。

開発した「せとうちまるごと大麦ジュレ」
（協議会公式ECサイトで発売）

せとうち島旅フェス@与島PA出展の様子

「中国・四国地域麦類の販路拡大等プロジェクト」を中心に、麦・麦製品のブランド化等により需要拡大を推進する。

## （２）地域の特色を生かした園芸作物等の推進

### ①　野菜

○　中国四国地域では、多様な自然・立地条件を活かして大山山麓のすいか、瀬戸内の温暖な気候によるブロッコリー、ハウス栽培のなすやピーマンなど、多彩な野菜が生産されているが、近年、農業従事者の減少や高齢化の進行等により作付面積が減少傾向で推移している。

○　食の外部化、簡便化等により、野菜の需要は加工・業務用に徐々にシフトし、近年では全体の約６割を加工・業務用需要が占める一方、国産の比率は７割程度にとどまっており、食料安全保障の観点からも、加工・業務用野菜の需要に対応した生産・流通システムの構築が必要である。

**野菜の作付面積の推移（中国四国）**

（単位：ha）

| | 令和元年（2019） | 2年（2020） | 3年（2021） | 4年（2022） | 5年（2023） |
|---|---|---|---|---|---|
| 鳥取県 | 3,752 | 3,703 | 3,735 | 3,624 | 3,561 |
| 島根県 | 2,552 | 2,555 | 2,583 | 2,530 | 2,511 |
| 岡山県 | 2,868 | 2,781 | 2,794 | 2,819 | 2,784 |
| 広島県 | 4,543 | 4,590 | 4,664 | 4,649 | 4,613 |
| 山口県 | 3,263 | 3,195 | 3,138 | 3,061 | 3,023 |
| 徳島県 | 6,035 | 5,955 | 5,921 | 5,724 | 5,663 |
| 香川県 | 4,699 | 4,557 | 4,612 | 4,491 | 4,486 |
| 愛媛県 | 4,578 | 4,464 | 4,377 | 4,018 | 3,885 |
| 高知県 | 3,173 | 3,153 | 3,082 | 3,006 | 2,981 |
| 中国四国① | 35,463 | 34,951 | 34,904 | 33,920 | 33,510 |
| 全　国② | 396,788 | 389,957 | 385,368 | 378,296 | 371,422 |
| ①／② | 9% | 9% | 9% | 9% | 9% |

資料：農林水産省「野菜生産出荷統計（一部品目除く）」
「地域特産野菜生産状況調査」「特用林産物生産統計調査」

**野菜の農業産出額の推移（中国四国）**

（単位：億円）

| | 令和元年（2019） | 2年（2020） | 3年（2021） | 4年（2022） | 5年（2023） |
|---|---|---|---|---|---|
| 鳥取県 | 213 | 214 | 205 | 209 | 210　（27%） |
| 島根県 | 94 | 101 | 99 | 126 | 130　（19%） |
| 岡山県 | 205 | 223 | 203 | 230 | 253　（14%） |
| 広島県 | 236 | 247 | 242 | 271 | 295　（20%） |
| 山口県 | 148 | 160 | 149 | 163 | 166　（24%） |
| 徳島県 | 349 | 352 | 343 | 336 | 364　（37%） |
| 香川県 | 242 | 242 | 236 | 241 | 251　（26%） |
| 愛媛県 | 190 | 197 | 187 | 190 | 204　（16%） |
| 高知県 | 715 | 711 | 676 | 674 | 705　（63%） |
| 中国四国① | 2,392 | 2,447 | 2,340 | 2,442 | 2,578　（26%） |
| 全　国② | 21,515 | 22,520 | 21,463 | 22,294 | 23,243　（24%） |
| ①／② | 11% | 11% | 11% | 11% | 11% |

資料：農林水産省「生産農業所得統計」
注：（　）は農業産出額に占める野菜の割合

**加工・業務用野菜の割合**

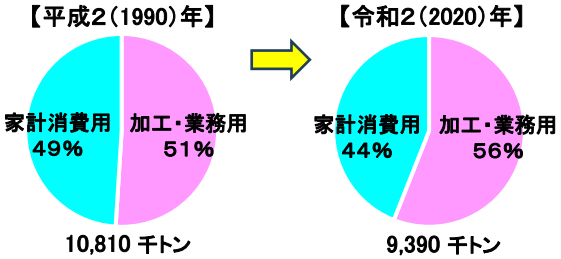


出典：農林水産政策研究所

**家計消費用野菜と加工・業務用野菜それぞれの国産割合（令和2年）**

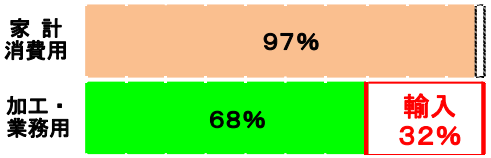


注１：ばれいしょを除く指定野菜13品目
注２：データは農林水産政策研究所による

野菜の生産性の向上、加工・業務用需要に対応した野菜生産、高収益な施設園芸等の推進等を図るため、①作業時間短縮に向けた集出荷貯蔵施設等の整備、②省力化・効率化に向けた農業機械の導入、③生産量増加や品質向上に向けた低コスト耐候性ハウス等の整備、環境制御装置等の導入、パイプハウス等生産資材の導入などを推進する。

## ② 果樹

○ 中国四国地域は、みかん、ぶどう、日本なし、もも等で全国有数の産地を形成している。
○ 農業産出額に占める果実の割合は、全国（10.0%）と比べ中国四国地域は15.1%と高く、品目別では、みかんとその他のかんきつ類で果実産出額の約半数を占め、次いでぶどうの割合が高い。
○ 栽培面積は、みかん、その他のかんきつ類の割合が高い。
○ 中国地域では、ぶどう、日本なしなどの落葉果樹やかんきつ類、四国地域ではかんきつ類を中心とした産地を形成している。また、栽培面積が全国で上位となっている品目も多い。

### 果実産出額の品目別割合（中国四国）

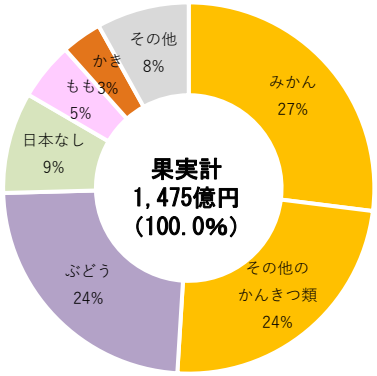


資料：農林水産省「令和５年生産農業所得統計」

### 果樹の栽培面積割合（中国四国）

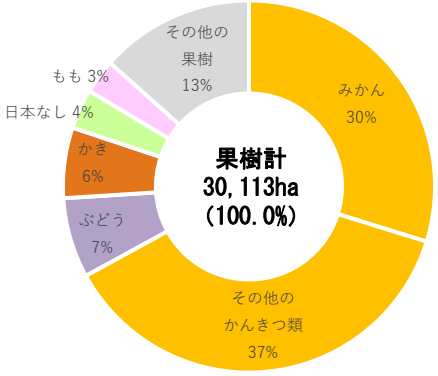


資料：農林水産省「令和６年耕地及び作付面積統計」
注：1)果樹計は調査対象品目（みかん、その他のかんきつ類、りんご、日本なし、西洋なし、かき、びわ、　もも、すもも、おうとう、うめ、ぶどう、くり、パインアップル及びキウイフルーツ）の積上値。
2)令和６年は主産県調査年であることに留意。

### 中国四国管内の主な果樹

| 県名 | 主な品目 |
|---|---|
| 鳥取県 | 日本なし(①二十世紀) |
| 島根県 | ぶどう(④デラウエア、⑧シャインマスカット) |
| 岡山県 | ぶどう(①ピオーネ、①ﾏｽｶｯﾄｵﾌﾞｱﾚｷｻﾝﾄﾞﾘｱ、③シャインマスカット)、⑥もも |
| 広島県 | かんきつ類（①レモン、①ネーブルオレンジ、⑧うんしゅうみかん)、ぶどう(③ピオーネ、⑩シャインマスカット) |
| 山口県 | かんきつ類（④いよかん）、⑧くり、日本なし（②二十世紀） |
| 徳島県 | かんきつ類（①すだち、②ゆず）、日本なし（⑥豊水） |
| 香川県 | ④びわ、⑤キウイフルーツ、ぶどう(④ピオーネ)、⑧もも |
| 愛媛県 | かんきつ類(①いよかん、①河内晩柑、①きよみ、①ポンカン、②うんしゅうみかん)、①キウイフルーツ、③くり、⑥びわ |
| 高知県 | かんきつ類（①ゆず、①ブンタン） |

資料：農林水産省「令和４年産特産果樹生産動態等調査」　　注）○付き数字は全国順位（栽培面積）

愛媛県のオリジナル品種
愛媛果試第28号（紅まどんな®）

※紅まどんな®は全国農業協同組合連合会の登録商標

レモンの栽培面積日本一
－広島県－

ぶどうの大規模生産団地
－岡山県－

なしの省力樹形（ジョイント栽培）
－鳥取県－

ドローンによる農薬散布
－愛媛県－

生産基盤を強化するため、果樹経営支援対策事業等により①省力樹形への改植等による労働生産性の向上や、②果樹型トレーニングファームの設置等による担い手の育成・確保などを推進する。

## ③　花き・地域特産作物

○　切り花の購入金額は長期的に減少傾向。世帯主の年齢別でみると、若年層の購入金額が低い。

○　農政局では、「花のある生活」の啓発・普及として、日常生活における花きの活用促進、花きの新たな文化の創出等に向けた取組を実施している。

○　中国四国地域では、中山間地域を中心に、かんしょ、茶、葉たばこをはじめ、オリーブ、えごま、薬用作物のミシマサイコ等の地域特産作物が地域条件を活かして栽培されている。

### 《切り花１世帯あたり購入額》

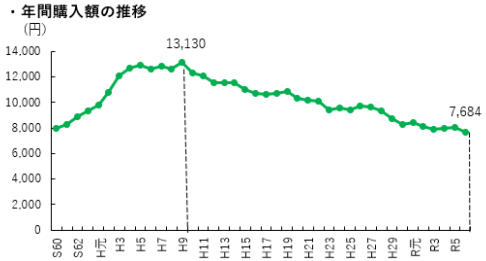


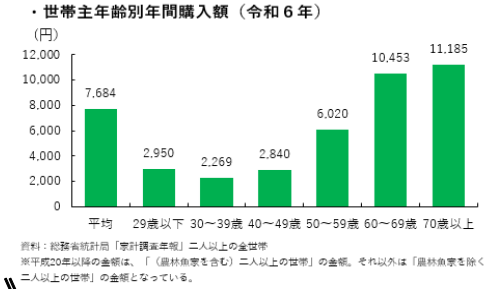


### 《中国四国地域の地域特産作物》

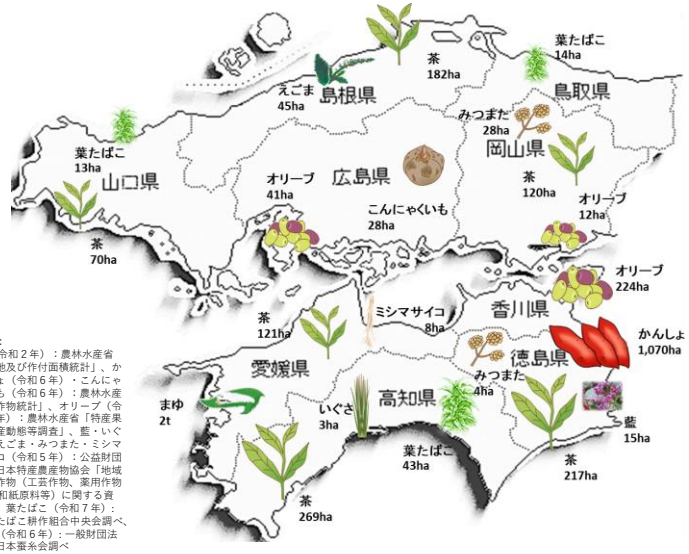


資料：
茶（令和２年）：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、かんしょ（令和６年）・こんにゃくいも（令和６年）：農林水産省「作物統計」、オリーブ（令和４年）：農林水産省「特産果樹生産動態等調査」、藍・いぐさ・えごま・みつまた・ミシマサイコ（令和５年）：公益財団法人日本特産農産物協会「地域特産作物（工芸作物、薬用作物及び和紙原料等）に関する資料」、葉たばこ（令和７年）：全国たばこ耕作組合中央会調べ、まゆ（令和６年）：一般財団法人大日本蚕糸会調べ

### 《「3 LOVE STORIES」に関する取組》

農政局では、「フラワーバレンタイン」など１月～３月の花贈りをPRする「3 LOVE STORIES」の取組、中国四国管内の主な花き産地、２０２７年国際園芸博覧会を紹介。

また、岡山県花き消費拡大実行委員会の協力により、イベント当日に婚姻届や出生届を提出された世帯に岡山県産スイートピー等のブーケを贈呈。

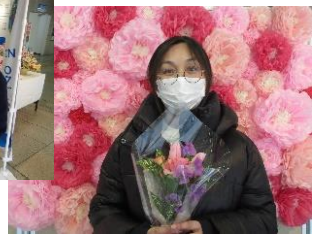

「なると金時」

島根県松江市の茶園

○　花きは、物流2024年問題に対応した流通の効率化や、品目の転換や導入、産地の課題解決に必要な技術導入等を推進する。

○　地域特産作物は、持続的な生産体制の構築や実需者ニーズに対応した高品質生産等を推進する。

## （３）畜産・酪農の生産基盤の強化

○ 乳用牛の飼養頭数は、令和５（2023）年から減少傾向で令和７（2025）年も減少し、およそ６万頭。
○ 肉用牛の飼養頭数は、増加傾向で推移してきたが、令和７（2025）年は、7,000頭あまり減少した。
○ 一方、乳用牛、肉用牛とも一戸当たりの飼養頭数は増加傾向で推移し、令和元（2019）年から20頭以上増加、特に乳用牛（成牛）100頭以上の飼養割合は、都府県平均を大きく上回り、大規模化が進展。

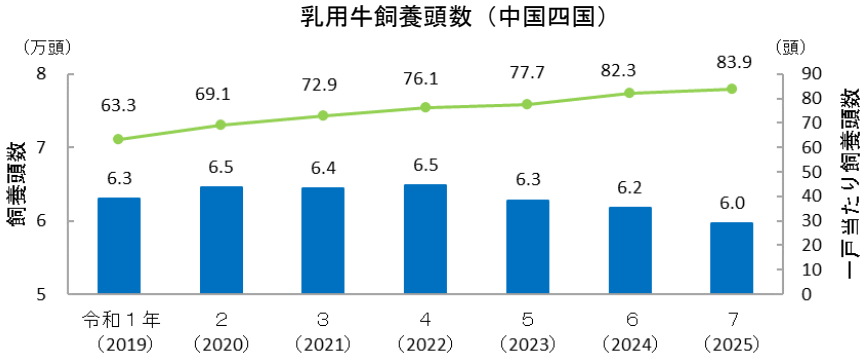


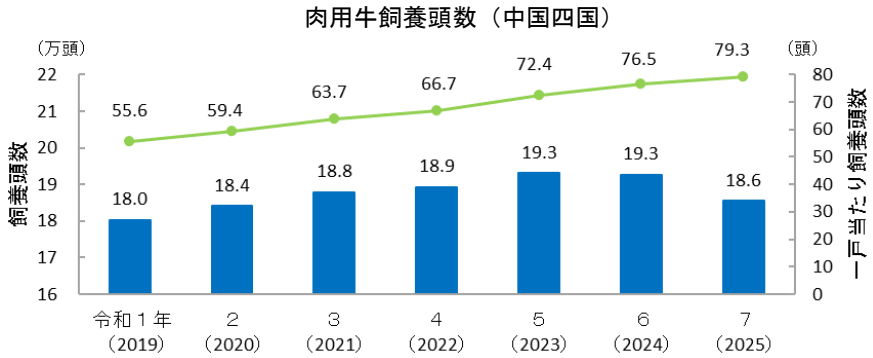


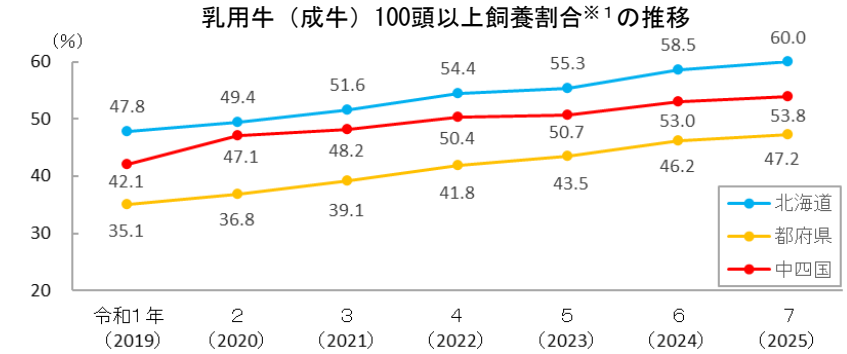


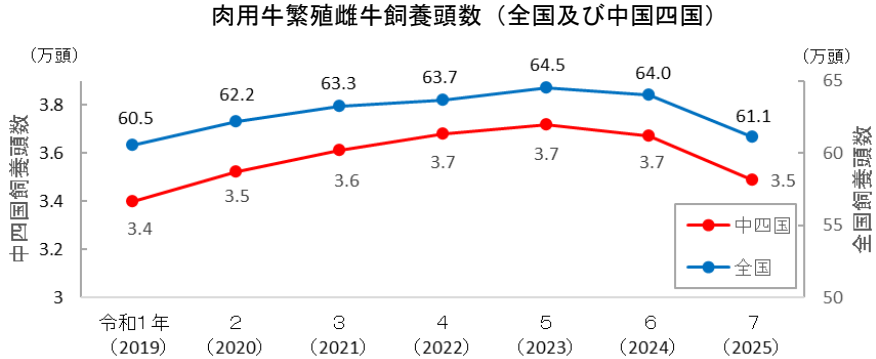


畜産・酪農の生産基盤の維持・強化や経営の安定のため、需要拡大に取組みつつ需要に応じた生産、生産コストの低減・生産性の向上に向け乳牛の長命連産や肉用牛の早期出荷、国産飼料(青刈りとうもろこし、牧草等)の生産・利用拡大を通じ輸入飼料依存度の低減などを推進するとともに、スマート農業技術の活用、労働負担の軽減や生産性向上に資する省力化機器の導入、温室効果ガス排出削減対策など持続的な畜産経営に向けた取組を進める。

※１ 乳用牛（成牛）100頭以上飼養割合：乳用牛（成畜）を100頭以上飼っている農家の飼養頭数割合

## （４）国産飼料の生産・利用拡大

○　中国四国地域における飼料作物の作付面積は、近年の輸入飼料価格の高騰等により、国産飼料の利用が増えてきたことに伴い、令和２（2020）年産から増加傾向にある。
○　飼料作物別にみると、畜産農家等が以前から生産している牧草の作付面積の割合が比較的高く、また、地域で組織的に生産されているWCS用稲などの拡大も進んでいる。

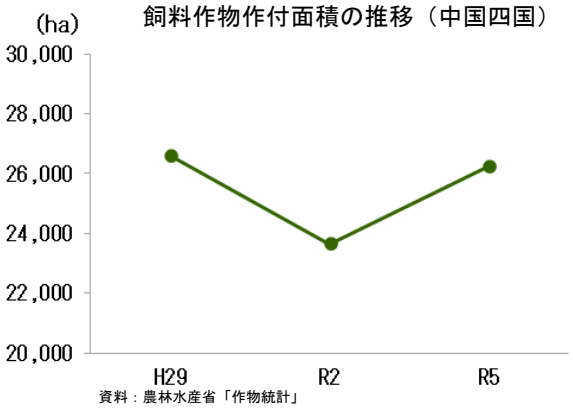

資料：農林水産省「作物統計」

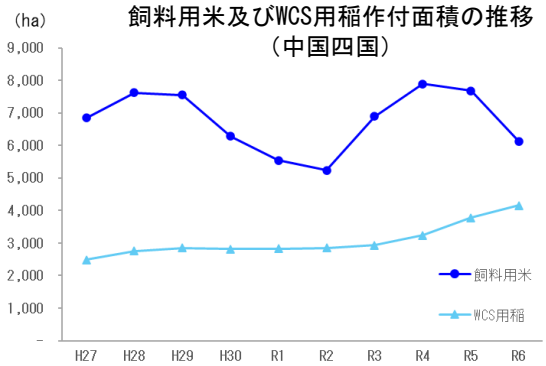

資料：農林水産省農産局「新規需要米の取組計画認定状況」

青刈りとうもろこしの収穫

WCS用稲の収穫

放牧の活用

### 中国四国管内における国産飼料の生産・利用拡大に係る取組

**島根県飼料用米推進協議会**

飼料用米の生産・利用の拡大、流通体制の構築を図るため協議会を設立。当初、採卵鶏農家を中心に飼料用米の供給をしていたが、現在は肉用牛肥育農家等も利用し、「こめたまご」や「まい米牛（まいまいぎゅう）」のブランド化を実現。

**広島県酪農業協同組合**

広島県酪農協同組合では、WCS用稲を県内の農業生産法人等と契約栽培してもらい、業者に委託して収穫。農協が運営している「みわTMRセンター」で、WCS用稲を中心とした乳用牛向けのTMRを製造し、県内外の酪農家に廉価で販売。

**四万十農協飼料米利用研究会**

飼料用米の生産・利用の拡大、流通体制の構築を図るため研究会を設立し、養豚農家への飼料用米の供給を開始。
四万十ポーク「米豚」の出荷前2か月間、飼料用米を配合した飼料を給与。

**東宇和コントラクター研究会**

愛媛県西予市内の酪農家を中心としたコントラクター研究会を設立し、飼料作物（青刈りとうもろこし、ソルゴー、WCS用稲）の収穫調整作業を受託。自給飼料生産の効率化や品質・生産性の向上を図り、地域畜産の発展に寄与。

飼料の多くを輸入に依存している現状から国産飼料に立脚した畜産への転換を図るため、青刈りとうもろこし等の栄養価の高い飼料作物の生産拡大、草地の生産性向上、耕作放棄地等の活用による放牧推進や耕畜連携の推進に加え、飼料生産組織による飼料生産の効率化などを推進し、国産飼料の生産・利用の拡大を進める。

注１）飼料作物に係る調査は、全ての都道府県を調査対象とする全国調査を、作付面積調査にあっては３年ごとに実施している（直近は令和５年産）。
２）「飼料作物計」とは、牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴーのほか、その他飼料作物（飼料用米等）を含めた合計である。
３）WCSはWhole Crop Silageの略で、実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸発酵させた飼料のこと。WCS用稲は、WCSとして家畜に給与する目的で栽培する稲のことで、水田の有効活用と飼料自給率の向上に資する。

## （５）国内肥料資源の利用拡大

○　我が国の肥料は、その原料の多くを海外からの輸入に依存している。輸入原料に過度に依存した肥料利用からの転換を図るため、畜産業由来の堆肥や下水汚泥などの国内資源の肥料利用を推進している。令和４（2022）年度から、肥料の原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援しており、中国四国管内では、16事業実施主体が事業を実施している。

○　農政局では、肥料製造事業者、ＪＡ、農業者、行政機関等で構築する中国四国地域国内肥料資源利用拡大ネットワークを令和５（2023）年10月に設立し、勉強会での関連施策や取組事例の紹介、関係者の交流機会の提供を行っている。

### 国内資源由来の利用拡大に向けた管内地域の取組事例

堆肥や下水汚泥、食品残渣など、肥料成分を含有する国内資源の利用を拡大。農家が使いやすい、使いたくなる肥料の流通を促進。

#### 西日本砕石株式会社（愛媛県新居浜市）

地域資源（飲料製造工場から出る茶殻に菌床シイタケの廃菌床等）と火力発電所から出るケイ酸と鉄が主成分のクリンカを砕いたものを発酵促進剤として混合し、自社プラントにて堆肥化。「耕力堆肥」という名称でを販売。

撹拌機による撹拌

耕力堆肥

#### 島根県宍道湖東部浄化センター

下水処理の過程でリンを回収し「りん酸マグネシウムアンモニウム（MAP）」として製造するとともに、肥料原料として肥料メーカーに販売し、有効に活用。

造粒脱リン装置

MAP入り肥料

### 各地域での取組創出に向けた支援

#### 中国四国地域国内肥料資源利用拡大ネットワークの取組

会員数：226会員（R7.8末現在）
肥料製造事業者、ＪＡ、農業者、行政機関等

**○肥料関連情報を随時提供**

**○勉強会等の開催（令和６年度～７年度開催分（R7.8末現在））**

第３回：令和６年６月26日（Web開催）
「地域資源由来堆肥の利用拡大に向けて」をテーマに 取組事例及び施策を紹介。

第４回：令和６年７月22日（Web開催）
「農業集落排水資源の肥料利用」をテーマに取組事例及び施策を紹介。

第５回：令和７年８月27日（Web開催）
地域資源を活用した取組事例及び施策を紹介。

肥料関連情報の発信や関係者の連携づくりの支援により、堆肥や汚泥肥料などの国内肥料資源由来肥料の利用拡大を推進する。

## （６）環境負荷の低減に向けた取組の推進
### ①　ＧＡＰ拡大の推進

○　中国四国地域のＧＡＰ認証の取得状況は、令和７（2025）年３月末で356経営体となっている。

○　農業高校・農業大学校におけるＧＡＰ認証取得は、令和７（2025）年３月末で、JGAPは10校、ASIAGAPは１校、GLOBALG.A.P.は８校となっている。

○　輸出の拡大等により我が国の農産物の国際的な取引が増加していること等を踏まえ、農林水産省は、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の５分野を満たした国際水準ＧＡＰに関する共通の取組規準として、令和４（2022）年３月に「国際水準ＧＡＰガイドライン」を策定した。

○ 島根県、岡山県、徳島県においては、国際水準GAPガイドラインに準拠した県版GAPを策定している。

**中国四国地域のＧＡＰ認証取得等の状況**（令和７（2025）年３月末現在）

（単位：経営体数、人）

| | JGAP | ASIAGAP | GLOBALG.A.P. | 合計 | 指導員数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 鳥取県 | 19 | 0 | 1 | 20 | 4 |
| 島根県 | 8 | 1 | 2 | 11 | 93 |
| 岡山県 | 5 | 1 | 6 | 12 | 14 |
| 広島県 | 44 | 4 | 0 | 48 | 14 |
| 山口県 | 25 | 4 | 1 | 30 | 51 |
| 徳島県 | 46 | 3 | 6 | 55 | 30 |
| 香川県 | 21 | 1 | 1 | 23 | 66 |
| 愛媛県 | 121 | 0 | 11 | 132 | 79 |
| 高知県 | 19 | 2 | 4 | 25 | 67 |
| 中国四国 | 308 | 16 | 32 | 356 | 418 |
| （参考）全国 | 4,932 | 1,761 | 721 | 7,414 | 4,271 |

（出典）・JGAP及びASIAGAP取得経営体数は（一財）日本GAP協会公表値
・GLOBALG.A.P.取得経営体数の管内の取得経営体数は中国四国農政局調べ
・GLOBALG.A.P.取得経営体数の全国値は、農林水産省農産局農業環境対策課調べ
・指導員数は、農林水産省農産局農業環境対策課調べ

**【取組事例】　株式会社　篤農（高知県香南市）**

「令和6年度未来につながる持続可能な農業推進コンクールGAP部門）」の中国四国農政局長賞受賞

平成29年にGLOBALG.A.P.の認証を取得しており、メロン栽培を持続可能とするため、代表が現場にいなくても生産工程管理が可能となるよう生産マニュアルを作成しているほか、顧客に環境への配慮やSDGsの取組を伝えることで会社の理念の理解につなげている。

メロン栽培の様子

○　県におけるＧＡＰ指導員の育成や指導活動、農業教育機関等のＧＡＰ認証取得の支援を通じ、国際水準のＧＡＰの実施を推進する。

○　実需者とのマッチングを希望する経営体（ＧＡＰ認証取得、取得意向有り）の情報をとりまとめ、「ＧＡＰパートナー」に提供することで、ＧＡＰ認証農産物のマーケットの拡大を図る。

注：１　「ＧＡＰ（Good Agricultural Practices：農業生産工程管理）」とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組
２　「ＧＡＰ認証」とは、第三者機関の審査により、客観的にＧＡＰが正しく実施されていることが確認された証明
３　「ＧＡＰパートナー」とは、農林水産省HPにおいて、ＧＡＰ認証農産物を取り扱う意向を表明している実需者（製造業、卸売・小売・飲食業、サービス業）をいう。

## ② 有機農業の推進

○ 中国四国地域の有機JAS認証を取得しているほ場面積は、令和５(2023)年度は865ha(管内耕地面積の約0.2%)。また、有機JAS認証を取得している経営体数は469戸(管内農林業経営体数※ の約0.3%)である。

※2020年農林業センサス

○ 市町村主導の下、有機農業の生産から消費まで一貫し、事業者や住民を巻き込んで推進するモデル的先進地区を創出する「オーガニックビレッジ」の取組が、令和４(2022)年度に４県７市町、令和５(2023)年度に７県７市町村、令和７(2025)年度に２県２町村の合計９県16市町村で実施されている。

中国四国地域の有機JASほ場面積及び有機JAS取得経営体数
（令和６年３月31日現在）

| | 有機JASほ場の面積（単位：ha） | 有機JAS取得経営体数 |
|---|---|---|
| 鳥取県 | 46 | 31 |
| 島根県 | 303 | 78 |
| 岡山県 | 93 | 121 |
| 広島県 | 102 | 39 |
| 山口県 | 84 | 25 |
| 徳島県 | 48 | 45 |
| 香川県 | 26 | 22 |
| 愛媛県 | 107 | 63 |
| 高知県 | 57 | 45 |
| 中国四国 | 865 | 469 |
| (参考)全国 | 21,815 | 3,945 |

資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室調べ。

中国四国地域で「オーガニックビレッジ」に取り組む市町村

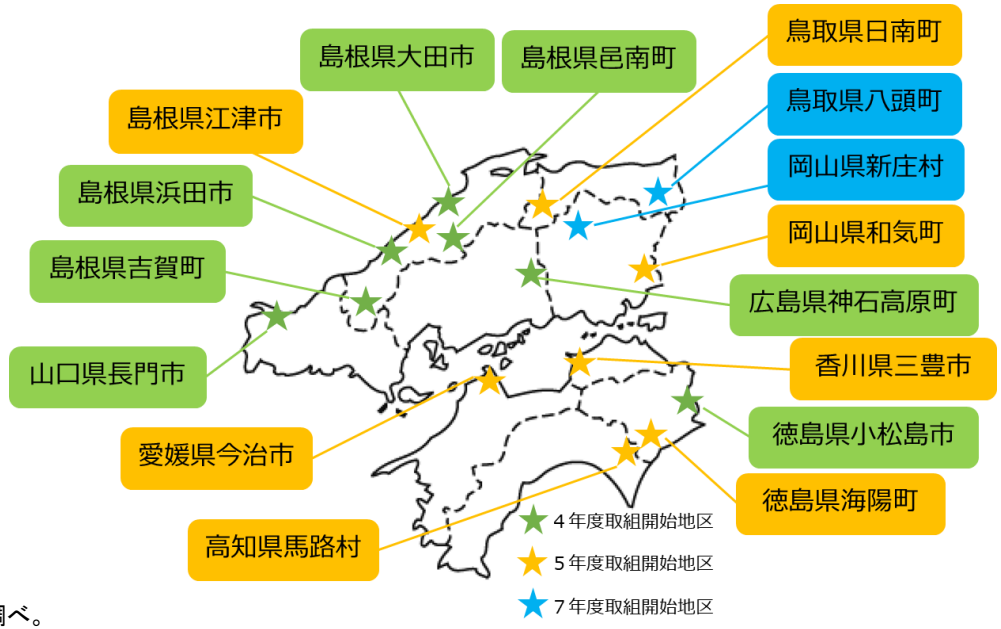


○ 農業者をはじめ消費者等に対して有機農業の理解を広めるため、「有機農業推進フォーラム」の開催などにより情報発信や意見交換を実施する。

○ オーガニックビレッジ宣言をした市町村の取組事例の紹介等により有機農業を推進し、新たなオーガニックビレッジ地区の創出や有機農業の取組の拡大を図る。

## （７）農作業安全の推進

○　令和５(2023)年の農作業事故死亡者数は236人であり、前年(令和４(2022)年)と同水準となっている。

○　年齢別にみると、65歳以上の高齢者の割合が85.6%を占め、極めて高い水準で推移している。

○　就業者10万人当たりの死亡事故者数は11.6人と増加傾向であり、他産業と比べ依然として高い水準にある。

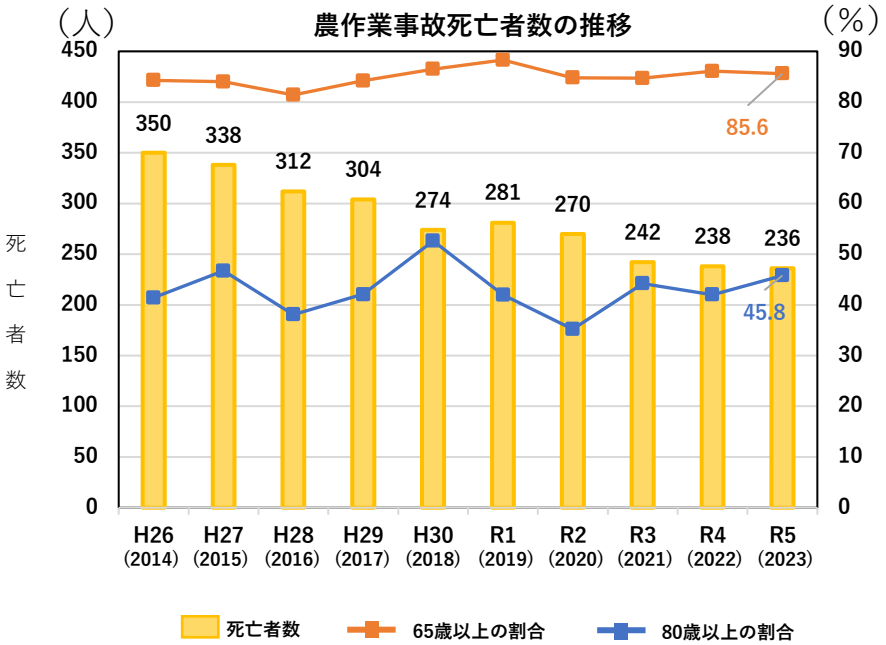


資料：農林水産省「農作業死亡事故調査」

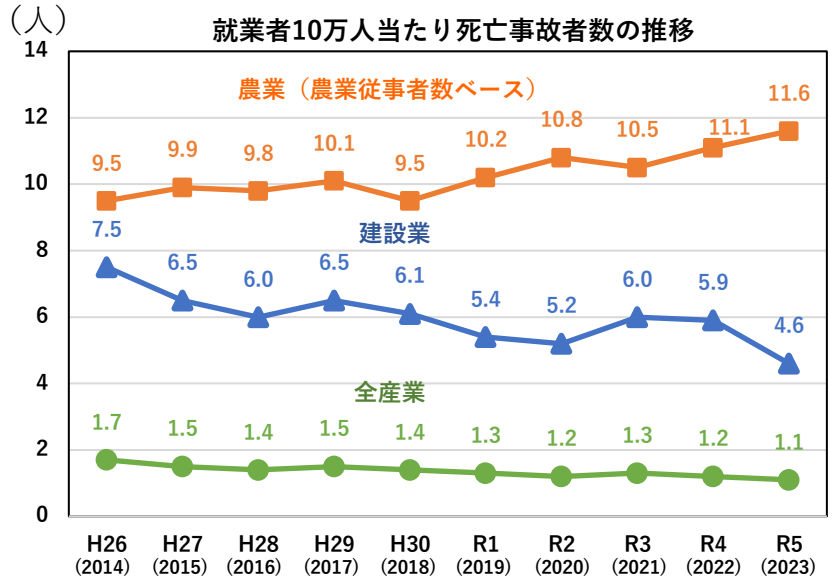


資料：死亡者数　農　業：農林水産省「農作業死亡事故調査」
　　他産業：厚生労働省「死亡災害報告」
　　就業者数　農　業：農林水産省「農業センサス、農業構造動態調査」
　　他産業：総　務　省「労働力調査」

○　あらゆる機会を活用し、農業者に対する声かけ等を実施。特に乗用型トラクターによる「機械の転落・転倒」による死亡事故者数が多くなっており、シートベルトの着用の推進を図る。

○　農業者への声かけ等の実施に際し、各県農作業安全指導員、本局・県拠点職員の説明資料として、引き続き『中国四国「＋（プラス）安全min」』を作成し、周知を図る。

『中国四国「＋（プラス）安全min」』：https://www.maff.go.jp/chushi/seisan/anzen/index.html

## ３　農林水産物・食品の輸出の促進、食品産業の持続的な発展

### （１）農林水産物・食品の輸出の促進

#### ①　輸出の動向

○　我が国の農林水産物・食品の輸出額は平成24（2012）年から12年連続で増加、令和３（2021）年は初めて１兆円を突破し、令和６（2024）年は１兆5,073億円であった。

**農林水産物・食品の輸出額の推移（全国）**

（単位：億円）

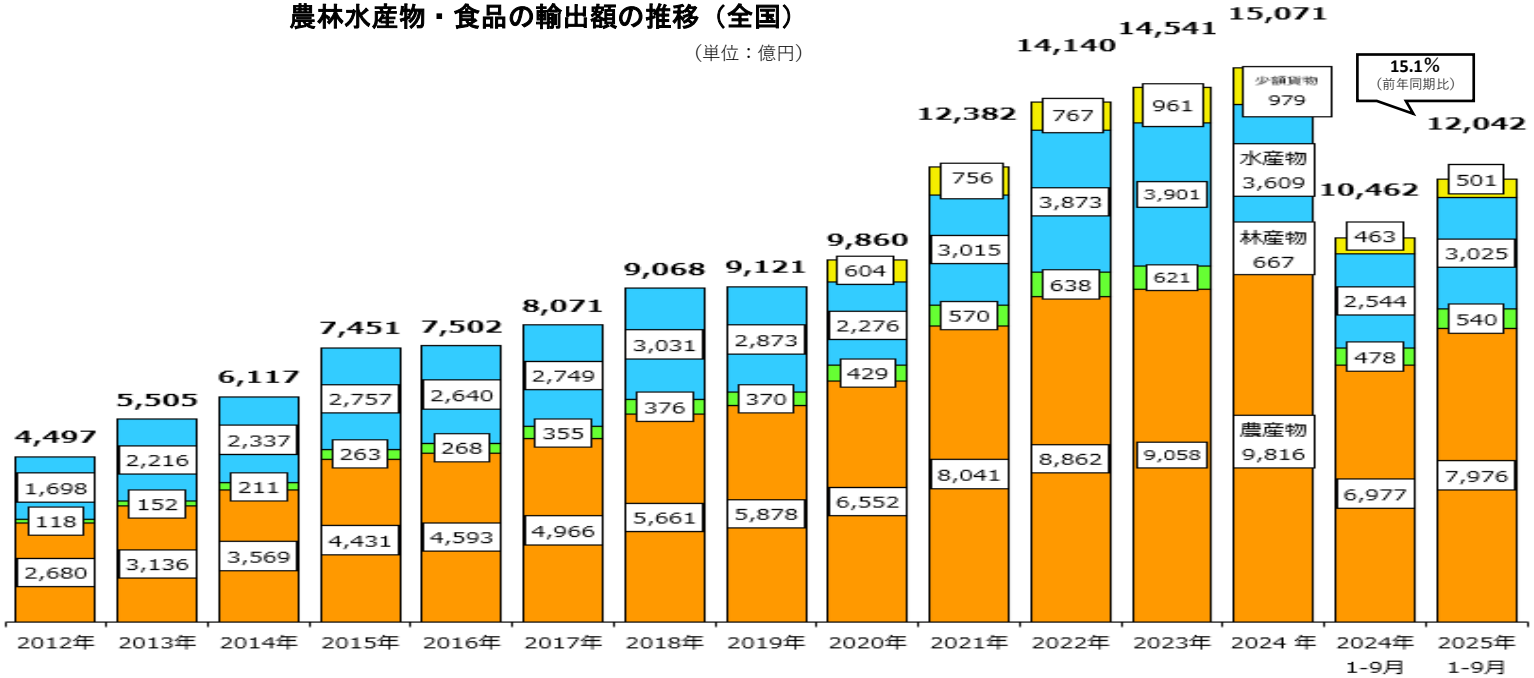


資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

注：新たな輸出額目標（2025年２兆円、2030年５兆円）については、少額貨物等を含めて設定したことから、2020年より少額貨物等を加えた輸出額を公表。

### 政府の輸出促進政策

○　2019年11月、輸出先国による食品安全規制等に対応するため、輸出先国との協議等について、政府一体となって取り組むための体制整備等を内容とする**「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」**が成立した（令和2年4月1日施行）。

○　食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）において、**2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする**目標を設定した。

○　2020年12月、総理大臣を本部長とする**「農林水産業・地域の活力創造本部」**において**「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」**を決定した。

○　2022年5月、**「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律」**が成立（令和4年10月1日施行）。改正法の成立を受け、2022年6月、**「農林水産業・地域の活力創造本部」**において**「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」**を改訂した。

○　2025年5月、**「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」**を改訂し、「海外から稼ぐ力」を強化する方針が示された。

# 令和６年度　中国四国地域の主な農林水産物・食品の輸出品目と輸出先

## 山口県

| 品目名 | 輸出先 | 輸出額（千円） |
|---|---|---|
| 水産加工品<br>和牛等 | 台湾、シンガポール、ベトナム、米国、EU等 | 723,576 |

※やまぐちの農林水産物等輸出推進会議調べ
※ぶちうまエクスポーター実績

## 愛媛県

| 品目名 | 輸出先 | 輸出額（千円） | 輸出量 |
|---|---|---|---|
| 温州みかん | 香港ほか６国・地域 | 62,714 | 119.3 t |
| 中晩柑 | 香港ほか７国・地域 | 59,131 | 62.0 t |
| 柿 | 香港ほか３国・地域 | 1,176 | 1.66 t |
| ブルーベリー | 台湾ほか３国・地域 | 1,725 | 0.66 t |
| キウイフルーツ | 香港ほか４国・地域 | 3,004 | 4.8 t |

※ えひめ愛フード推進機構調べ

| | | |
|---|---|---|
| 加工食品 | シンガポール、中国ほか９国・地域 | 330,420 |
| 林産物 | カナダ、韓国ほか３国・地域 | 277,158 |
| 水産物 | 中国ほか６国・地域 | 3,510,686 |

※ 愛のくにえひめ営業本部調べ

## 高知県

| 品目名 | 輸出先 | 輸出額（千円） |
|---|---|---|
| ゆず（果汁含） | フランス、米国、オーストラリア等 | 883,673 |
| 酒類 | 米国、中国、韓国等 | 624,128 |
| 水産物（加工品除く） | ベトナム、香港、米国等 | 553,607 |
| その他加工品等 | シンガポール、マレーシア、台湾等 | 970,255 |

※ ジェトロ高知・高知県　貿易実態調査

## 広島県

| 品目名 | 輸出先 | 輸出額（千円） | 輸出量 |
|---|---|---|---|
| ぶどう | 香港・台湾 | 472 | 0.4 t |
| なし | 香港、台湾、シンガポール | 1,942 | 3.7 t |
| 柑橘（レモン） | マレーシア、シンガポール | 635 | 1.4 t |
| 柑橘（はるか） | 香港 | 400 | 1.0t |
| 鶏卵 | 香港 | 838,485 | 2,834 t |
| 日本酒 | フランス等 | 234,000 | 234 kL |
| 牡蠣 | 香港、台湾等 | 1,964,000 | 1,560 t |

※ 広島県調べ

※ 日本酒は令和５年１月～12月のデータ、
牡蠣は令和５年７月～令和６年６月の実績データ（むき身ベース）

## 島根県

| 品目名 | 輸出先 | 輸出額（千円） |
|---|---|---|
| 加工食品（茶、酒、海産物加工等） | 米国、韓国、台湾等 | 2,744,520 |
| 花き（牡丹苗、芍薬等） | オランダ、台湾等 | 15,351 |
| 農産物 | 台湾、香港、フランス等 | 58,514 |
| うち 米 | | 2,724 |
| 野菜（乾燥野菜、エディブルフラワー等） | | 13,593 |
| 果樹（ぶどう、柿等） | | 42,197 |
| 畜産物 | 香港、シンガポール等 | 298,722 |
| 水産物（冷凍魚、動物、鮮魚等） | ベトナム、タイ、中国等 | 408,313 |
| 木材及び木材加工品 | 中国、韓国、メキシコ等 | 97,862 |

※島根県調べ
※令和６年１月～12月のデータを集計
※各品目の内訳は島根県HP参照

## 鳥取県

| 品目名 | 輸出先 | 輸出額（百万円） | 輸出量 |
|---|---|---|---|
| 日本なし | 主に台湾、香港、米国 | 150 | 182 t |
| 柿 | 主にタイ | 4 | 8 t |
| スイカ | 香港 | 10 | 31 t |
| 和牛 | 台湾、香港、米国等 | 166 | 26t |
| 乳製品 | 香港、韓国、マカオ等 | 53 | － |
| 日本酒 | 米国、ロシア、中国等 | 148 | － |
| 加工食品（菓子等） | 米国、中国、韓国等 | 682 | － |

※ 鳥取県実態調査に回答があったもののみ

## 岡山県

| 品目名 | 輸出先 | 輸出額（千円） | 輸出量 |
|---|---|---|---|
| もも | 台湾、香港等 | 41,415 | 24 t |
| ぶどう | 台湾、香港等 | 1,089,789 | 465 t |
| 木材（ヒノキ） | 韓国、中国等 | 485,075 | 8,336㎥ |

※ 岡山県調べ

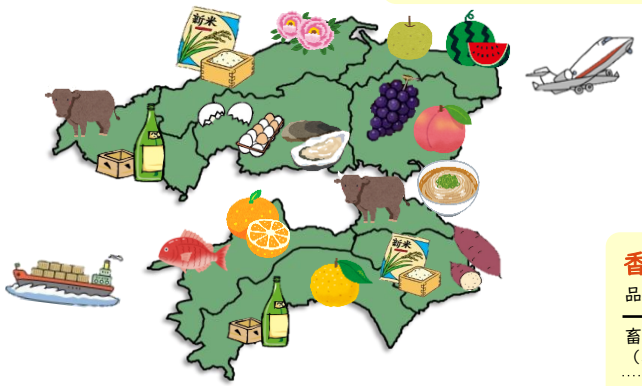

## 徳島県

| 品目名 | 輸出先 | 輸出額（千円） |
|---|---|---|
| 農畜水産物 | マレーシア、香港等 | 3,328,148 |
| 木材・木材加工品 | 米国、ドイツ | 588,355 |
| 加工食品 | EU、イギリス | 1,077,570 |

※ 徳島県調べ

## 香川県

| 品目名 | 輸出先 | 輸出額（千円） |
|---|---|---|
| 畜産物（オリーブ牛、鶏卵等） | 米国、香港等 | 269,776 |
| 青果物（いちご、かんしょ、レタス等） | 香港、シンガポール、タイ等 | 134,220 |
| 加工食品（うどん、調味料、日本酒等） | 米国・台湾等 | 98,070 |
| その他（盆栽、オリーブハマチ等） | EU、香港等 | 29,866 |

※香川県　県産品振興課調べ
（成約・出荷等に香川県が関与したもの）

注：本資料は、県及びＪＡ等の協力により把握した主な農林水産物・食品の輸出額・輸出量であり、各県の状況を網羅したものではない。

## ②　ＧＦＰの取組

○　輸出は、国内販売と異なり、各種手続き、輸出先国の規制、言語のハードル、独特の商流が存在するため、継続的な成果を出すことが課題である。
○　平成30（2018）年８月31日に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等のサポートと連携を図る「GFPコミュニティサイト」を立ち上げた。
○　GFP(ジー・エフ・ピー)とは、 Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Projectの略称であり、農林水産省が推進する日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクトである。

### GFP登録者へのサービス提供

・専門家による無料の輸出診断
・課題解消に向けてのフォローアップ
・GFPコミュニティサイトにおいて事業者の商品やサービスを発信
・各地域、品目、業種毎のイベント・交流会の開催
・輸出に関連する各種情報の提供　等

### GFPへの登録状況（令和７(2025)年10月末現在）

| 区 分 | 登録者数(全国) | うち中国四国 |
|---|---|---|
| 農林水産物食品事業者 | 6,058 | 659 |
| うち訪問診断完了数 | 934 | 88 |
| 流通事業者、物流事業者 | 4,851 | 244 |
| 合 計 | 10,909 | 903 |

## ③　中国四国農政局の農林水産物等の輸出促進に向けた取組

○輸出産地・事業者の伴走型支援
・中国四国地域において農林水産物等の輸出促進を図るため、各県及び関係機関をメンバーとする「中国四国地域農林水産物等輸出促進協議会」を設置。令和６（2024）年10月23日に幹事会を開催し、各機関から輸出の取組や支援策等について情報共有。
・令和４（2022）年１月４日に農政局内に「中国四国農政局輸出産地等支援プロジェクトチーム」を、２月10日に関係機関と連携した「中国四国地域輸出産地等支援ネットワーク」を設立。

○セミナー等の開催
・GFPコミュニティ委託事業として、令和７（2025）年10月30日に岡山市で「“味噌・醤油”輸出促進セミナー～輸出×インバウンドで稼ぐ！～」を開催。

【セミナー風景】

○輸出に取り組む優良事業者表彰（中国四国農政局長賞）
・平成29（2017）年度から、輸出に取り組む管内の事業者のうち、優れた事業者に対して優良事業者表彰（中国四国農政局長賞）を実施。
【令和６年度受賞者】　高知県水産物輸出促進協議会（高知県宿毛市）
輸出品目：養殖魚、天然魚、水産加工品　　輸出先国・地域：中国、ベトナム、香港など

今後、令和12（2030)年までに、農林水産物・食品の輸出額５兆円、食品産業の海外展開による収益額３兆円、インバウンドによる食関連消費額4.5兆円という目標達成のため、上記の取組を一層推進する。

# 支援策により大規模化に取り組んでいる輸出産地　（中国四国地方）

《R７.10月現在》

（岡山県）

**岡山県果実生産出荷安定協議会（ぶどう、桃）**
＜全国農業協同組合連合会岡山県本部等が参画＞

- タイ輸出向けの選果施設の体制整備に向けた検討
- 長期安定供給や選定品種の販路拡大を目的とした輸出試験及び品質等の調査

**総社市ぶどうスマート輸出促進協議会（ぶどう）**
＜A TRA-DE(株)、総社市、秦果樹生産出荷組合、JA晴れの国岡山、(株)誠和、佐川急便(株)が参画＞

- スマート農業技術を導入したデータに基づく栽培管理を実施
- 長距離・長期間の輸送を可能とするため、ぶどう専用コンテナ及び鮮度保持袋を活用

**おかやま白桃輸出促進協議会（岡山白桃及び岡山白桃の加工品）**
＜A TRA-De(株)、MOMONAPeach Farm他生産者9名、おかやまおひさまファーム(株)、(株)誠和、佐川急便(株)が参画＞

- Y字型栽培の導入による生産力向上及び省力化の両立
- 運送会社による効率的な国内輸送、海外輸送ルートを検討

（愛媛県）

**えひめ愛フード推進機構（河内晩柑）**
＜愛媛県、愛南町、JAえひめ南、生産企業等が参画＞

- 緊急防除における散布時期や代替農薬等を検討
- 販路開拓・拡大に向けた現地での営業活動を実施

**愛媛かんきつ輸出促進協議会（かんきつ）**
＜遠赤青汁、愛媛県、遠赤農園、西南セーフティグループ、清五郎農園が参画＞

- 耕作放棄地や再生畑を活用した有機かんきつの面積拡大
- 生果・加工品の品質統一のための基準を整備
- 有機かんきつ加工品を主力としたプロモーションによる海外販路開拓を実施

**愛南の真鯛輸出拡大連携協議会（養殖マダイ）**
＜愛南漁業協同組合、愛南漁協魚類養殖協議会、有限会社ハマスイ等が参画＞

- 国際水産エコラベル認証取得・管理円滑化のためのフォーマットを整備
- 加工機能強化に向けた調査・検討等を実施

**岡山備中ブドウ輸出産地育成協議会(ぶどう)**
＜東山農園、中島農園、備中美味しいぶどう研究会等が参画＞

- 長期輸送リスク及び低コスト栽培（露地・無袋栽培）に対応可能な品種の検討
- 輸送コストの低減及び輸送時間短縮のため地元空港を活用した輸出ルートの確立

（徳島県）

**なると金時北米輸出拡大協議会（かんしょ）**
＜農家ソムリエーず及び契約生産者、徳島県、育川合同会社、（公社）徳島県産業国際化支援機構（略称：IGAT）等が参画＞

- 有機JAS転換圃場にて、苗・栽培方法（施肥・防除）・作付け方法を一括管理。
- データロガーを活用し、品質変化を最小限に留める仕組みの確立

**日本スマートオイスター輸出連携協議会（殻付き牡蠣（活き・冷凍））**
＜株式会社リブル、輸出商社が参画＞

- IoTシステムを活用したシングルシード養殖を拡充し、輸送に適した牡蠣を安定供給する体制を構築
- 最適な輸送ルートの確保やコンテナ単位での大ロット輸出を前提とした流通体制の構築

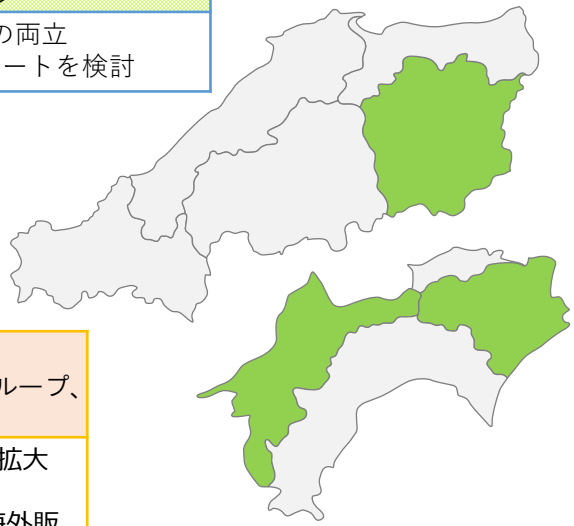

**徳島いちご輸出産地形成協議会（いちご）**
＜ヴェリタス(株)及び生産者、(株)世界市場、Nippon ICHIBA Taiwan Company Ltd、徳島県 等が参画＞

- 農薬使用量削減のため、IPM防除の推進
- JGAP/ASIAGAPの取得
- 最適な予冷環境のため、予冷と植物検疫対策に適した収穫資材の導入

**GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト採択地区一覧（R6補正）**

**大規模輸出産地モデル形成等支援事業採択地区一覧（R7当初）**

：認定フラッグシップ輸出産地が含まれているもの）

## ④ SAVOR JAPAN（セイバー ジャパン）（地域の食・食文化によるインバウンド誘致）の取組

（※SAVORとは「味わう、楽しむ」という意味の英単語）

○ 増大するインバウンドを、日本食・食文化の「本場」である農山漁村に呼び込み、訪日外国人の更なる増加と農林水産物・食品の輸出増大につなげるといった好循環を構築していくことが重要である。

○ 特に、農泊（農山漁村滞在型旅行）を推進している地域であって、多様な地域の食やそれを支える農林水産業、伝統文化の魅力で、訪日外国人を誘客する重点地域を農林水産大臣が「SAVOR JAPAN」として認定する制度を平成28（2016）年度に創設した。

○ 美味しい日本食が食べられるのは勿論、地域の食文化にも触れることができる旅先として、地域の魅力を磨き上げ、「SAVOR JAPAN」ブランドでの一体的な情報発信を実施し、訪日外国人の誘客を強化している。

### 「SAVOR JAPAN」中国四国地域認定地域概要 ＜中国四国地域で７地域が認定（全国で43地域）＞

| 地域 | 実行組織 | 地域の食 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 益田市（島根県） | 益田の歴史文化を活かした観光拠点づくり実行委員会 | 饗応料理・鮎雑煮・うずめ飯 | 豪族益田氏が戦国武将をもてなした饗応料理や、民間の饗応料理で現在でも地域の年中行事で提供される鮎雑煮やわさびを使ったうずめ飯などの食文化を、鮎釣りやわさび田見学などと併せて体験できる周遊コースを提供。 |
| 津山市（岡山県） | 公益社団法人津山市観光協会 | 干し肉・そずり鍋 | 古くから牛馬の流通拠点として栄え、他の地域では見られない独特の牛肉食文化が郷土料理として発展。津山城、武家屋敷等の歴史的な町並みや農業体験、アウトドア体験等と併せた食体験を提供。 |
| 尾道市（広島県） | 株式会社せとうちクルーズ | 法楽焼き・浜子鍋 | 北前船により運ばれた日本各地の食材と地域の豊富な海産物、柑橘等により豊かな食文化が発達。歴史のある街並としまなみ海道の景観を活かし、まち歩きやサイクリング等と併せた食の体験を提供。 |
| 呉市音戸地域（広島県） | 音戸町魅力化推進協議会 | 牡蠣めし・牡蠣エスカベーチェ | 音戸の海域は、豊富な栄養分と水質の良さから牡蠣の養殖に適し、牡蠣生産は島の主要産業に発展。むき身の生産量は日本一を誇る。養殖場等のまかない飯から家庭の味に定着した「牡蠣めし」とともに、インバウンドに対応した「牡蠣特別メニュー」を提供。牡蠣と島の魅力を体験できる牡蠣ロゲイニングやサイクリングツアーも展開。 |
| にし阿波地域（徳島県） | 一般社団法人そらの郷 | そば米雑炊・ひらら焼き | 独特の高傾斜地集落での「傾斜地農耕システム」と、在来の穀物、そば、芋等を中心とした伝統的な食文化が息づく。古民家を高級感ある宿泊施設として整備することで、交流できる滞在型地域としてインバウンドを呼び込む。 |
| さぬき地域（香川県） | さぬきの農泊 食文化海外発信地域推進協議会 | さぬきうどん | 良質な小麦をはじめとして、イリコ、塩、醤油など、地域の資源が融合して「さぬきうどん」が発展し、地域全体にうどん店が展開。伝統的なうどんからターゲット国の嗜好に合わせたうどんまで、多様な食を堪能できる。 |
| 八幡浜市（愛媛県） | 一般社団法人八幡浜市ふるさと観光公社 | さつま汁 | 「みかんと魚のまちを暮らすように旅する」をテーマに、古くから営まれてきたトロール船の漁業の歴史とじゃこ天やさつま汁などの食文化を農林漁業体験や料理体験で学ぶことができる。温州みかんの大産地であり、宇和海を望むみかんの段々畑など美しい景観も魅力。 |

## （２）知的財産の保護・活用の強化
## ～地理的表示（GI）保護制度の活用促進～

○　地理的表示(GI)保護制度は、地域ならではの特徴的な産品の名称を知的財産として保護する仕組み。同制度への産品の登録により、模倣品が排除されるほか、登録生産者団体が自らの産品の価値を再認識することで品質管理が徹底されるなどの効果が期待される。
○　令和７（2025）年11月17日現在、全国で164産品が登録され着実に増加している。うち中国四国地域では29産品が登録された。
○　日EU・EPAにより日本側108産品、EU側121産品が、日英・EPAにより日本側109産品、英国側59産品のGIが相互に保護されている。

【登録標章（ＧＩマーク）】

**【中国四国地域のGI登録産品（令和7年11月17日現在）】**

鳥取砂丘らっきょう（鳥取県）

大山ブロッコリー（鳥取県）

こおげ花御所柿（鳥取県）

大栄西瓜（鳥取県）

伯州美人（鳥取県）

東出雲のまる畑ほし柿（島根県）

三瓶そば（島根県）

益田アムスメロン（島根県）

宍道湖産ヤマトシジミ（島根県）

連島ごぼう（岡山県）

備前黒皮かぼちゃ（岡山県）

比婆牛（広島県）

豊島タチウオ（広島県）

大野あさり（広島県）

福山のくわい（広島県）

下関ふく（山口県）

美東ごぼう（山口県）

徳地やまのいも（山口県）

長州黒かしわ（山口県）

木頭ゆず（徳島県）

阿波尾鶏（徳島県）

徳島すだち（徳島県）

御膳みそ（徳島県）

香川小原紅早生みかん（香川県）

善通寺産四角スイカ（香川県）

サヌキ白みそ（香川県）

大野豆（香川県）

伊予生糸（愛媛県）

物部ゆず（高知県）

日本地理的表示協議会（当省委託機関）と連携し、登録申請に係る支援や制度の周知・理解の促進を図るとともに、GI産品の輸出促進・販路拡大・付加価値向上を図る。

## （３）食品産業の持続的な発展

### ①　持続的な食料供給に向けた事業活動の促進及び取引の適正化

○　農業生産資材価格の高騰や急速な円安の進行など、農業・食品産業の事業環境が急激に変化。

○　消費者の理解の下、食品の生産から消費までの各段階の関係者を通じて、食品が持続的に供給できるよう協調することが必要。

○　このため、「食料システム法※」を制定し、法の目的として、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを規定。

※食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律

**【農業生産資材価格指数の推移】**（2020年＝100）
（農業経営体が購入する農業生産資材の価格を指数化したもの）

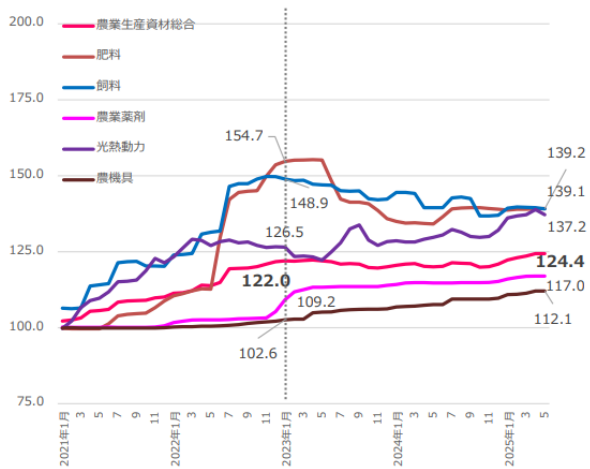


資料：農林水産省「農業物価統計（2020年基準）」を基に作成

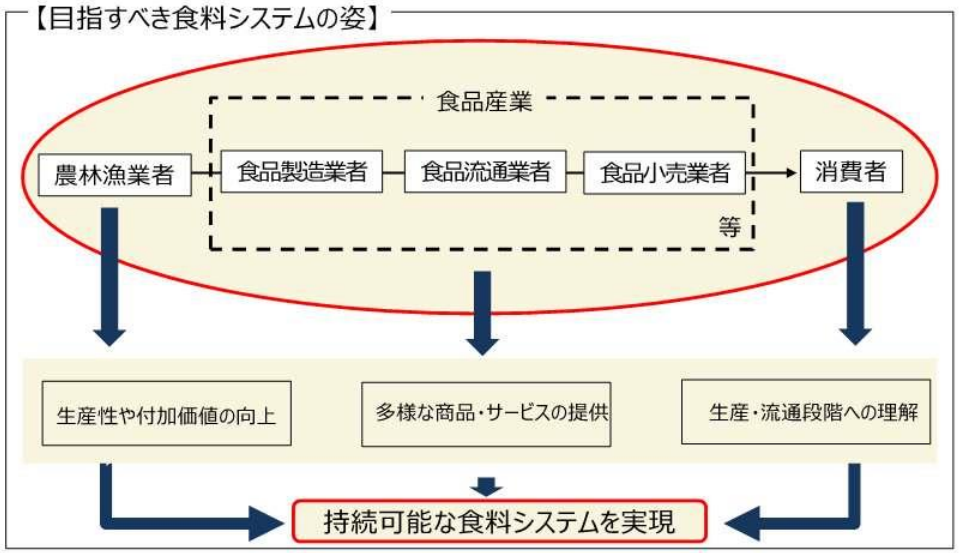


○食品等事業者による事業活動の促進

事業活動※に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた場合、支援措置を実施。

※農林漁業者と安定的な取引関係を確立する事業活動、流通の合理化に向けた事業活動、環境負荷低減等を図る事業活動、持続可能性に配慮した物の消費者の選択を支援する事業活動等

○食品等の取引の適正化

食品等事業者・農林漁業者は、①取引価格について協議の申出がされた場合、誠実に協議、②商慣習の見直し等の提案があった場合、検討・協力すること、を努力義務として規定。

## ② 物流の効率化に向けた取組の推進

○　トラックドライバーの高齢化を始めとする食品流通に係る人手不足が深刻化する中で、国民生活や経済活動に必要不可欠な生鮮食品の物流の安定を確保するためには、サプライチェーン全体で合理化に取り組む必要がある。
○　青果物輸送の例では、トラックドライバーによる手荷役作業の負担軽減に向けて、標準型パレットの導入や一貫したパレット物流の実現が有効になる。
○　また、ドライバーの拘束時間短縮や積載率の向上など効率的な輸送に資する中継共同物流拠点の整備等を推進することが重要である。中国四国地方の特徴として、関西等の大消費地と九州等の産地の物流の中継拠点の役割を担っており、更なる機能強化を図る必要がある（市場のストックポイント化等）。
○　令和７（2025）年４月に改正物流効率化法の一部が施行された。当該制度のもと、荷主事業者等に、積載効率の向上、荷待ち時間の短縮、荷役等時間の短縮に向けた物流合理化のための努力義務が課せられたところ。

**道路貨物運送業の運転従事者数（千人）の推移**

（出典）日本ロジスティクスシステム協会（JILS）「ロジスティックスコンセプト2030」2020年1月

＜取組事例１＞

**パレット輸送に伴う荷受け側の対応強化**
**【広島市中央卸売市場物流生産性向上推進協議会等】**

**<課題>**
・拠点市場を通信に、産地トラックの荷下ろし待機時間の増加や、卸売上の狭隘化による場内渋滞などの問題が発生している。

**<クランプフォークリフト等の導入>**
・レンタルパレットの回収のためのクランプフォークリフトの増台などの環境整備を行い、産地トラックの市場内待機時間とレンタルパレット積み替え時間の削減を目指す。

**効果**
**（卸売市場）荷役負担の軽減、荷役時間の削減**
**（運送会社）ドライバーの荷待ち削減**

＜取組事例２＞

**市場のストックポイント化による輸送体制の構築**
**【「ストックポイント広島」花き流通運営改善協議会】**

**<課題>**
・トラックドライバーの時間外労働の上限規制適用を発端に、島根県や山口県等中国地方西側の花き産地は広島市場より以東への長距離輸送が困難な状況にあるとともに、近隣の卸売市場の集荷力が低下傾向にある。

**<広島市場のストックポイント化と関西の市場との連携輸送の実証>**
・花き卸売業者が広島市場をストックポイント化し、中国地方の産地の荷を当該市場に集荷し、途中他地域におろしつつ協力先である京都の花き卸売業者まで配送する中継輸送の実証を実施。また、帰り便に中国地方向けの荷の集荷・輸送も実施。
・本取組により積載率の向上に加え、産地は出荷先の維持・拡大（生産拡大）、市場は新規取引産地からの集荷が望める。

**効果**
**（産地）積載率の向上・出荷先の維持・拡大（生産拡大）**
**（卸売市場）積載率の向上・販売品目の拡大**

令和８（2026）年４月（予定）に改正物流効率化法が完全施行。
一定規模以上の事業者を特定事業者と指定し、当該事業者は中長期計画等の提出や物流統括管理者の選任等を行う。

※取組事例については、農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース令和６年１０月２日　資料より抜粋

## ４　「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた政策の推進
### （１）みどりの食料システム戦略の推進

○　「環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（みどりの食料システム法）に基づき、各県による農林漁業者の計画認定（みどり認定）を推進。管内では、令和７（2025）年７月末現在で2,915人が認定された。
○　農政局では、推進チームを設置し、みどりの食料システム戦略に掲げる目標の達成に向け、各地域の取組に対する支援を推進している。

### ○みどり認定状況（令和７年７月末現在）

(単位：人)

| 鳥取県 | 島根県 | 岡山県 | 広島県 | 山口県 |
|---|---|---|---|---|
| 67 | 315(8) | 37 | 32 | 259 |
| 徳島県 | 香川県 | 愛媛県 | 高知県 | 計 |
| 272(49) | 64 | 1,268 | 601 | 2,915(57) |

※(　)は、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定数

### ○特定区域の設定状況

地域ぐるみで行う環境負荷低減の取組を促進するモデル地区として、みどりの食料システム法に基づく県の基本計画において設定された区域

| 県名 | 類型ごとの区域（重複有） | | |
|---|---|---|---|
| | 有機農業 | ＧＨＧ削減 | 先端技術の活用 |
| 島根県 | 浜田市、江津市、津和野町 | 美郷町 | |
| 岡山県 | | | 真庭市 |
| 広島県 | 神石高原町 | | |
| 徳島県 | 小松島市、阿南市、阿波市 | | 徳島市、海陽町 |
| 高知県 | 馬路村 | 本山町 | 本山町 |

### みどり認定事例

・島根県江津市は「つなげよう。有機農業の輪」を理念に、有機農業の推進に向けて、有機農産物の学校給食への活用や、生産団地の育成・生産拡大などに取り組んでおり、特定区域（モデル地区）に設定されている。令和６年には、オーガニックビレッジ宣言を行った。

・江津市有機農業推進協議会（８経営体、栽培品目：水稲・葉物野菜）は、有機農産物の学校給食への活用に向けた意見交換会への参加や有機農業実践講座の開催などに取り組んできたところ。

栽培研修会

・有機農業の更なる普及拡大に向けて、島根県と連携した新技術の実証や、JAしまねと連携した販売動向に応じた農産物の販売を行う計画を立て、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を取得。

農産物販売の様子

みどり認定のメリット措置の丁寧な説明や認定事例などの積極的な情報発信等により、環境負荷低減事業活動実施計画の認定に加え、特定区域の設定や特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定の拡大を図る。

## （２）みどりの食料システム構築に向けた地域の事業活動

みどりの食料システム戦略の実現に向け、管内各県で農業者の行う化学肥料・化学農薬の使用低減や温室効果ガスの排出量削減等に係る環境負荷低減事業活動実施計画を認定し、税制特例、農業改良資金、みどりの食料システム戦略推進交付金をはじめとした各種補助金の優先採択等により、総合的に支援を行っている。

### みどり交付金活用事例

グリーンな栽培体系加速化事業

**【世羅町循環型農業推進協議会（広島県世羅郡世羅町）】**

○取組概要

家畜ふんの処理コストや耕種農業における生産コストの低減に向け、鶏ふん堆肥等の活用や、発生予察等による化学農薬を減らした防除体系の確立に向けた検証を実施。

○取組成果

基肥に発酵鶏ふんを利用することにより、化学肥料由来の窒素量が対慣行58％低減。発生予察等による病害虫防除により、化学農薬の使用回数が16～18回から3～8回に低減。

病害虫の発生予察

○普及に向けた取組

本取組によって生産されたコメを給食センターへ供給する体制を整備するとともに、研修会や消費者交流会等の開催を通じて取組の認知度向上を図った。

### 補助金の活用に向けた認定の推進

**【高知県農業協同組合**
**安芸地区園芸研究会安芸ブロック（高知県安芸市）】**

○経営の概況

・品目：施設ナス（土耕・養液）
・産地面積：145ha
・取組面積：64ha
・取組者数：274人

施設ナスの栽培

○事業内容

集出荷施設の再編整備

○環境負荷低減事業活動の取組内容

有機質資材の施用や、土着天敵の導入、フェロモン剤の活用等により、化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む。

○認定申請のきっかけ、良かったこと等

令和８年度以降に国庫補助金の活用を検討しているため、国庫補助金の採択ポイントの加算を目的に認定を取得した。

みどりの食料システム戦略推進交付金や各種補助金の取組事例の紹介等により、環境負荷低減に向けた事業活動の更なる取組の拡大を図る。

## （３）環境保全型農業直接支払制度の推進

○　中国四国地域の実施面積は、令和６(2024)年度は4,676haであり、前年度に比べ430ha(10%)増加した。

○　また、支援対象取組別の実施面積は、地域全体では堆肥の施用が最も多く、次いで有機農業、カバークロップ※である。地域別には、中国地域では堆肥の施用、四国地域では有機農業の取組が多くなっている。

※カバークロップ：主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥を作付けする取組。

### 実施件数及び実施面積の推移

（単位：件、ha）

| 区分 | R4(2022)年度 | | R5(2023)年度 | | R6(2024)年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 取組件数 | 取組面積 | 取組件数 | 取組面積 | 取組件数 | 取組面積 |
| 鳥取県 | 41 | 451 | 45 | 498 | 49 | 551 |
| 島根県 | 83 | 1,480 | 82 | 1,503 | 84 | 1,695 |
| 岡山県 | 52 | 266 | 59 | 322 | 67 | 429 |
| 広島県 | 64 | 692 | 66 | 711 | 66 | 737 |
| 山口県 | 36 | 423 | 37 | 468 | 38 | 489 |
| 徳島県 | 42 | 181 | 44 | 196 | 45 | 206 |
| 香川県 | 18 | 110 | 21 | 126 | 22 | 139 |
| 愛媛県 | 22 | 176 | 24 | 185 | 25 | 187 |
| 高知県 | 31 | 195 | 35 | 237 | 35 | 244 |
| 中国四国 | 389 | 3,974 | 413 | 4,246 | 431 | 4,676 |
| 全　国 | 3,163 | 82,803 | 3,245 | 86,545 | 3,369 | 90,615 |

資料：農林水産省農産局調べ
注：実施面積は表示単位未満を四捨五入したため、中国四国計と県の合計が一致しない場合がある。

### 支援対象取組別の実施面積（令和６(2024)年度）

（単位：ha）

| 取組名 | 堆肥の施用 | カバークロップ | 有機農業 | その他の全国共通取組 | 地域特認取組 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 鳥取県 | 210 | 176 | 88 | 53 | 25 | 551 |
| 島根県 | 764 | 395 | 316 | 50 | 170 | 1,695 |
| 岡山県 | 90 | 176 | 144 | 18 | － | 429 |
| 広島県 | 513 | 79 | 128 | 17 | － | 737 |
| 山口県 | 166 | 177 | 133 | 13 | － | 489 |
| 徳島県 | 1 | 23 | 155 | 20 | 9 | 206 |
| 香川県 | 56 | 43 | 39 | － | － | 139 |
| 愛媛県 | － | 38 | 148 | － | － | 187 |
| 高知県 | 61 | 26 | 125 | 28 | 4 | 244 |
| 中国四国 | 1,862 | 1,133 | 1,275 | 199 | 207 | 4,676 |
| 全　国 | 24,097 | 16,031 | 14,631 | 9,710 | 26,146 | 90,615 |

資料：農林水産省農産局調べ
注１：「－」･･･事実のないもの。
　２：表示単位未満を四捨五入したため合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を推進する。

## （４）中国四国農政局有機農業推進ＰＲプロジェクト

○　みどりの食料システム戦略においては、令和32（2050）年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25％に拡大することを目標の一つとしている。この目標達成のためには、農業者のみならず、消費者、流通業者など関係する様々な人々の有機農業への関心を高めることが重要である。

○　このため、中国四国農政局では、「中国四国農政局有機農業推進ＰＲプロジェクトチーム」を設置し、ＰＲ活動を行っている。

○　また、令和４（2022）年11月、JA岡山中央会及び岡山県と連携し、有機農業への関心を高め岡山県の有機農産物・加工食品・畜産物等の需要と消費の拡大を図ることを目的に、「岡山有機農業フェア実行委員会」を設置した。

　令和７（2025）年７月12日（土）には、JR岡山駅エキチカひろばにおいて「第６回おかやま有機農業フェア」を開催した。

【第6回おかやま有機農業フェアで有機農産物を販売】

岡山県内の農業者、農業高校など５出店者が用意した有機農産物（野菜、ハーブ、椎茸等）は早々に完売する店舗もあった。他にも、パネル展示やパンフレット配布などで有機農業をＰＲ。

【中吊り広告の掲示】

令和７年４月から運行している「ラッピングバス」の車内中吊り広告により乗客に広くＰＲ。

今後、消費者、流通業者等が有機農業に対し、「知る」、「食べる」、「買う」、「有機農業とつながる」、「有機農業を応援する」など、行動変容を実現していく。

## ５　スマート農業の推進

○　今後20年間で基幹的農業従事者が、1/4にまで減少することが見込まれている中で、農業の持続的な発展や食料の安定供給を確保するため、農作業の効率化等を進めていくことが、喫緊の課題である。

○　これらの課題を解決し、生産性を飛躍的に向上させるため、近年発展が著しいロボット、AI、IoT等の先端技術を活用したスマート農業を推進することを目的とした「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」が、令和６年に制定された。

○　この中で、特に新技術を現場に導入する際、スマート農業技術の活用とともに、当該技術の効果を高める新たな生産方式の導入をセットで行う取組の推進を「生産方式革新実施計画※」の認定を通じて実施した。全国での認定数は71計画、うち中国四国管内は13計画（令和７（2025）年10月30日現在）となっている。

※スマート農業技術の活用とともに、これと併せて行う農産物の新たな生産の方式を導入することにより労働生産性の向上を目指すもの

### ◆中国四国管内におけるスマート農機の導入事例

【収量計測機能付きコンバイン】
（岡山県岡山市）

【農業用ドローンと栽培管理システム画像】
（山口県柳井市）

【農業用ドローン】
（愛媛県松山市）

【統合環境制御技術装置】
（高知県南国市）

○　スマート農業に関連した技術情報を農業者へ直接提供する場として、「スマート農業推進フォーラム」を開催する。

○　当局のホームページでは、中国四国地域で農業支援サービスに取り組む事業者を常時紹介し、産地とサービス事業体のマッチングの場を提供することで、生産者等の農業支援サービス活用に向けた取組を推進する。

○　これらの取組を通じて、特に中山間地域の割合が高い中国四国地域においても、生産性の高い農業生産が可能となるようスマート農業を強力に推進する。

## ６　食の安全と消費者の信頼確保

### （１）　病害虫への対応強化

○　国内に存在しない（もしくは国内の一部のみに存在する）病害虫の侵入・まん延、国内で発生する病害虫の発生・まん延を防ぐため、令和５（2023）年４月に施行された改正植物防疫法に基づいた管内での主な取組は以下のとおり。

①　侵入を警戒すべき重要病害虫の侵入調査事業を実施した(管内では計769地点で調査)。

②　発生予察事業により、令和６（2024）年度は、管内では警報３件及び注意報33件を、県が発表した。

③　化学農薬のみに依存しない発生予防を中心とした「総合防除」を推進するため、令和５　（2023）年度末までに管内各県は「総合防除計画」を策定。中国四国農政局は、令和６（2024）年９月４日に「総合防除の普及推進を図るための全国キャラバン（中国四国地区）」を開催した（岡山市、178名参加）。

**【国内への侵入を警戒すべき重要病害虫】**

国内に存在しない、若しくは国内の一部に存在し、まん延した場合に重大な被害を与えるおそれが高いもの。

・ミカンコミバエ種群
・アリモドキゾウムシ
・トマトキバガ　　等　３８種

トマトキバガは令和３年に九州で初確認。令和４年５月以降、管内９県でトラップへの誘殺を確認。

トマトキバガ
（幼虫）

被害を受けた葉や果実

**【管内各県が発表した警報、注意報】**
**（令和6年4月～令和7年3月）**

警　報　３件（全国４件）
・果樹カメムシ類（３件）

注意報　33件（全国212件）
＜主な注意報＞
・果樹カメムシ類（11件）
※鳥取県、徳島県が２回発表
・斑点米カメムシ類（８件）
・ハスモンヨトウ（５件）

警報：重要な病害虫が大発生することが予測され、かつ、早急に防除措置を講ずる必要がある場合に発表
注意報：警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予測され、かつ、早めに防除措置を講じる必要がある場合に発表

**【病害虫の「総合防除」の推進】**
**○総合防除の普及推進を図るための全国キャラバン**

総合防除の推進のため、令和6年度に各地域において、取組事例、新規技術や課題の共有を目的として開催。

中国四国地区でのキャラバン開催の様子

今後、中国四国農政局では、管内各県が植物防疫法に基づき実施する侵入調査、発生予察等の植物防疫事業を推進するとともに、管内の病害虫の発生状況を注視し、地域の問題の早期把握に努めていく。
また、各県や農業者団体等と連携し、農業者に対して総合防除の必要性など認知を広めるとともに、各種事業の情報提供にも努め、予防・予察に重点を置いた防除体系の実証や防除指導等を進めていく。

## （２）食育の推進
### ①　食育推進計画、食育活動表彰等

○　食育基本法（平成17（2005）年７月施行）に基づき、国、地方公共団体及び関係事業者等はそれぞれ食育の推進に関する責務を果たすことが求められ、都道府県及び市町村においては食育推進計画の作成が努力義務となっている。

○　毎年６月の「食育月間」に関連する取組として「食育推進全国大会」を開催しており、令和７（2025）年は、６月７・８日に徳島県との共催により、徳島県立産業観光交流センターで開催した。

**食育推進計画作成状況（令和７年３月末時点）**

| 県名 | 県<br>作成率（%） | 市町村<br>作成率（%） |
|---|---|---|
| 鳥取県 | 100.0 | 94.7 |
| 島根県 | 100.0 | 100.0 |
| 岡山県 | 100.0 | 100.0 |
| 広島県 | 100.0 | 100.0 |
| 山口県 | 100.0 | 100.0 |
| 徳島県 | 100.0 | 95.8 |
| 香川県 | 100.0 | 100.0 |
| 愛媛県 | 100.0 | 100.0 |
| 高知県 | 100.0 | 100.0 |

**第８回食育活動表彰（令和５年）管内受賞事例**

**ボランティア部門【食育推進ボランティアの部】審査委員特別賞**
**高松市生活研究グループ連絡協議会（香川県）**

種まきから食卓まで携わっている農家女性の視点を生かした取組を実践

高松市生活研究グループ連絡協議会は、「成長」を合言葉に、高松産ごじまん品とジビエ肉の利活用に向けた地産地消と食育への推進活動に積極的に取り組んでいる。

その中で、日常生活で料理に触れる機会が少ない男性を対象に「男の料理教室」を開催し、高松産ごじまん品を使用したおせち作りを実践するなど郷土料理の伝承や大人の食育を推進している。また、「親子クッキング」を開催し、子どもたちに料理は楽しいものだと思ってもらえるようなきっかけづくりを提供している。

親子クッキングの様子

※第９回食育活動表彰（令和６年）では、特定非営利活動法人まちの食農教育（徳島県）が教育関係者・事業者部門【農林漁業者等の部】消費・安全局長賞を受賞されました。（詳細は取組事例集に掲載）

**取組事例（令和６年度交付金活用）**

**坂出市（香川県）**
**学校給食における地場産物等活用の促進**

**「地場産物を活用したメニューを開発、学校給食として提供」**

高校生が地場産物を活用した給食メニューを開発し、市内小中学生に学校給食として提供するとともに食育授業を実施した。

授業は、直接訪問の他、オンラインシステムを活用し、地場産物の魅力や調理方法のポイント等を紹介する動画を給食時間に配信、地産地消について理解を深める機会となった。

食育出前授業の様子

郷土料理教室の様子

**徳島県**
**食文化の保護・継承のための取組支援**

**「地域ならではの食文化を伝える郷土料理教室の開催」**

徳島県には、県下全域で食べられている郷土料理のほかにも、各地域の地理や特産物に基づき生まれた郷土料理があることから、県内各地域の若い世代を対象とした「郷土料理教室」を開催。地産地消・地域食文化の保護継承に取り組んだ。

令和８（2026）年の食育推進全国大会は、６月６日に栃木県との共催により、栃木県立宇都宮産業展示館〔マロニエプラザ〕で開催予定である。

## ②　デジタル化に対応した食育の推進

○　第４次食育推進基本計画では、基本的な方針として、３つの重点事項（①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進）が定められている。
○　中国四国農政局でも、動画配信と実践を組み合わせた「食育セミナー」等、デジタル化に対応した食育の取組を実施している。

### 食育セミナー

行くぜっ！にっぽんの和食～触れて、作って、食べて　塩の教室～

「和食；日本人の伝統的な食文化」は、平成25年12月４日にユネスコ無形文化遺産に登録され、令和５年12月に10周年を迎えた。
中国四国農政局では、日本の食文化に欠かせない調味料「塩」に関わる企業等の取組を体験を交え紹介し、我が国が誇る和食文化を身近に感じていただける体験型イベントを開催。
体験教室では、塩水を使った塩づくりや塩の食べ比べなどを実施。
こどもの参加者からの感想は、「出汁（だし）に塩を入れるとうま味がでたときはびっくりして、友達に教えたいと思った」、大人の参加者からの感想は、「涙の種類によって、しょっぱさが違うということを初めて知り、おもしろかった」など。

- 日時：令和６年８月20日（火）
- 会場：学校法人本山学園 西日本調理製菓専門学校（岡山県岡山市）
- 参加人数：会場38名（大人15名、こども23名）
  オンライン58名（大人48名、こども10名）
- 実施内容：
  1　中国四国農政局から食育に関する情報提供
  2　伯方塩業株式会社による講演及び体験教室

### 食育セミナー

〝食〟で子どもたちのチャンスを広げよう！
～元Ｊリーガーに学ぶ こころもからだも強くなるヒミツ～

第20回食育推進全国大会 in TOKUSHIMAの催しのひとつとして、主に親子を対象に、元プロサッカー選手であり料理研究家として活躍されている小泉勇人氏から、自身の現役時代や子どもの頃の食生活をお話しいただき、栄養バランスの整った食事が心身の成長やスポーツをする上で重要であることを知っていただくことを目的として開催。
参加者からの感想は、「（講演タイトルの）「食が変われば未来が変わる」、その通りだと思いました。食事の重要性が伝わってきました。毎日の食事づくりを心して頑張ります」「食事に気を遣いたい気持ちはあったのですが、知識もなく考えるのは毎日できていませんでした。しかし〝色〟で栄養がとれているのかもと思えたら楽しいし続けられそうです」「具体的に補食の品を書き出してくれていたので、取り入れやすく助かりました。サッカーをしている息子（高２）が残り１年、本気で頑張りたいと言っているので、セミナーで聞いたことを食事に取り入れたいです」など。

- 日時：令和７年６月７日（土）
- 会場：徳島県立産業観光交流センター（アスティとくしま）（徳島県徳島市）
- 参加人数：会場・オンライン約100名
- 実施内容：小泉勇人氏による講演・質疑応答

食育ネットワーク会員や一般消費者等の意見を参考に、動画配信と実践を組み合わせた「食育セミナー」等を引き続き実施する。

## （３）「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」の取組

○　ニッポンフードシフトとは、食料の持続的な確保が世界的な共通課題となる中で、日本の食の未来を守るために、Z世代と呼ばれる若者たちをターゲットに、国産の農林水産物を積極的に選択するといった行動変容や農林水産業・農山漁村への理解醸成を図るための国民運動である。

○　農林水産省では、動画配信やSNS、イベント等を通じた情報発信や広報等を官民協働で展開している。

○　中国四国農政局の取組として、令和６（2024）年度には、「消費者の部屋」の展示、「第５回おかやま有機農業フェア」、「食料・農業・農村基本法に関するシンポジウム」において、動画放映や紹介ブースによる情報発信を実施した。

○　各県拠点においても、地域のイベントを通じて消費者に向けたPRや情報発信等に取り組んでいる。

### 中国四国農政局でのニッポンフードシフトの発信・周知

「消費者の部屋」展示（10月21日～11月1日）において、ニッポンフードシフトをテーマに開催

「第5回おかやま有機農業フェア」（12月7日）において、ニッポンフードシフトを紹介

「食料・農業・農村基本法に関するシンポジウム」（2月5日）において、ニッポンフードシフトの動画を放映

メディア等を活用した情報発信、シンポジウム・フェアの開催、ニッポンフードシフトの運動趣旨に賛同する推進パートナーの登録の推進に取り組み、食と農に関する理解を深める官民協働による広報活動を展開する。

## ７　農地集積・集約化と担い手の育成・確保

### （１）農地中間管理機構による集積・集約化と担い手による農地利用

#### ①　地域計画を核とする取組

○　地域農業の将来の在り方、地域内の農業を担う者等を明確にする「地域計画」が、令和７（2025）年３月末までに全国で策定された（中国四国農政局管内では、約2,200の地域計画が策定済み）。

○　令和７（2025）年度以降は、策定された地域計画により地域の農地利用の実態が明確になったことから、その分析を行った上で、適正な農地利用のあり方について見直しを行っていく。

【農地利用に係る課題と検討の視点】

**克服すべき課題**

○　農地は小規模で分散。

○　将来の受け手が位置付けられていない農地は、地域計画区域内の農用地等面積の**約３割。**
⇒**中国・四国地方**の割合が高い（**約６割**）。

**検討の視点**

○ **地域計画を核とする産地づくり**
全ての品目で**集約化が有効＝品目別の団地化が重要**

地域計画を更に進化させ、「誰に集約するか」に加え、「**どの品目の産地にしていくか**」**の視点を加えた「地域計画を核とした産地づくり」**、自治体が新規参入を誘致しやすくするため**あらかじめ整備された農業団地を育成**していく。

【管内の農地集約化の事例】

**地域計画策定前**

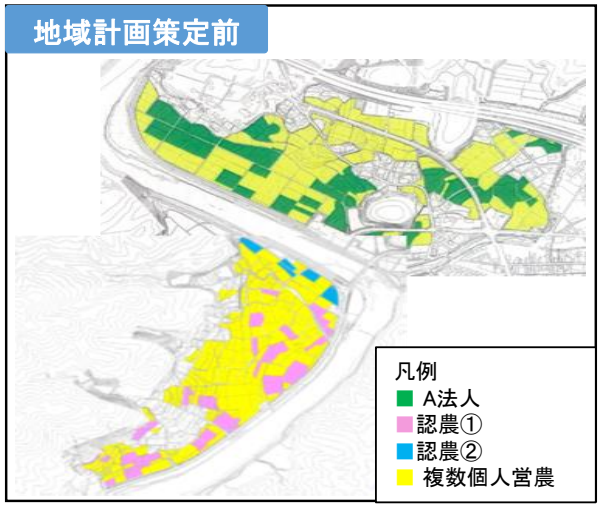


**地域計画策定後**

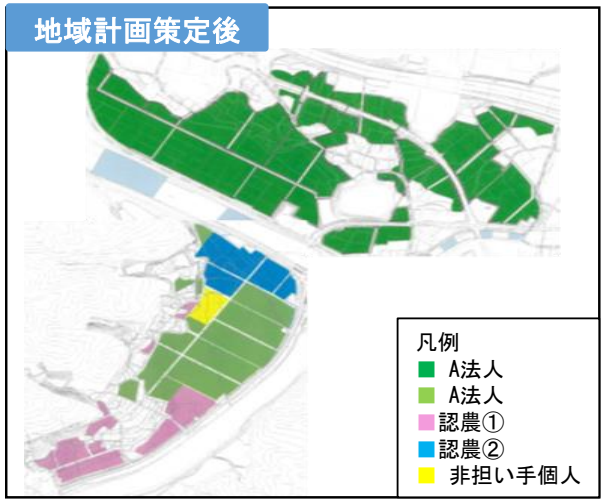


○　農政局では、各市町村における農地の集約化、担い手の誘致等を推進し、地域計画の実現を強力に後押ししていく。

## ② 担い手への農地の利用集積の状況

○ 「担い手」への農地集積率は、令和６(2024)年度末時点で33.5%(全国 61.5%)となり、前年同期から1.1ポイント(全国 1.1ポイント)の増加。また、農地バンク事業が創設された平成26年(2014)年度から令和６(2024)年度までの農地バンクの取扱面積(累積転貸面積)は3.8万haと、前年度から２千ha増加している。

○ 農業者の高齢化や農地面積の減少等が進み、担い手への農地の集積・集約化が喫緊の課題である中、中山間地域など条件不利地域でいかに取組を進めるかが重要なポイント。

○全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア(全国・中国四国)

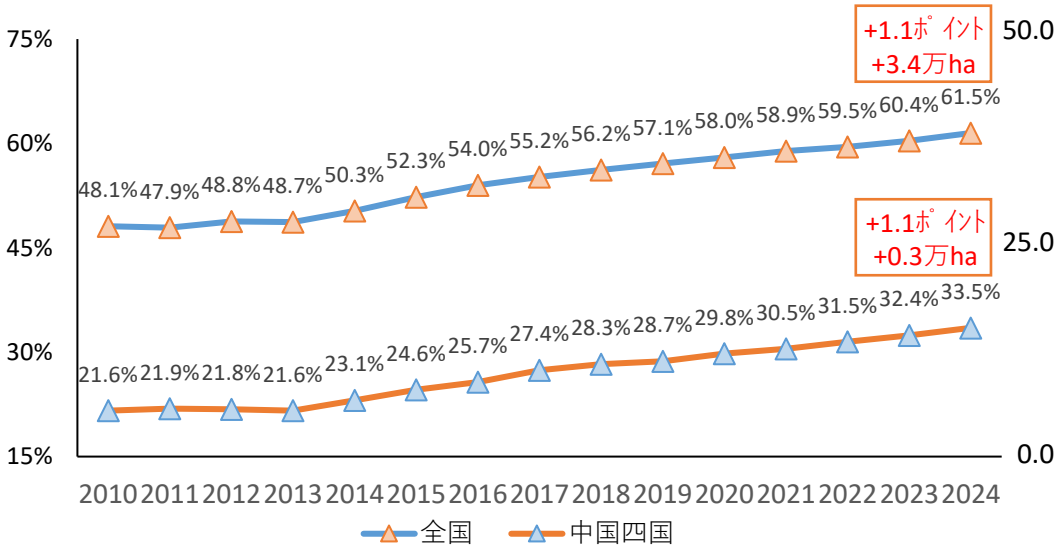


資料：農林水産省調べ

○農地バンクの取扱実績(累積転貸面積)

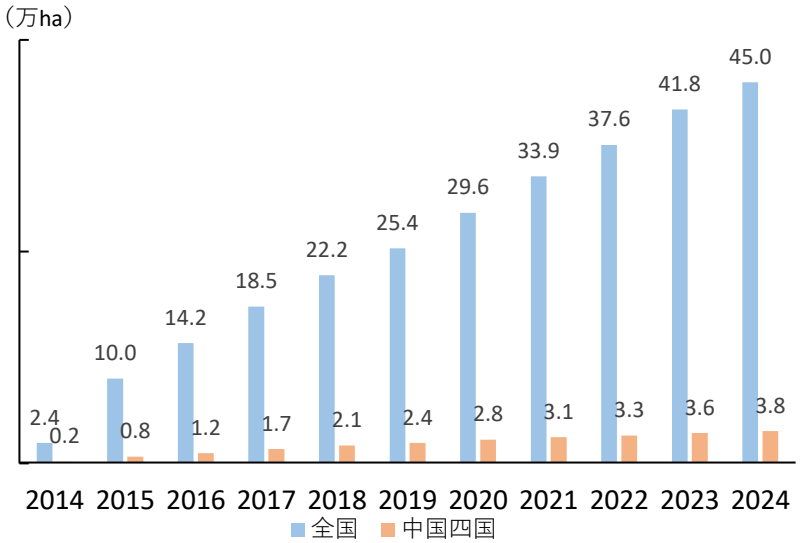


資料：農林水産省調べ

今後は農地バンクが、地域計画に基づき分散した農地をまとめて借り受け、必要に応じて基盤整備をした上で、担い手に貸し付ける取組を推進する。

## ○全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア（管内各県）

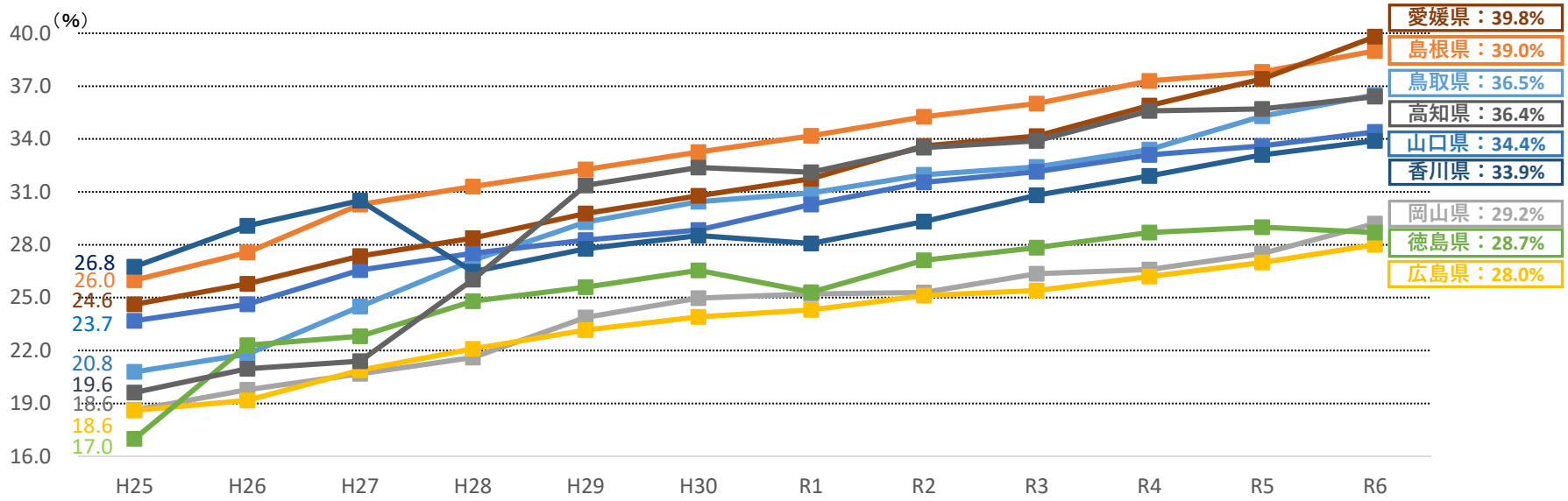


資料：農林水産省調べ

【用語の解説】
担い手とは、認定農業者（特定農業法人を含む）、認定新規就農者、基本構想水準到達農業者、集落営農経営をいう。

## ○農地バンクによる農地の借入・転貸面積

（単位：ha）

| | 令和4年度(2022)実績 | | | 令和5年度(2023)実績 | | | 令和6年度(2024)実績 | | | 平成26(2014)年度～令和6(2024)年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 借入面積 | 転貸面積 | 新規集積面積(※) | 借入面積 | 転貸面積 | 新規集積面積(※) | 借入面積 | 転貸面積 | 新規集積面積(※) | 借入面積 | 転貸面積 | 新規集積面積(※) |
| 全国 | 45,143 | 53,415 | 16,906 | 52,461 | 61,581 | 21,466 | 63,481 | 71,991 | 25,361 | 454,089 | 449,965 | 191,037 |
| 中国四国 | 3,977 | 4,849 | 1,709 | 4,531 | 5,544 | 1,593 | 5,394 | 6,931 | 1,989 | 38,893 | 37,556 | 18,908 |
| 鳥取県 | 732 | 1,286 | 269 | 739 | 1,192 | 342 | 1,340 | 1,499 | 339 | 5,304 | 5,094 | 3,564 |
| 島根県 | 760 | 844 | 374 | 1,012 | 1,198 | 267 | 1,034 | 1,205 | 315 | 7,787 | 7,493 | 4,126 |
| 岡山県 | 666 | 739 | 262 | 606 | 684 | 217 | 832 | 968 | 417 | 4,617 | 4,588 | 2,551 |
| 広島県 | 416 | 452 | 167 | 483 | 549 | 121 | 626 | 667 | 175 | 6,109 | 6,053 | 2,052 |
| 山口県 | 530 | 636 | 218 | 719 | 899 | 227 | 454 | 1,405 | 252 | 7,649 | 7,501 | 2,788 |
| 徳島県 | 102 | 75 | 48 | 178 | 133 | 75 | 179 | 201 | 129 | 1,359 | 879 | 746 |
| 香川県 | 618 | 639 | 284 | 646 | 673 | 280 | 703 | 729 | 262 | 4,283 | 4,221 | 2,534 |
| 愛媛県 | 70 | 70 | 37 | 51 | 99 | 39 | 77 | 80 | 40 | 799 | 799 | 399 |
| 高知県 | 84 | 109 | 50 | 97 | 117 | 25 | 149 | 177 | 60 | 986 | 928 | 148 |

資料：農林水産省調べ

【用語の解説】
新規集積面積とは、農地中間管理事業による農地バンクからの転貸面積のうち、非担い手から担い手に貸し付けられた面積をいう。

## （２）担い手の育成・確保
### ①　認定農業者制度の推進

○　中国四国地域における令和６（2024）年３月31日現在の認定農業者数（市町村認定、都道府県認定及び中国四国農政局認定）は、18,353経営体（全国216,784経営体）となっており、近年は減少傾向にある。しかしながら、このうちの法人の数をみるとこの間も増加傾向にあり、平成22（2010）年と比較すると約２倍（全国も２倍）となっている。

○　営農類型別にみると、複合経営が全体の35.6%（全国は40.6%）を占めており、単一経営では、中国四国地域は全国に比べ果樹類や施設野菜の割合が高く、稲作の割合が低くなっている。

中国四国における認定農業者数の推移

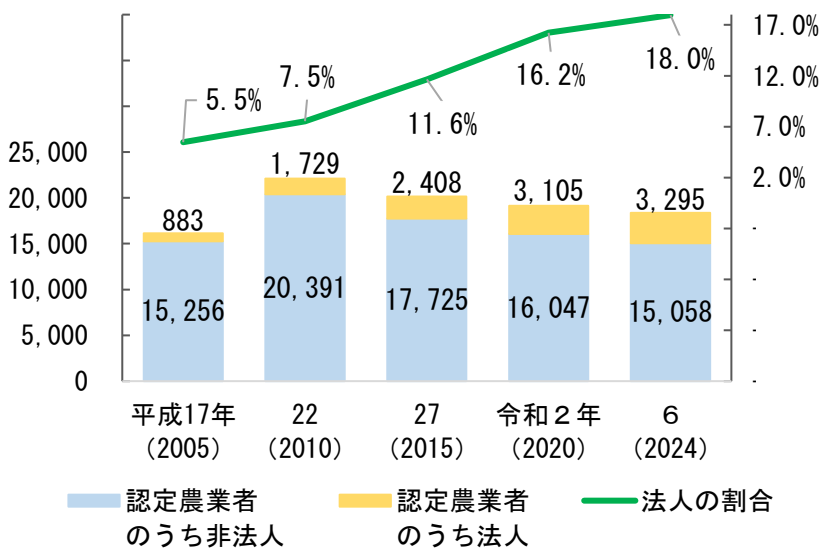


資料：農林水産省経営局経営政策課調べ

営農類型別認定状況（令和６（2024）年３月末現在）

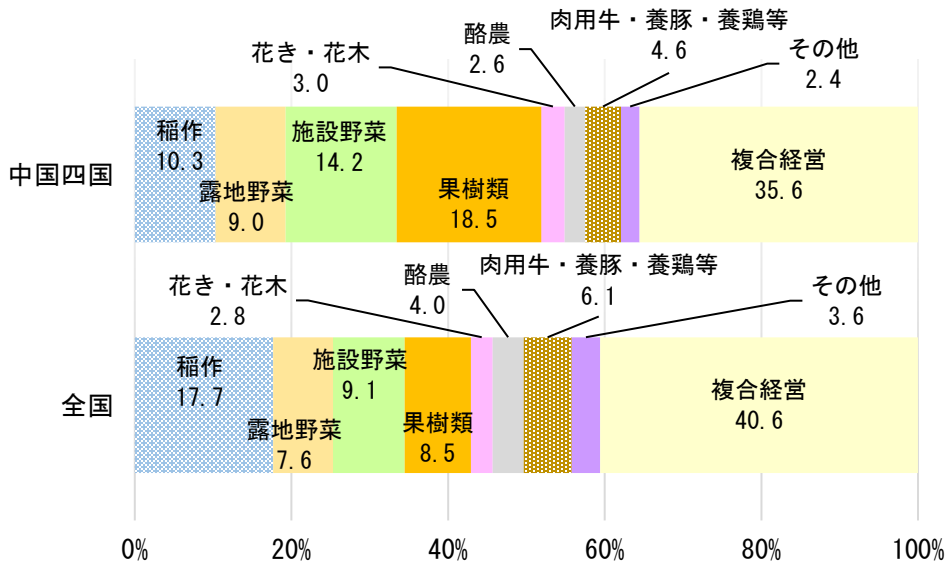


資料：農林水産省経営局経営政策課調べ

認定農業者に対しては、経営所得安定対策、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）、農業経営基盤強化準備金制度等の支援措置により、経営改善に向けた取組を支援していく。

注１：複合経営とは、経営体毎の農産物販売金額１位の部門の販売金額が農産物総販売金額の80%に満たない経営。
注２：単一経営とは、経営体毎の農産物販売金額１位の部門の販売金額が農産物総販売金額の80%以上を占める経営。

## ②　農業経営の法人化の推進

○　中国四国地域の法人経営体数は、令和２（2020）年に3,902法人（全国30,707法人）となり、平成17（2005）年から1.7倍（全国では1.6倍）になるなど、着実に増加している。
○　集落営農法人は、令和７（2025）年２月時点で1,163法人（全国5,852法人）となり、平成25（2013）年から1.7倍（全国では２倍）に増加した。

中国四国における法人経営体数の推移

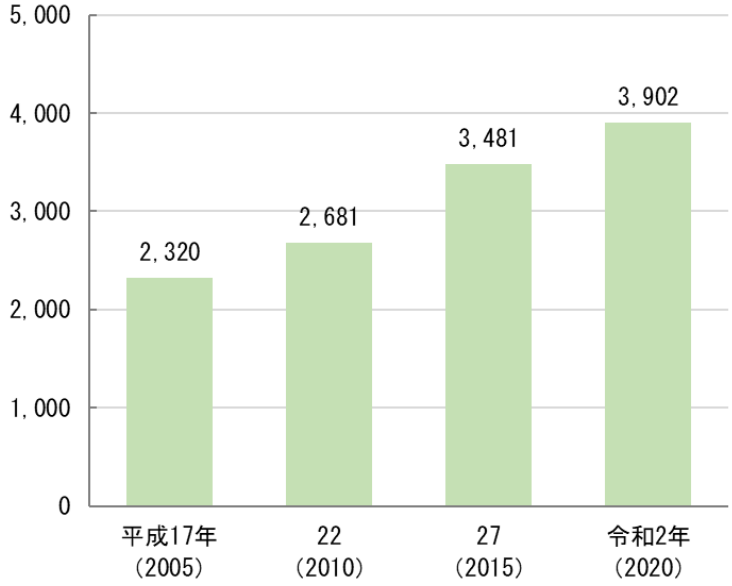


資料：農林水産省「農林業センサス」

中国四国における集落営農組織数の推移

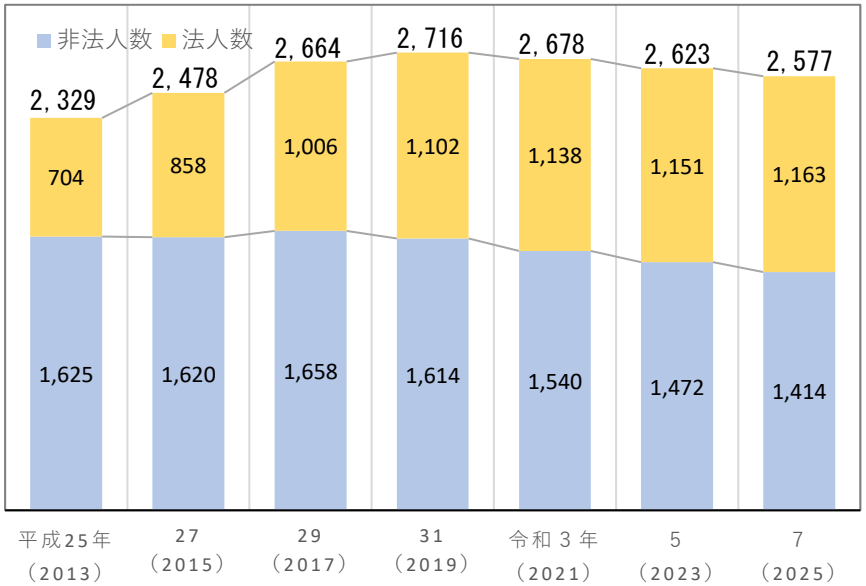


資料：農林水産省「集落営農実態調査」（各年２月１日現在の結果）

○　農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承など経営発展の効果が期待されるため、県が設置する農業経営・就農支援センターにおいて専門家派遣等により支援していく。
○　集落営農法人は構成員の高齢化が進んでおり、後継者の確保や今後の経営展開等が課題となっていることから、集落営農連携促進等事業等により若者の雇用や新たな取組を支援していく。

## ③　新規就農の推進

○　新規就農者を地域農業の担い手として育成するためには、就農から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が重要である。

○　このため、平成26（2014）年度から認定新規就農者制度を設け、認定新規就農者の早期の経営安定に向け、支援（就農前の研修期間や経営開始直後の資金面での支援等）を集中的に実施している。

○　近年、中国四国地域では、毎年、約360名が、認定新規就農者として新たに認定を受けている。

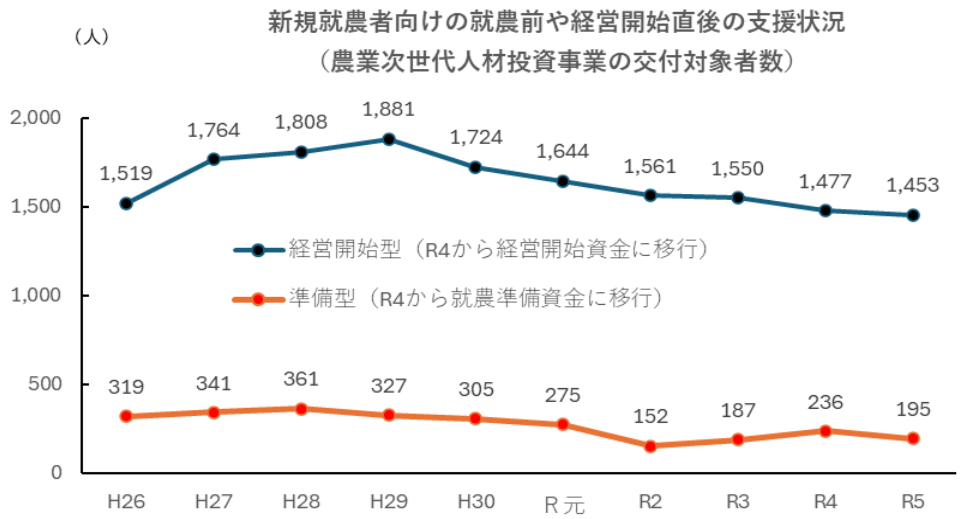


資料：農林水産省調べ
注：１　農業次世代人材投資事業（準備型）：就農に向けて都道府県等が有効と認める研修機関等において研修を受ける者に対して資金を交付する事業のこと。
　　２　農業次世代人材投資事業（経営開始型）：経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業のこと。

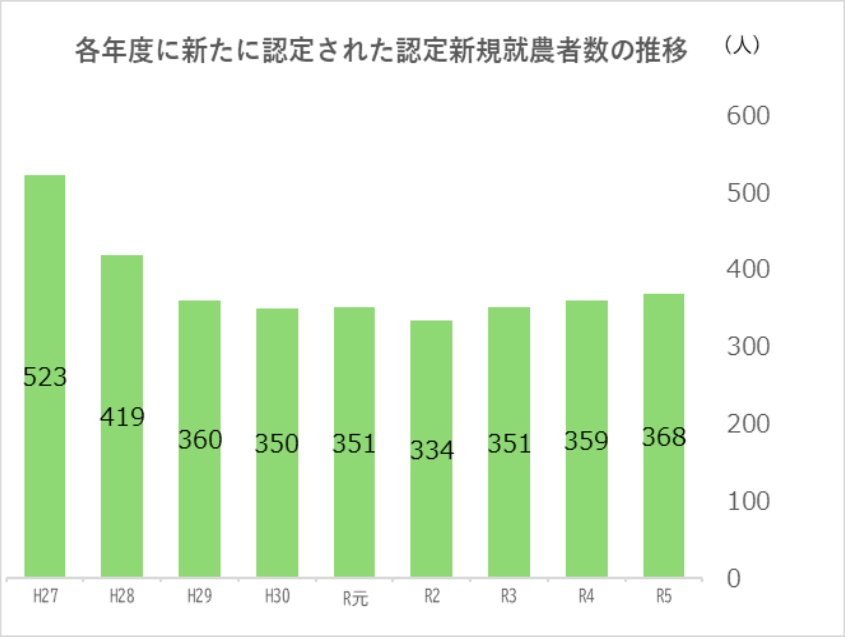


資料：青年等就農計画の営農類型別等の認定状況について

上記に加え、経営開始直後の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入、農業教育の高度化、サポート体制の充実等を支援。また、若手農業経営者（農業青年クラブ）の活動促進や「新・農業人フェア」の開催等を通じて、農業・農村への人材の呼び込みや新規就農者の定着を推進していく。

## ④　女性の活躍

○　基幹的農業従事者に占める女性の割合は約４割を占め、農業経営はもとより地域農業の振興や活性化等に重要な役割を果たしている。

○　第５次男女共同参画基本計画（令和２（2020）年12月閣議決定）では、令和７（2025）年度に向けて、農業協同組合役員の15%、農業委員の30%、土地改良区理事の10%を女性とする数値目標が定められ、女性登用に向けた取組が進められているが、いずれも目標達成には至っておらず、引き続き、関係機関と連携した取組が必要である。

基幹的農業従事者に占める女性の割合（令和２（2020）年）

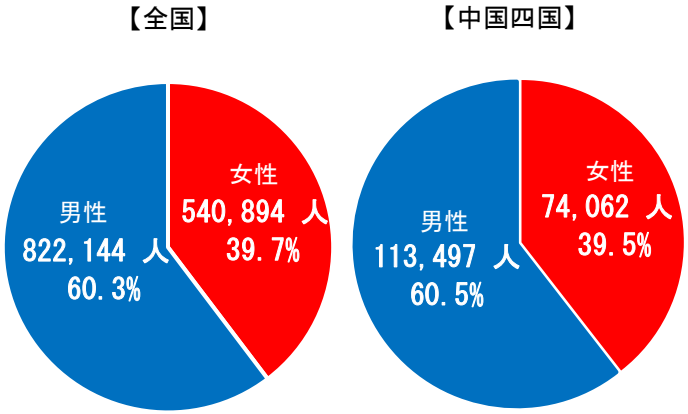


資料：農林水産省「農林業センサス」

女性登用の状況

（単位：人）

| | 農業協同組合役員数 | うち女性 | 女性比率 | 農業委員数 | うち女性 | 女性比率 | 土地改良区理事数 | うち女性 | 女性比率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全国 | 13,423 | 1,508 | 11.2% | 23,014 | 3,327 | 14.5% | 43,551 | 1,136 | 2.6% |
| 中国四国 | 1,039 | 122 | 11.7% | 2,765 | 394 | 14.2% | 8,486 | 266 | 3.1% |
| 鳥取県 | 89 | 11 | 12.4% | 228 | 38 | 16.7% | 838 | 14 | 1.7% |
| 島根県 | 45 | 6 | 13.3% | 247 | 34 | 13.8% | 351 | 19 | 5.4% |
| 岡山県 | 97 | 7 | 7.2% | 385 | 29 | 7.5% | 1,086 | 19 | 1.7% |
| 広島県 | 151 | 18 | 11.9% | 294 | 49 | 16.7% | 398 | 14 | 3.5% |
| 山口県 | 45 | 9 | 20.0% | 252 | 50 | 19.8% | 827 | 24 | 2.9% |
| 徳島県 | 141 | 14 | 9.9% | 350 | 63 | 18.0% | 1,348 | 42 | 3.1% |
| 香川県 | 32 | 3 | 9.4% | 266 | 28 | 10.5% | 1,229 | 35 | 2.8% |
| 愛媛県 | 346 | 39 | 11.3% | 352 | 33 | 9.4% | 1,671 | 64 | 3.8% |
| 高知県 | 93 | 15 | 16.1% | 391 | 70 | 17.9% | 738 | 35 | 4.7% |

出典：
令和６年度農業委員会及び農協の女性登用に関する状況（令和7年3月31日時点）
令和６年度土地改良団体における女性理事登用状況（令和7年3月31日時点）

今後は、男女共同参画意識の向上や女性の経営力・発言力の向上等を目的とした取組を引き続き行うとともに、農業女子プロジェクトの活動促進や情報発信などを通じて、社会全体での女性農業者の存在感を高め、併せて職業としての農業を選択する若手女性の増加を推進する。

## ～土地改良区の女性理事登用～

○　令和２（2020）年12月に閣議決定された「第５次男女共同参画基本計画」において、土地改良区については令和７（2025）年度までに「女性理事が登用されていない組織数はゼロとする。」及び「理事に占める女性の割合を10％とする。」目標が設定されている。また、「食料・農業・農村基本計画」（令和７（2025）年４月11日閣議決定）において、「2030年度までに10％」とする目標が掲げられた。

○　改正土地改良法において、「土地改良区はその理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない」と規定。

○　土地改良区理事総数に対する女性理事の割合は、令和６（2024）年度末で、全国2.6％に対し中国四国管内は3.1％である。中国四国局管内の女性理事登用の状況は、令和６（2024）年度末は266人となっており、前年度より120人増加している。当管内で女性理事登用割合が高い県は、島根県、高知県、愛媛県の順であり、目標を達成するためには、さらなる推進が必要である。

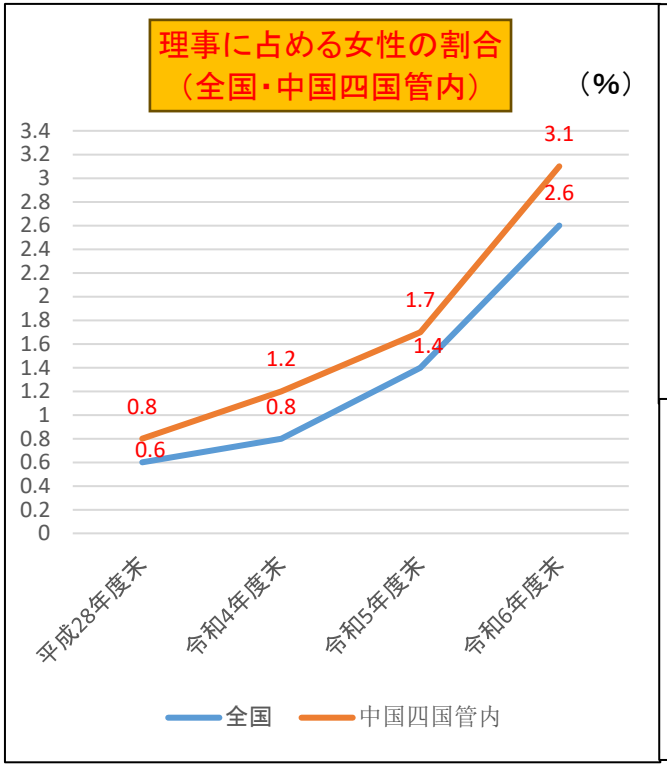


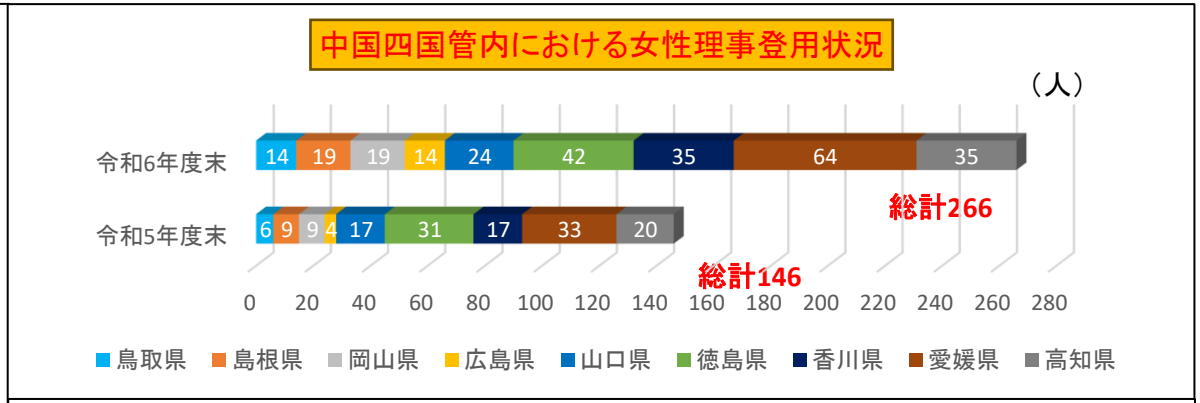


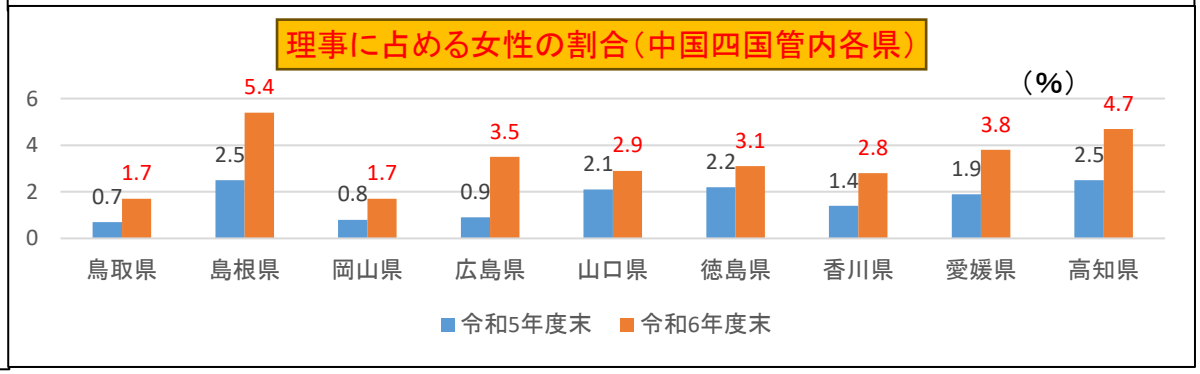


出典：農村振興局土地改良企画課「土地改良区設立状況等調査」
「平成29年度土地改良区運営実態等統計調査」

○　各県で開催される土地改良区役職員研修会において、女性理事登用に向けた取組、登用に向けて必要な手続きの周知、行動計画策定・実行への助言を行うなど、取組を推進している。
○　土地改良区への個別訪問等により土地改良区理事長等との意見交換会や優良事例による啓発普及を実施するとともに、女性理事登用や育成のための情報交換ができる環境としてのネットワーク構築の支援を実施している。

## 研修会、個別訪問等による働きかけ

各県の「土地改良区役職員研修会」での説明や、全国土地改良事業団体連合会主催の「水土里ネット女性理事意見交換会」でのパネルディスカッションへ参加したほか、管内国営事業関連土地改良区等（計54地区）へ個別に訪問等し、役職員との意見交換を実施。

## 中国四国農政局管内における女性の会設立状況

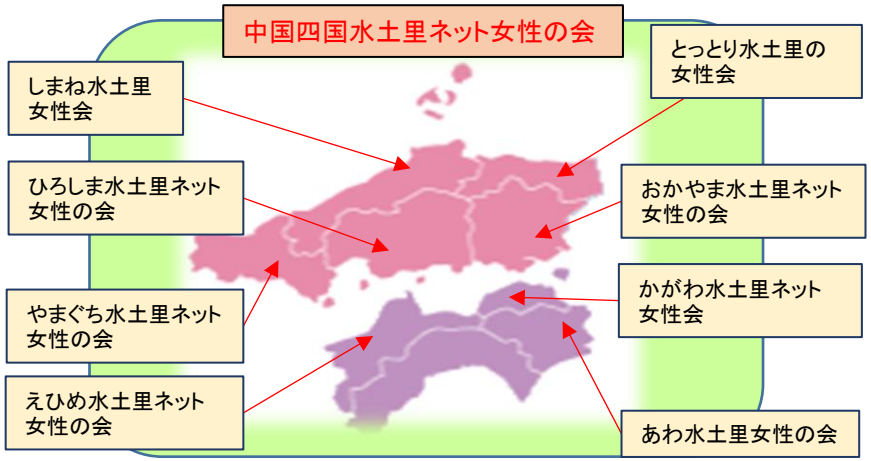


## 優良事例による啓発普及

令和6年度においては、3つの土地改良区を訪問取材し、登用の優良事例を作成。過年度作成分と併せ、管内7つの土地改良区の登用事例を農林水産本省のホームページに掲載し、啓発普及に活用。

| 県名 | 土地改良区名 | 主な特徴点 |
|---|---|---|
| 島根県 | 出雲市斐川土地改良区 | 員外理事制度活用（ＪＡ女性部役員） |
| 岡山県 | 笠岡湾干拓土地改良区 | 員外理事制度活用（農業委員会の委員） |
| 岡山県 | 高崎土地改良区 | 土地改良区組合員からの登用 |
| 香川県 | 府中開拓パイロット土地改良区 | 土地改良区組合員からの登用 |
| 香川県 | 坂出市西庄土地改良区 | 理事長のリーダーシップによる登用（員外理事２名） |
| 愛媛県 | 道前平野土地改良区 | 員外理事制度活用（農業委員会の委員、ＪＡ女性部役員、他の土地改良区事務局員の３名） |
| 愛媛県 | 伊方町土地改良区 | 土地改良区の合併を契機とした登用（農業委員会の委員も兼務される組合員） |

※　農村振興局土地改良企画課ホームページ登載分

土地改良区が活性化し、地域農業を支え、地域に貢献する組織であり続けるために、土地改良区関係者の女性理事登用に対する理解の促進や意識改革を進め、土地改良区の女性職員等のネットワーク化などにより、女性活躍に向けた環境づくりを促進する。

# ８　農業農村整備

## （１）農地の基盤整備等による生産性向上

○　中国四国地域の水田の区画整備率は47％（全国69％）となっている。

○　畑地かんがい施設の整備は37％（全国26％）で、県別には、愛媛県が56％、鳥取県が50％と高い。

○　農業競争力を強化するため、農地の大区画化・汎用化、畑地かんがい施設の整備等を実施し、担い手への農地の集積・集約化や農業の高付加価値化を推進する必要がある。

水田の整備状況（区画形状）（令和５（2023）年）

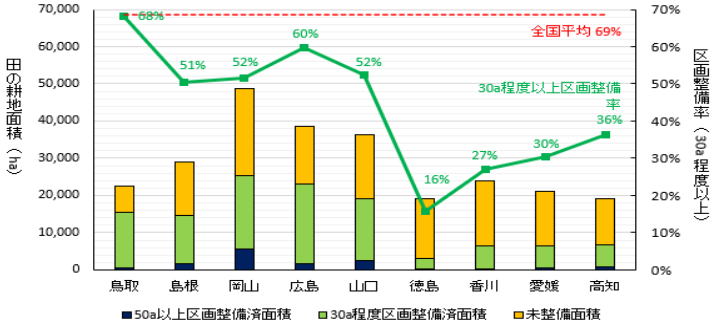


資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」（令和５年７月18日時点）
及び農林水産省農村振興局「農業基盤情報基礎調査」（令和４年度）

畑地かんがい施設の整備状況（令和５（2023）年）

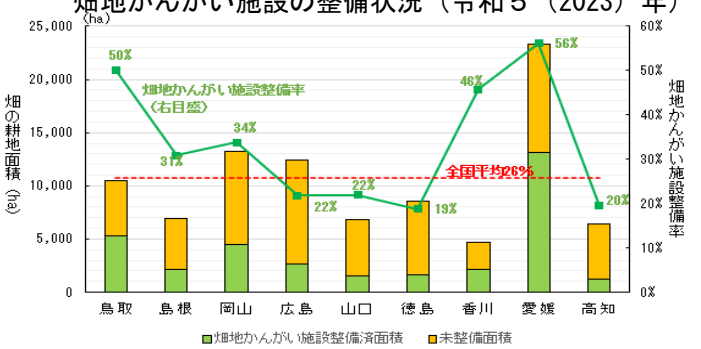


資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」（令和５年７月15日時点）
及び農林水産省農村振興局「農業基盤情報基礎調査」（令和４年度）

### 農地整備（原山地区）【広島県】

・レタス等の高収益作物の大規模農業団地化を進めるため、農地の大区画化等と合わせ、農地中間管理機構と連携して、担い手・参入企業への農地集積を促進。

事業実施前（個別農家中心での営農）

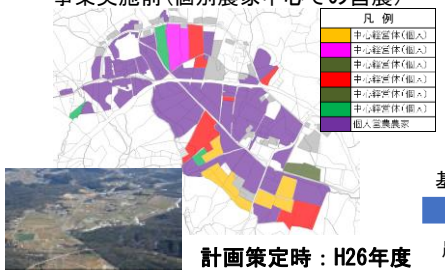


計画策定時：H26年度

基盤整備

農地集積

事業実施後（中心経営体主体による営農）

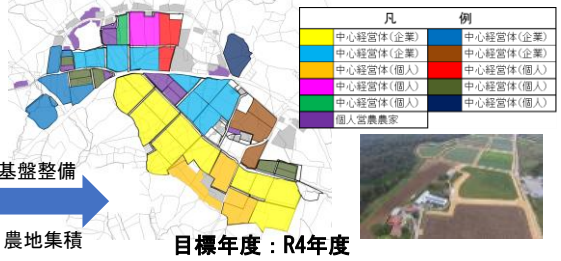


目標年度：R4年度

| 区　分 | 戸数（戸） | 面積（ha） | 戸当面積（ha/戸） |
|---|---|---|---|
| 個別農家 | 21 | ３９．０ | 1.9 |

**農地の集積が9割以上**

| 区　分 | 戸数（戸） | 面積（ha） | 戸当面積（ha/戸） |
|---|---|---|---|
| 農業生産法人等 | 4 | ２５．２ | ６．３ |
| 中心経営体(個人) | 6 | １０．７ | １．７ |

### 畑地かんがい施設の整備（南予用水地区）【愛媛県】

・基盤整備による農業用水の安定供給による労力軽減と品質・収量の安定化、品質管理の徹底等による地域ブランドの維持・向上などにより、地区内農家の平均販売額の向上を実現。

取水を待つトラックの列（イメージ）

基盤整備

S49～H11

スプリンクラーによるかん水

光センサー選果機による品質管理等

**1戸当たり販売額は、全国平均の約4倍に増加（JA西宇和真穴共選調べ）**

真穴みかん

今後とも、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地の集積・集約化による生産コストの削減、高収益作物への転換による所得向上、農産物の品質向上・ブランド化を図るため、農地の大区画化・汎用化、畑地かんがい等を推進する。

## （２）国土強靱化のための農業農村の整備の推進
### ①　安全・安心のための農村地域の防災・減災（国土強靱化対策）

近年は、短時間に激しく降る大雨の回数が増加傾向にあり、中国四国管内でも豪雨災害が頻発化し、大きな被害が出ている。また、南海トラフ巨大地震等の大規模地震発生が懸念されている。

１時間降水量50mm以上の降雨の年間発生回数

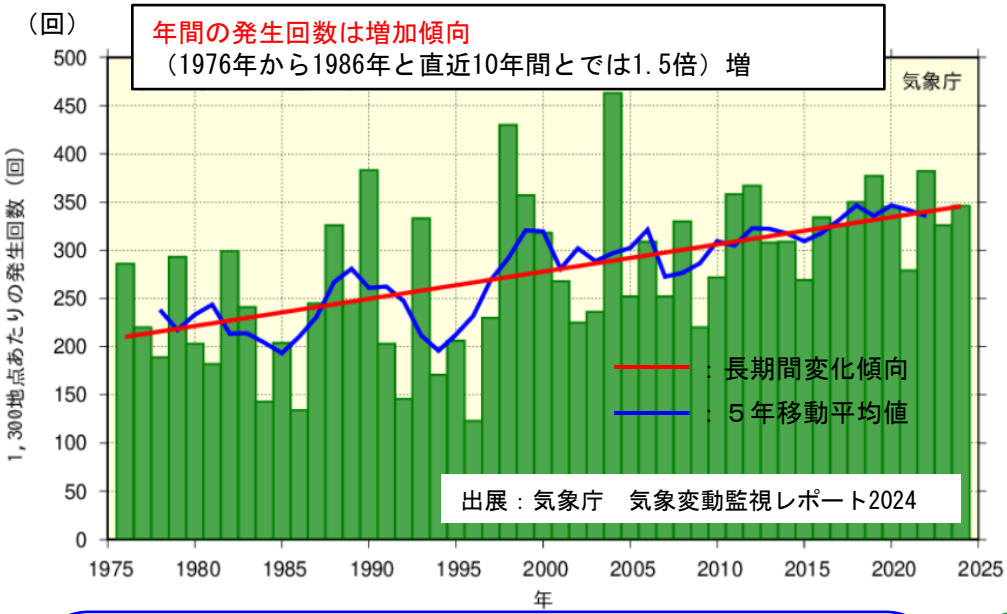


中国四国管内で発生した過去５ヶ年（R2～R6）の被害箇所数と被害額

（単位：百万円）

| 年　災 | 箇所数 | 被害額 |
|---|---|---|
| R２ | 3,691 | 9,637 |
| R３ | 12,734 | 35,512 |
| R４ | 1,753 | 3,525 |
| R５ | 6,124 | 15,246 |
| R６ | 2,101 | 7,498 |

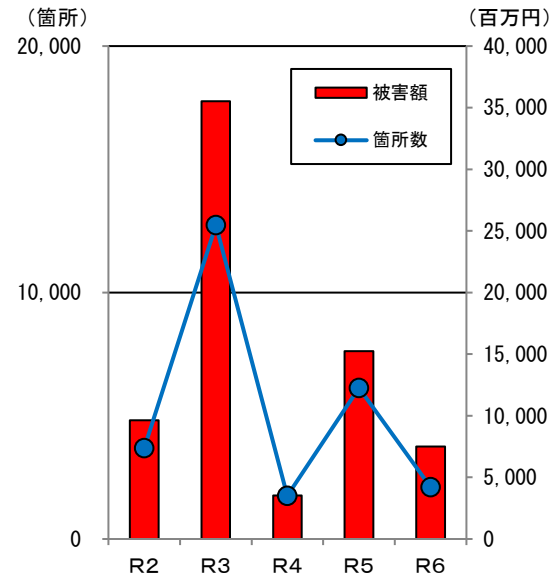


**農業水利施設の整備**

農地等の湛水状況

排水機場の整備

**地すべり防止対策**

地すべりの発生

地すべり対策工事の完了

農地等の湛水被害等を未然に防止するため、農業水利施設の整備、地すべり防止対策等の農村地域の防災・減災対策を加速して推進していく。

○　中国四国地域の農業用ため池は、54,959か所であり、全国の約４割を占めている。
○　決壊による被害を未然に防止するため、「ため池管理保全法」及び「ため池工事特措法」に基づき、管内において農業用ため池の防災・減災対策を進めている。

### ○　中国四国農政局管内の農業用ため池数

| | | 農業用ため池（※R7.3末時点） | 防災重点農業用ため池（※R7.3末時点） |
|---|---|---|---|
| 全　国 | | 149,417 | 52,380 |
| 中国四国 | | 54,959 | 19,035 |
| | 鳥取県 | 964 | 301 |
| | 島根県 | 4,813 | 1,368 |
| | 岡山県 | 9,135 | 3,994 |
| | 広島県 | 16,348 | 6,753 |
| | 山口県 | 7,447 | 1,211 |
| | 徳島県 | 539 | 362 |
| | 香川県 | 12,217 | 3,099 |
| | 愛媛県 | 3,112 | 1,737 |
| | 高知県 | 384 | 210 |

出典：農村振興局整備部防災課調べ

### ○　ため池管理保全法※１の施行（令和元年）

| | |
|---|---|
| 目的 | ・農業用ため池の適正な管理及び保全により、農業用水の確保を図るとともに、決壊による被害を防止 |
| 概要 | ・所有者等による都道府県への届出を義務付け<br>・所有者等による適正管理の努力義務<br>・適正な管理が行われていない場合の都道府県の勧告　等 |

### ○　ため池工事特措法※２の施行（令和２年）※令和12年度までの時限立法

| | |
|---|---|
| 目的 | ・防災重点農業用ため池の決壊による被害を防止するため、防災工事等を集中的かつ計画的に推進 |
| 概要 | ・都道府県は防災重点農業用ため池を指定、推進計画を策定<br>・防災工事等の実施者への技術的援助（サポートセンター）<br>・国による財政上の措置、地方債についての配慮 |

※１　農業用ため池の管理及び保全に関する法律
※２　防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法

ため池の整備

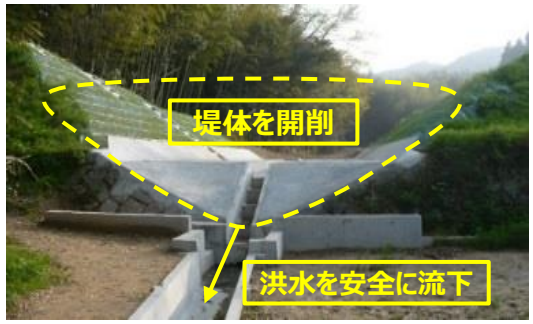

使われなくなったため池の廃止

ため池管理者等への技術的な支援

遠隔監視機器の設置

今後も農業用ため池については、「ため池管理保全法」に基づき、適正に管理及び保全を行う。
防災重点農業用ため池については、「ため池工事特措法」に基づき、集中的かつ計画的に防災工事等を進めていく。あわせて、ハザードマップの作成・周知、ため池管理者等への技術的な支援、遠隔監視機器の導入等のソフト対策を推進。

## ②　流域治水プロジェクトの推進

○　近年の気候変動の影響や水害の激甚化を背景に、治水対策が「流域治水」へ転換。全国の一級水系に流域治水協議会を設置して、令和３(2021）年３月末に流域治水プロジェクトが公表された。

○　流域治水プロジェクトには、地域特性等を生かし、「田んぼダム」などの水田の貯留機能、ため池、排水施設、農業用ダムの事前放流など農地・農業水利施設の活用が位置付けられている。

### 農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進

**農業用ダムの活用**

○ 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げること等によって洪水調節機能を発揮。

○ 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。

（各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留）

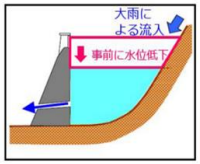


【施設の整備等】
○ 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

**水田の活用（田んぼダム）等**

○ 「田んぼダム」（落水口に流出量を抑制する板等を設置し、水田に降った雨をゆっくりと排水）の取組によって湛水被害リスクを低減。

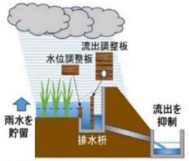


【施設の整備等】
○ 水田整備、「田んぼダム」の取組促進、農地の保全

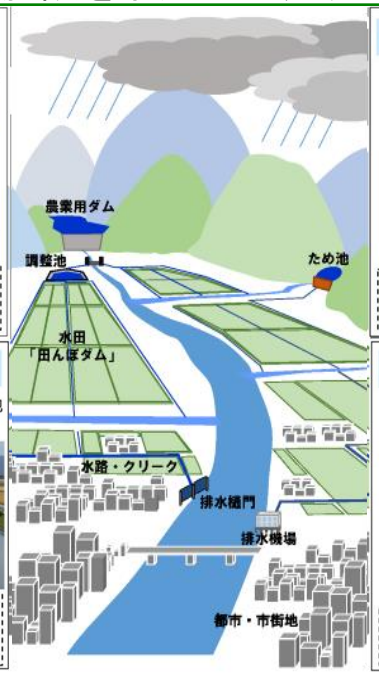


**排水施設等の活用**

○ 農業用の用排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の湛水も防止・軽減。

【施設の整備等】
○ 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作、水管理システムの整備等

**ため池の活用**

○ 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることによって洪水調節機能を発揮。

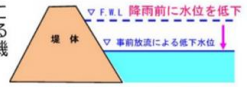


○ 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐きにスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。

【施設の整備等】
○ 堤体補強、洪水吐き改修、施設管理者への指導・助言等

### 「田んぼダム」の取組

**多面的機能支払交付金を活用した取組（徳島県阿南市）**

ほ場整備に併せて多面的機能支払交付金を活用して「田んぼダム」の取組を実施し、周辺農地及び住宅地のほか下流域の氾濫被害を軽減。

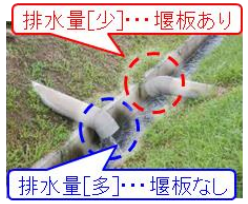


堰板設置の効果

通水機能確保に資する水路の草刈り・泥上げ

取組ＰＲ看板

中国四国農政局は管内全ての一級水系（21水系）の流域治水協議会に参画・連携し、従来からの農地・農業用施設の多面的機能の発揮に加え、農地（田んぼダム）、ため池、農業用水路等を活用した流域治水の効果的な取組を推進していく。

※管内の二級水系（県管理）の流域治水協議会については、県からの要請に応じて参画。

## ③　農業生産の継続に欠かせない基幹水利施設の長寿命化・機能強化

○　中国四国地域の基幹水利施設は、基幹施設が809施設、基幹水路が3,580km整備。これら施設のうち、基幹施設で53%、基幹水路で51%が標準耐用年数を超過し、近年、経年的な劣化等による漏水等の突発事故の発生が増加している。

○　このため、機能診断及び監視結果に基づき、適時適切な補修・更新を実施し、突発事故等不測の事態への対応を強化する必要がある。南海トラフ地震等の発生も懸念されるなか、ダム等の重要度の高い基幹水利施設を中心に耐震照査結果に基づく耐震対策を着実に進める必要がある。

中国四国地域の基幹水利施設の標準耐用年数の超過状況

| 施設区分 | | 施設数・延長(令和５(２０２３)年３月) | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | うち対応年数超過 | 割合 |
| 基幹施設（か所） | | 809 | 427 | 53% |
| | 貯水池 | 237 | 15 | 6% |
| | 頭首工 | 160 | 83 | 52% |
| | 用排水機場 | 275 | 219 | 80% |
| | 水門等 | 97 | 77 | 79% |
| | 管理設備 | 40 | 33 | 83% |
| 基幹水路（km） | | 3,580 | 1,815 | 51% |

資料：農林水産省農村振興局「農業基盤情報基礎調査」(令和５（2023）年３月31日時点)を用いて試算
注：１　「基幹水利施設」とは、農業用用排水のための利用に供される施設であって、その受益面積が100ha以上のもの。
　　２　試算に用いた各施設の標準耐用年数は、「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について」 による標準耐用年数を利用しており、概ね以下のとおり。
　　貯水池：80年、取水堰：50年、水門：30年、機場：20年、水路：40年　など

更新時期を迎える基幹水利施設が大幅に増加することから、これらの長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るストックマネジメントによる計画的な機能保全対策を実施するとともに、大規模自然災害に対応した施設の機能強化や耐震対策を着実に推進する。なお、突発事故が発生した際には、早期に施設の機能回復できるよう、復旧対応を行っていく。

## ９　農村の振興（地域の活性化）
### （１）地域資源を活用した農山漁村の課題解決
### ①　地域資源活用価値創出の推進

①　六次産業化・地産地消法に基づく認定状況
　これまで、農林水産物の付加価値を高め、農林漁業者の所得向上に資する重要な取組の一つとして、農林漁業の６次産業化の取組を推進してきた。法に基づく総合化事業計画認定数は、令和７（2025）年７月31日時点で333件（全国2,648件）、うち、岡山県は101件（全国４位）となっている。

②　地域資源活用価値創出のモデル事例の横展開
　全国で300事例を創出した上で、令和７（2025）年６月までに全国で91モデル事例、うち中国四国管内で26モデル事例を農林水産省ホームページに掲載している。

他分野との連携のイメージ

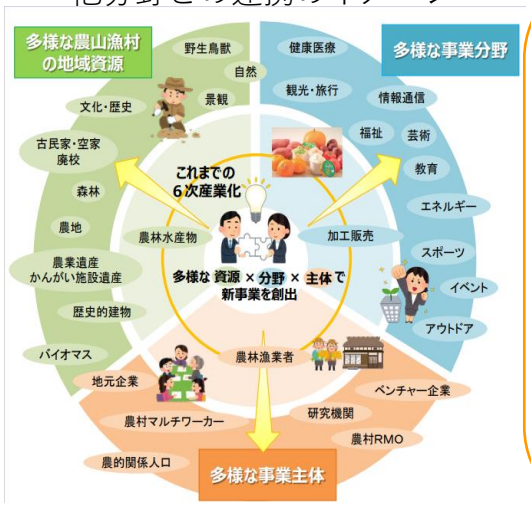


広島みはらプリンプロジェクト実行委員会（広島県）

農林水産物、景観
×
食品、観光・旅行、教育、イベント
×
商工会議所、地域連携DMO、関係団体

＝ **地域の海･山･里の豊富な食材を「プリン」で巻き込む**

ガイドブック「おでかけプリン」

フェスティバルの様子

NPO砂浜美術館（高知県）

景観(自然)、農林水産物、スポーツ施設、防災文化
×
観光、旅行業(宿泊手配等)、教育、スポーツ、芸術
×
NPO法人、集落活動センター、ボランティア、大学

＝ **砂浜を中心とした地域資源で関係人口の増加**

Tシャツアート展

取組10周年記念イベントの様子

資料：「農山漁村の地域資源活用モデル事例集　第5版　令和7年6月」

今後の農村振興施策の実施にあたっては、農業以外の所得と合わせて一定の所得を確保できるよう、多様な機会を創出し、安心して農村で働き、生活できる環境を整えていくとともに、地域の見本となる優良事例を集め、横展開を図る。

## ② 農泊の推進

○ 農山漁村地域の活性化に向けては、インバウンドを含む観光客や自然が豊かな地域への新たな旅スタイルのニーズを的確に捉え、所得向上に繋げることが重要である。このため、地域一丸となった農泊の取組体制を整備することが急務となっている。

○ 農山漁村振興交付金により、「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築や、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組、古民家等を改修した滞在施設の整備等を支援している。令和６（2024）年度までに、中国四国地域の101地区（中国地方66地区、四国地方35地区）で活用の実績がある。

○ 令和６（2024）年の中国四国地域の延べ宿泊者数は4,226万人泊で、対前年比102.0%となった。

### 農泊の取組事例

森林体験プログラム

国重の森活性化協議会（岡山県真庭市）では、刀工「国重」を育んだ豊かな森林を再生するための森林整備と共に、多くの人々が森に親しめる、森パークでの環境学習や地域住民とのタケノコ掘り・間伐、薪割り・炭焼き体験を通して森の大切さを伝えることに取組んでいる。

天空の花畑（志々島）

ししじま・みとよ活性化協議会（香川県三豊市）では、県内随一のパワースポット・樹齢1200年の「大楠」が鎮座する自然豊かな島に、近年「天空の花畑」が脚光を浴び、４月から５月には多くの観光客が訪れていることから、現地ガイドや地域食材を使った食事の提供を通じて、観光客の滞在時間を延ばすことに取組んでいる。

### 中国四国の延べ宿泊者数（令和6（2024）年1月～12月）

| 県名等 | 延べ宿泊者数（万人泊） | 対前年増減率 | うち外国人数（万人泊） | 割合 | 対前年増減率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 全　国 | 65,906 | 6.7% | 16,446 | 25.0% | 39.7% |
| 中国四国 | 4,226 | 2.0% | 446 | 10.6% | 53.3% |
| 鳥 取 県 | 259 | 16.6% | 11 | 4.2% | 66.4% |
| 島 根 県 | 344 | 4.2% | 8 | 2.3% | 57.6% |
| 岡 山 県 | 578 | 4.2% | 51 | 8.8% | 55.0% |
| 広 島 県 | 1,207 | 4.3% | 195 | 16.1% | 35.6% |
| 山 口 県 | 378 | 4.6% | 12 | 3.1% | 37.3% |
| 徳 島 県 | 253 | 8.5% | 17 | 6.7% | 30.0% |
| 香 川 県 | 474 | 8.7% | 90 | 18,9% | 103.7% |
| 愛 媛 県 | 437 | △6.8% | 45 | 10.2% | 122.8% |
| 高 知 県 | 292 | △22.1% | 13 | 4.4% | △5.3% |

資料：国土交通省観光庁「宿泊旅行統計調査」（令和6（2024）年・年間値（確定値））

先進的な取組の事例紹介や各種支援策の情報提供を行い、「農泊」に取り組む関係団体等と連携して、農山漁村の所得向上と地域の活性化を推進していく。

# 農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施地区　中国地方66地区　（令和6年度末）

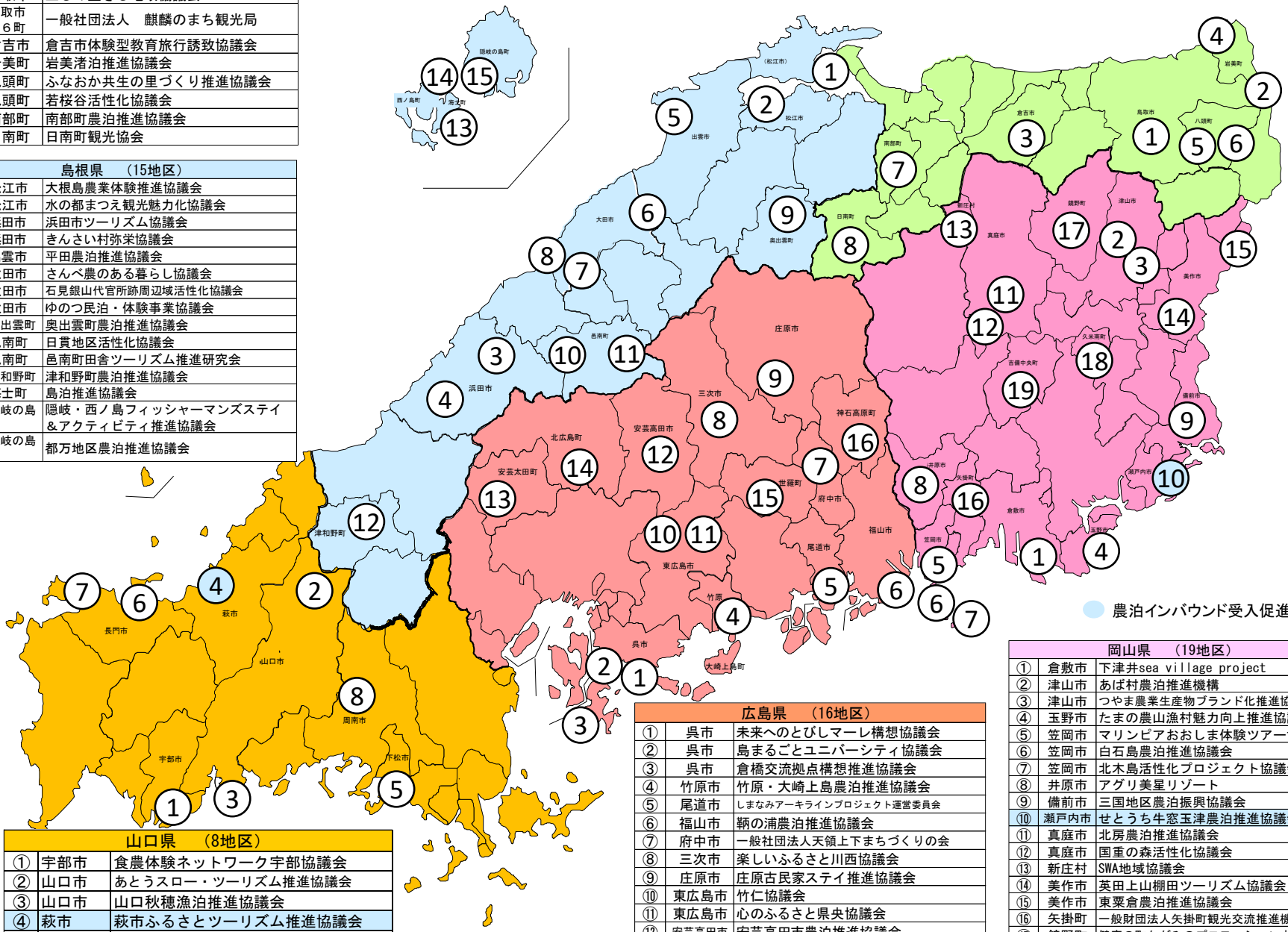


農泊インバウンド受入促進重点地域

| 鳥取県　（8地区） | | |
|---|---|---|
| ① | 鳥取市 | 五しの里さじ地域協議会 |
| ② | 鳥取市外６町 | 一般社団法人　麒麟のまち観光局 |
| ③ | 倉吉市 | 倉吉市体験型教育旅行誘致協議会 |
| ④ | 岩美町 | 岩美渚泊推進協議会 |
| ⑤ | 八頭町 | ふなおか共生の里づくり推進協議会 |
| ⑥ | 八頭町 | 若桜谷活性化協議会 |
| ⑦ | 南部町 | 南部町農泊推進協議会 |
| ⑧ | 日南町 | 日南町観光協会 |

| 島根県　（15地区） | | |
|---|---|---|
| ① | 松江市 | 大根島農業体験推進協議会 |
| ② | 松江市 | 水の都まつえ観光魅力化協議会 |
| ③ | 浜田市 | 浜田市ツーリズム協議会 |
| ④ | 浜田市 | きんさい村弥栄協議会 |
| ⑤ | 出雲市 | 平田農泊推進協議会 |
| ⑥ | 大田市 | さんべ農のある暮らし協議会 |
| ⑦ | 大田市 | 石見銀山代官所跡周辺域活性化協議会 |
| ⑧ | 大田市 | ゆのつ民泊・体験事業協議会 |
| ⑨ | 奥出雲町 | 奥出雲町農泊推進協議会 |
| ⑩ | 邑南町 | 日貫地区活性化協議会 |
| ⑪ | 邑南町 | 邑南町田舎ツーリズム推進研究会 |
| ⑫ | 津和野町 | 津和野町農泊推進協議会 |
| ⑬ | 海士町 | 島泊推進協議会 |
| ⑭ | 隠岐の島町 | 隠岐・西ノ島フィッシャーマンズステイ＆アクティビティ推進協議会 |
| ⑮ | 隠岐の島町 | 都万地区農泊推進協議会 |

| 山口県　（8地区） | | |
|---|---|---|
| ① | 宇部市 | 食農体験ネットワーク宇部協議会 |
| ② | 山口市 | あとうスロー・ツーリズム推進協議会 |
| ③ | 山口市 | 山口秋穂漁泊推進協議会 |
| ④ | 萩市 | 萩市ふるさとツーリズム推進協議会 |
| ⑤ | 下松市 | くだまつ農山漁村ツーリズム協議会 |
| ⑥ | 長門市 | ながとふるさと体験受入協議会 |
| ⑦ | 長門市 | むかつ国で遊ぼう協議会 |
| ⑧ | 周南市 | 須金里山リトリート協議会 |

| 広島県　（16地区） | | |
|---|---|---|
| ① | 呉市 | 未来へのとびしマーレ構想協議会 |
| ② | 呉市 | 島まるごとユニバーシティ協議会 |
| ③ | 呉市 | 倉橋交流拠点構想推進協議会 |
| ④ | 竹原市 | 竹原・大崎上島農泊推進協議会 |
| ⑤ | 尾道市 | しまなみアーキラインプロジェクト運営委員会 |
| ⑥ | 福山市 | 鞆の浦農泊推進協議会 |
| ⑦ | 府中市 | 一般社団法人天領上下まちづくりの会 |
| ⑧ | 三次市 | 楽しいふるさと川西協議会 |
| ⑨ | 庄原市 | 庄原古民家ステイ推進協議会 |
| ⑩ | 東広島市 | 竹仁協議会 |
| ⑪ | 東広島市 | 心のふるさと県央協議会 |
| ⑫ | 安芸高田市 | 安芸高田市農泊推進協議会 |
| ⑬ | 安芸太田町 | 安芸太田町ヘルスツーリズム推進協議会 |
| ⑭ | 北広島町 | 北広島町農山村体験推進協議会 |
| ⑮ | 世羅町 | 世羅高原6次産業推進協議会 |
| ⑯ | 神石高原町 | 神石高原町観光による地域つくり協議会 |

| 岡山県　（19地区） | | |
|---|---|---|
| ① | 倉敷市 | 下津井sea village project |
| ② | 津山市 | あば村農泊推進機構 |
| ③ | 津山市 | つやま農業生産物ブランド化推進協議会 |
| ④ | 玉野市 | たまの農山漁村魅力向上推進協議会 |
| ⑤ | 笠岡市 | マリンピアおおしま体験ツアー協議会 |
| ⑥ | 笠岡市 | 白石島農泊推進協議会 |
| ⑦ | 笠岡市 | 北木島活性化プロジェクト協議会 |
| ⑧ | 井原市 | アグリ美星リゾート |
| ⑨ | 備前市 | 三国地区農泊振興協議会 |
| ⑩ | 瀬戸内市 | せとうち牛窓玉津農泊推進協議会 |
| ⑪ | 真庭市 | 北房農泊推進協議会 |
| ⑫ | 真庭市 | 国重の森活性化協議会 |
| ⑬ | 新庄村 | SWA地域協議会 |
| ⑭ | 美作市 | 英田上山棚田ツーリズム協議会 |
| ⑮ | 美作市 | 東粟倉農泊推進協議会 |
| ⑯ | 矢掛町 | 一般財団法人矢掛町観光交流推進機構 |
| ⑰ | 鏡野町 | 健康の町かがみのプロモーション本部 |
| ⑱ | 久米南町 | 上籾みろく農場協議会 |
| ⑲ | 吉備中央町 | 吉備中央町農家民宿推進協議会 |

# 農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施地区　四国地方35地区　（令和6年度末）

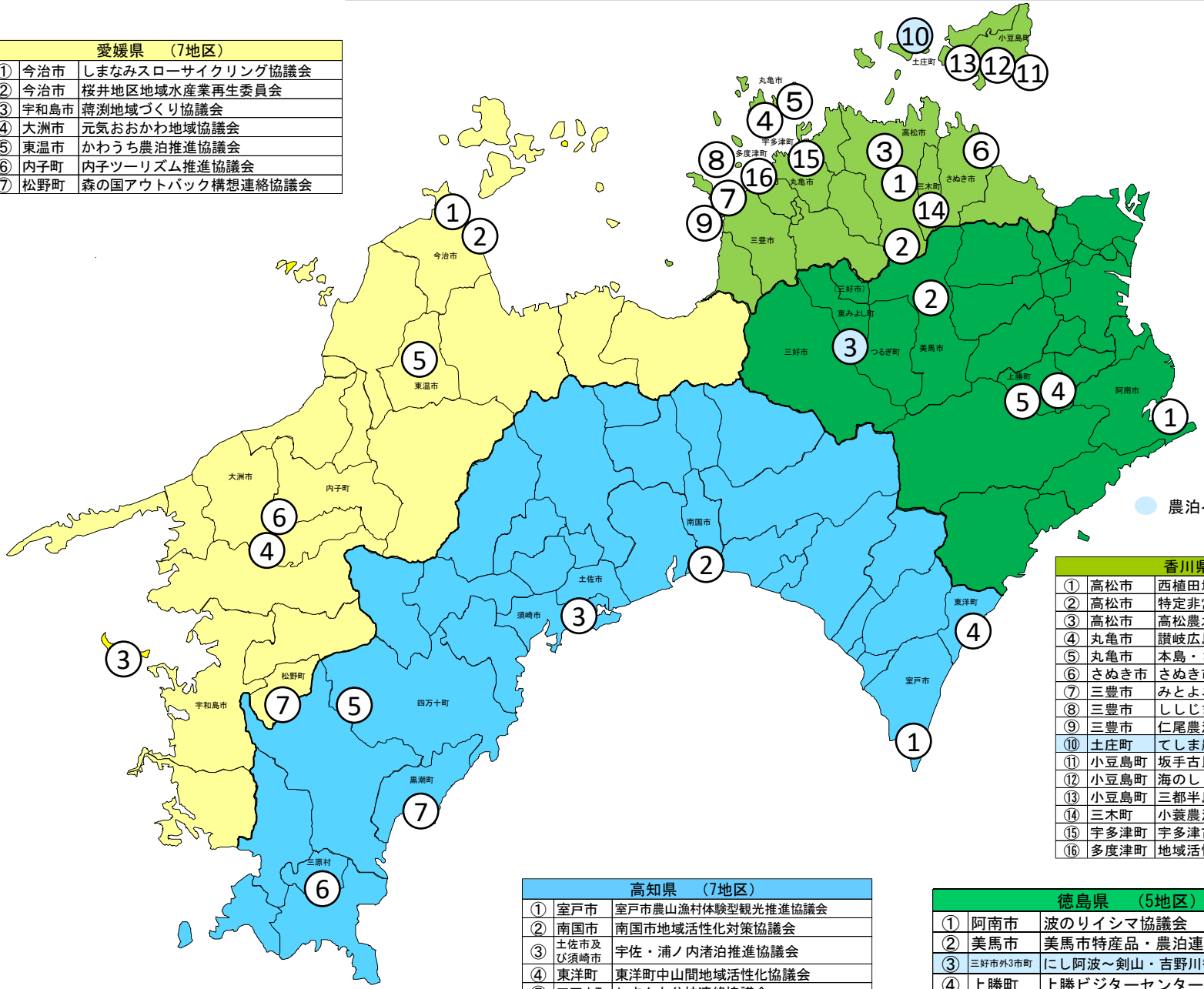


農泊インバウンド受入促進重点地域

| 愛媛県　（7地区） | | |
|---|---|---|
| ① | 今治市 | しまなみスローサイクリング協議会 |
| ② | 今治市 | 桜井地区地域水産業再生委員会 |
| ③ | 宇和島市 | 蒋渕地域づくり協議会 |
| ④ | 大洲市 | 元気おおかわ地域協議会 |
| ⑤ | 東温市 | かわうち農泊推進協議会 |
| ⑥ | 内子町 | 内子ツーリズム推進協議会 |
| ⑦ | 松野町 | 森の国アウトバック構想連絡協議会 |

| 香川県　（16地区） | | |
|---|---|---|
| ① | 高松市 | 西植田地区活性化協議会 |
| ② | 高松市 | 特定非営利活動法人しおのえ |
| ③ | 高松市 | 高松農水連携協議会 |
| ④ | 丸亀市 | 讃岐広島・小手島･手島活性化協議会 |
| ⑤ | 丸亀市 | 本島・さかな部活性化協議会 |
| ⑥ | さぬき市 | さぬき市津田地区漁業活性化協議会 |
| ⑦ | 三豊市 | みとよニューツーリズム推進協議会 |
| ⑧ | 三豊市 | ししじま・みとよ活性化協議会 |
| ⑨ | 三豊市 | 仁尾農泊推進協議会 |
| ⑩ | 土庄町 | てしま農泊推進協議会 |
| ⑪ | 小豆島町 | 坂手古民家活用推進協議会 |
| ⑫ | 小豆島町 | 海のしじまプロジェクト協議会 |
| ⑬ | 小豆島町 | 三都半島農泊推進協議会 |
| ⑭ | 三木町 | 小蓑農泊推進協議会 |
| ⑮ | 宇多津町 | 宇多津古今をつなぐ港協議会 |
| ⑯ | 多度津町 | 地域活性化協議会瀬戸内ユニオン |

| 高知県　（7地区） | | |
|---|---|---|
| ① | 室戸市 | 室戸市農山漁村体験型観光推進協議会 |
| ② | 南国市 | 南国市地域活性化対策協議会 |
| ③ | 土佐市及び須崎市 | 宇佐・浦ノ内渚泊推進協議会 |
| ④ | 東洋町 | 東洋町中山間地域活性化協議会 |
| ⑤ | 四万十町 | しまんと分校連絡協議会 |
| ⑥ | 三原村 | 三原村農泊推進協議会 |
| ⑦ | 黒潮町 | 黒潮町観光ネットワーク |

| 徳島県　（5地区） | | |
|---|---|---|
| ① | 阿南市 | 波のりイシマ協議会 |
| ② | 美馬市 | 美馬市特産品・農泊連携推進協議会 |
| ③ | 三好市外3市町 | にし阿波～剣山・吉野川観光圏協議会 |
| ④ | 上勝町 | 上勝ビジターセンター設立協議会 |
| ⑤ | 上勝町 | いろどり山Mass Compass協議会 |

## ③　農福連携の推進

○　農林水産省は、国、地方公共団体、関係団体等はもとより、経済界や消費者、更には学識経験者等の様々な関係者を巻き込み国民運動として「農福連携」を展開するため、令和２（2020）年３月に「農福連携等応援コンソーシアム」を設立した。

○　同コンソーシアムは、令和２（2020）年度から農福連携の実践者の表彰を行っており、令和６（2024）年度には全国で22団体を表彰した。中国四国地域では、株式会社菜々屋（徳島県徳島市）、株式会社八天堂ファーム（広島県三原市）、NPO法人ライヴ（鳥取県米子市）が受賞。

**受賞団体の取組概要**

■株式会社菜々屋（グランプリ）:徳島県

○　農業法人4社で（株）菜々屋を設立し東部、西部、南部、北部をそれぞれ担当し、県内の各農協と連携して、県内全域の農家で施設外就労を行い、農業経営の効率化や規模拡大に貢献。

○　徳島県から出荷量が減っているすだちの植樹事業を開始し、荒廃農地解消に貢献。

○　農業経営者ならではの知見を活かして、地域の様々な作物に関する作業委託に対して、作業の細分化と年間スケジュールの作成により、農福連携が円滑に実施できる仕組みづくりを実施。

■株式会社八天堂ファーム（準グランプリ（未来を耕す））:広島県

○　障害者を含む生活困窮者の自立支援に向けて、果樹栽培、他の事業者の農福連携産品も含めた商品開発、加工・販売など、「商工農福連携」をめざした取組を実施。

○　生活困窮者には県の最低賃金以上の給与が支払われ、自立支援を図るほか、特性に応じた働き方を提供し、多様な支援環境を整備。

○　令和6年に広島県と3市（三原市、竹原市、東広島市）と連携して、農福コンソーシアムひろしまを設立。

■NPO法人ライヴ（チャレンジ賞）:鳥取県

○　地元漁師と連携し、日本海産の海藻・魚介類を乾燥加工して販売。作業請負からの転換で工賃向上を実現。製品化までの全工程に障害者が携わることで自身の充実感・達成感も向上。

○　開始当初はわかめ干し作業の請負作業が売上の中心だったものを、自分たちで行う海産物の製造販売にシフトすることで、売上高が100倍以上に増加。

○　新設した水産加工施設では、他の福祉事業所の利用者に、水産加工作業の一部を委託することで、連携する事業者数を増やし水福連携の輪を拡大。

○　中国四国地域では、農山漁村振興交付金を活用して福祉農園の整備や障がい者の受入れ等に取り組む就労支援事業所等が徐々に増えてきており、令和７（2025）年３月末現在で33団体が同交付金を活用している。

○　中山間地域の多い中国四国地域では、農業を柱に福祉事業所と連携し、農産物の生産や販売を地域ぐるみで行うなど、中山間地域の活性化を図る取組が存在する。

**『農山漁村振興交付金（農福連携対策）』支援地区【H29～R6】**

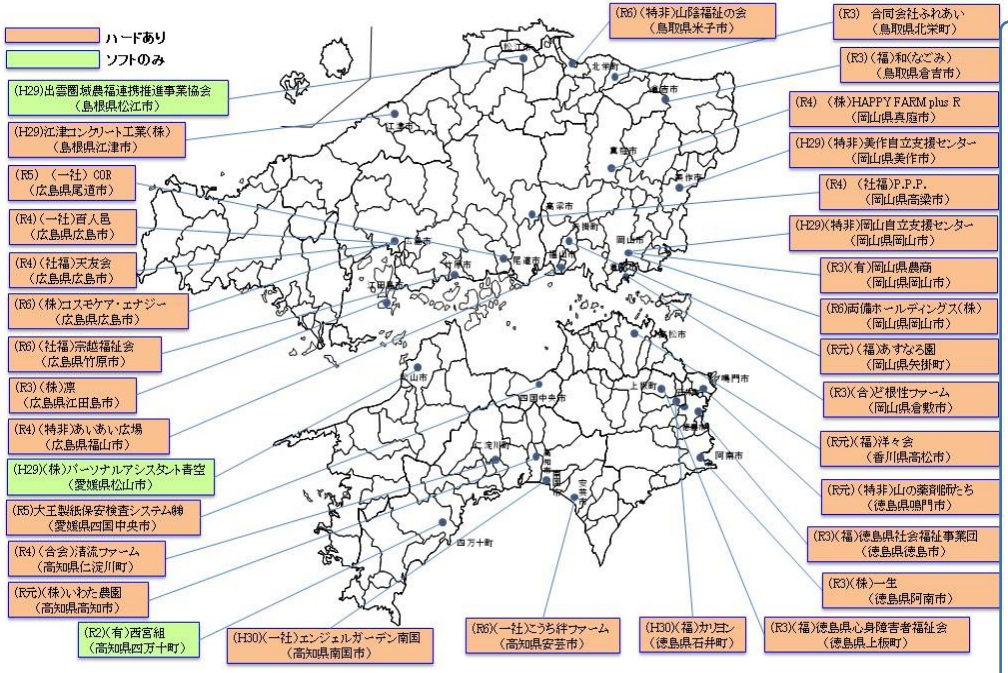


資料：中国四国農政局作成

**中山間地域における農福連携の取組事例**

**〔事例１〕　岡山県吉備中央町**

〇障害者の働く場づくりと、農業で深刻化する人手不足の解消に、就労継続支援Ａ型事業所※を設立。
〇事業所利用者の適性を見極めた分業制の構築や、地元農家からの技術指導、若者の参画など地域住民が活躍することで、品質の高い農産物の生産につなげている。

**〔事例２〕　岡山県真庭市**

〇地元の農業担い手が減少する中、耕作放棄地を積極的に借り受け、露地では枝豆、ハウスではイチゴや原木しいたけ栽培を新たに開始するなど地域の耕作放棄地対策等に大きな力を発揮。
〇地元の障害者の農業体験や障害児の放課後デイサービスの受入れを行い、新規に就労継続支援B型作業所※の開設を行うなど、地域農業の振興と福祉活動に取り組んでいる。

農業においては、今後、一層の担い手や労働力不足が懸念されることから、①中山間地域における農福連携の取組事例の情報発信、②農業者と障害者就労施設等のニーズをマッチングするためのコーディネーターの育成・普及等を推進する。

※　就労継続支援Ａ型事業所とは、障害者などが事業所と雇用契約を結んで働く場所。
就労継続支援Ｂ型作業所とは、障害者などが一般就労が難しい場合に、雇用契約を結ばずに作業を行い、その対価として「工賃」を受け取ることができる場所。

## （２）鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

○　野生鳥獣による農作物被害金額は、令和５（2023）年度に約15.0億円（令和４年度（2022）の約16.6億円に比べて約10%減）と減少傾向にあるものの、農作物被害のほか、営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等の一因となっている。

○　鳥獣被害対策としては、「鳥獣被害防止特措法（平成19（2007）年制定）」に基づく被害防止計画の策定や、野生鳥獣の生息数の半減目標（基準年：平成23（2011）年、目標年：令和10（2028）年）の達成に向け、鳥獣被害防止総合対策交付金により、鳥獣被害対策実施隊の被害防止活動を重点的に支援している。

### 中国四国地域及び全国における獣種別鳥獣被害金額・面積の推移（農作物）

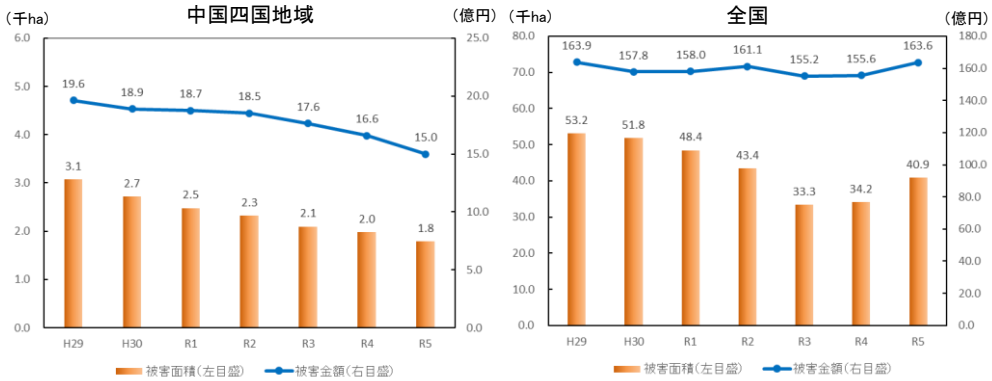


### 被害防止計画及び鳥獣被害対策実施隊の状況（令和６（2024）年４月末）

| | 全市町村数 | 被害防止計画 | | 鳥獣被害対策実施隊 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 作成市町村数 | 作成率 | 設置市町村数 | 設置率 |
| 全　国 | 1,741 | 1,517 | 87% | 1,256 | 83% |
| 中国四国 | 202 | 196 | 97% | 180 | 92% |
| 鳥 取 県 | 19 | 19 | 100% | 15 | 79% |
| 島 根 県 | 19 | 17 | 89% | 12 | 71% |
| 岡 山 県 | 27 | 26 | 96% | 25 | 96% |
| 広 島 県 | 23 | 23 | 100% | 23 | 100% |
| 山 口 県 | 19 | 19 | 100% | 18 | 95% |
| 徳 島 県 | 24 | 23 | 96% | 20 | 87% |
| 香 川 県 | 17 | 16 | 94% | 15 | 94% |
| 愛 媛 県 | 20 | 19 | 95% | 19 | 100% |
| 高 知 県 | 34 | 34 | 100% | 33 | 97% |

資料：農林水産省農村振興局調べ
注：　設置率は、被害防止計画作成市町村のうち鳥獣被害対策実施隊を設置している市町村の占める割合を示す。

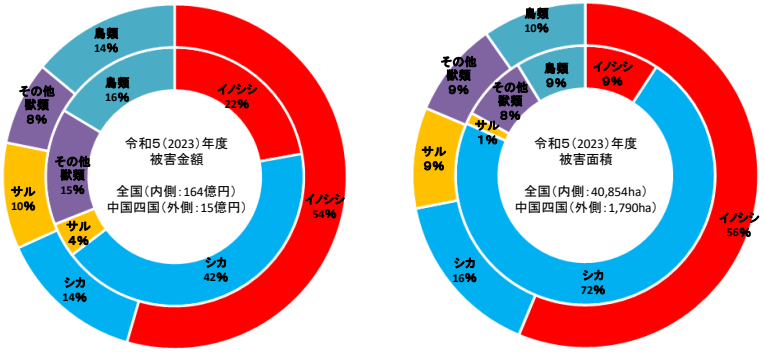


資料：農林水産省農村振興局調べ

【鳥獣被害対策実施隊の活動状況】

○　捕獲頭数は増加傾向にあるものの、捕獲された頭数の１割程度しかジビエに利用されていない状況。
　このため、地域資源として有効利用する観点から、ジビエ利用を推進している。

○　令和５（2023）年度のジビエ利用量は370ﾄﾝ。新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により令和３（2021）年度に減少したものの、増加傾向にある。特に近年、ペットフードの利用が増加しており、捕獲鳥獣の他用途も含めた利用率向上や消費拡大等の取組により、さらにジビエ利用の拡大を図る必要がある。

○　令和７（2025）年２月６日には、農政局において「ジビエ連携フォーラム」を開催し、ジビエの多用途利用の普及拡大や事業者・関係者の相互連携に向けて、専門家による講演と参加者との意見交換を実施した。

○　ジビエの消費拡大に向け、ジビエの魅力（安全・安心、低カロリー・高タンパク質）を発信するため、令和７（2025）２月10日～28日には鳥取第１地方合同庁舎地下食堂において、また、２月27日には岡山第２合同庁舎駐車場に設置した環太平洋大学キッチンカーにより、各々ジビエメニューの提供を行った。

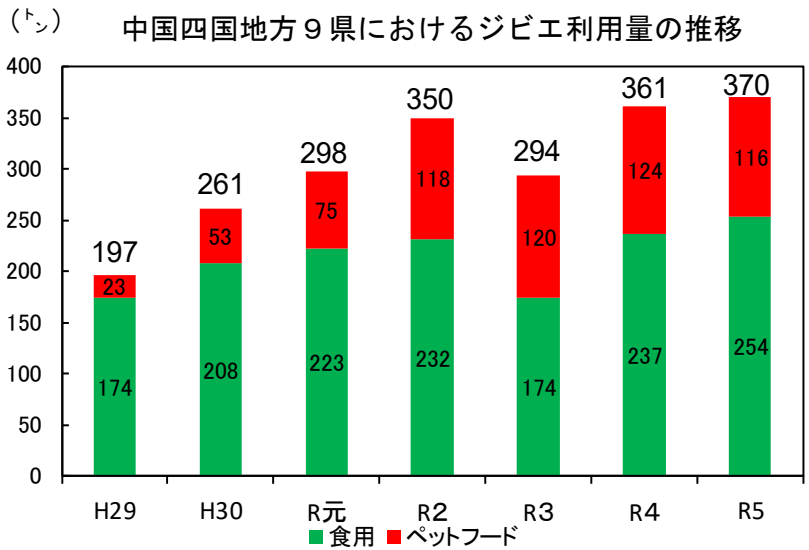

資料：農林水産省野生鳥獣資源利用実態調査

○ジビエ連携フォーラム

民間事業者や行政関係者など約100名が参加し、捕獲後の処理法やペットフードとしての活用、ジビエの部位別の調理法などについての知見を深めた。

○ジビエメニューの提供

キッチンカーによるジビエメニューの提供
（岡山第２合同庁舎）

食堂で提供されたジビエメニュー
（鳥取第１地方合同庁舎）

今後とも野生鳥獣による農作物被害のより一層の軽減に向けて、鳥獣被害防止特措法に基づく必要な財政上の措置を講ずることにより、鳥獣被害対策実施隊による野生鳥獣の捕獲等の地域ぐるみの被害防止活動を支援する。また、ジビエ利用の拡大に向けて、各種イベント等の開催を通じてジビエの魅力発信や普及を推進する。

## （３）多面的機能の発揮
### ①　多面的機能支払制度の推進

○　管内における令和６（2024）年度の多面的機能支払制度の取組面積（農地維持支払）は144,626haで、前年に比べ1,993ha減少している。
○　減少の主な理由は、高齢化、人手不足、事務作業負担等により、継続が困難となり、５年間の活動を終えた組織が再認定を行うことなく活動を中止したことや、広域活動組織化に伴い取組範囲を一部縮小した組織があったことなどによる。
○　また、令和６（2024）年度の活動組織数は3,930組織（うち広域活動組織数は117組織）で、前年に比べ144組織減少している。

注：　多面的機能支払は、平成19（2007）年度に農地・水・環境保全向上対策として開始。

多面的機能支払（農地維持支払）取組面積の推移（中国四国）

（単位：ha）

| | 令和2年度（2020）実績 | 令和3年度（2021）実績 | 令和4年度（2022）実績 | 令和5年度（2023）実績 | 令和6年度（2024）実績 |
|---|---|---|---|---|---|
| 全　国 | 2,290,820 | 2,311,040 | 2,318,259 | 2,330,950 | 2,329,749 |
| 中国四国 | 142,483 | 145,065 | 145,839 | 146,619 | 144,626 |
| 中　国 | 93,835 | 95,346 | 96,416 | 97,037 | 95,787 |
| 鳥取県 | 16,070 | 16,262 | 16,324 | 16,392 | 16,216 |
| 島根県 | 22,608 | 22,826 | 22,936 | 23,023 | 22,926 |
| 岡山県 | 16,500 | 17,182 | 18,071 | 18,310 | 18,535 |
| 広島県 | 18,568 | 18,854 | 18,979 | 18,917 | 18,534 |
| 山口県 | 20,088 | 20,221 | 20,106 | 20,395 | 19,576 |
| 四　国 | 48,648 | 49,719 | 49,423 | 49,582 | 48,839 |
| 徳島県 | 10,312 | 10,338 | 10,319 | 10,324 | 10,108 |
| 香川県 | 13,365 | 13,965 | 14,187 | 14,323 | 14,134 |
| 愛媛県 | 15,292 | 15,661 | 15,200 | 15,209 | 14,949 |
| 高知県 | 9,680 | 9,755 | 9,717 | 9,726 | 9,648 |

資料：農林水産省農村振興局調べ

多面的機能支払（農地維持支払）活動組織数の比較（中国四国）

| | 令和5(2023)年度（実績） | | 令和6(2024)年度（実績） | | 令和5(2023)年度から令和6(2024)年度の増減 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 活動組織数 | うち広域活動組織数 | 活動組織数 | うち広域活動組織数 | | うち広域活動組織数 |
| 中国四国 | 4,074 | 116 | 3,930 | 117 | △144 | 1 |
| 中　国 | 2,822 | 94 | 2,731 | 95 | △ 91 | 1 |
| 鳥取県 | 624 | 20 | 609 | 20 | △ 15 | 0 |
| 島根県 | 618 | 31 | 612 | 31 | △ 6 | 0 |
| 岡山県 | 510 | 10 | 508 | 10 | △ 2 | 0 |
| 広島県 | 761 | 16 | 714 | 17 | △ 47 | 1 |
| 山口県 | 309 | 17 | 288 | 17 | △ 21 | 0 |
| 四　国 | 1,252 | 22 | 1,199 | 22 | △ 53 | 0 |
| 徳島県 | 165 | 18 | 156 | 18 | △ 9 | 0 |
| 香川県 | 325 | 3 | 294 | 3 | △ 31 | 0 |
| 愛媛県 | 432 | 0 | 423 | 0 | △ 9 | 0 |
| 高知県 | 330 | 1 | 326 | 1 | △ 4 | 0 |

資料：農林水産省農村振興局調べ

○　多面的機能支払交付金制度に「取組あり」の集落は、「取組なし」の集落に比べ、集落内の寄り合い回数や地域活性化のための活動数が多いことから、農村コミュニティ内外の交流・連携等が進展している。

○　農村地域の高齢化や人口減少等に伴う、地域の共同活動等の脆弱化による持続的な多面的機能の発揮に支障を来さないよう、また、水路等の維持管理負担の軽減による担い手への規模拡大等を後押しするためにも、本制度の取組面積の維持・拡大が不可欠である。

**令和３(2021)年集落内の平均寄り合い開催数（中国四国）**

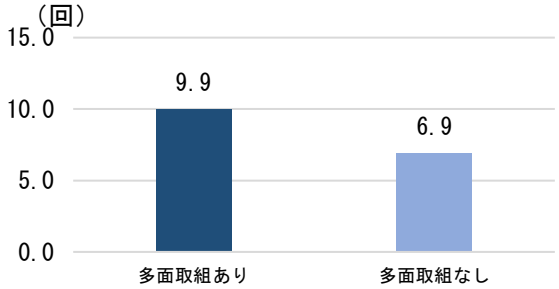


**令和３(2021)年活性化のための活動をしている地域集落の割合（中国四国）**

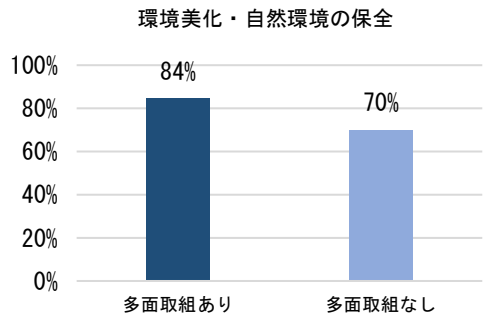


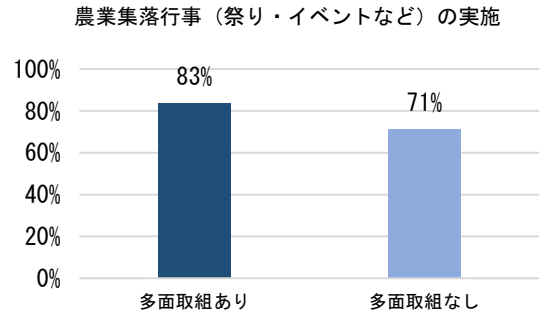


資料：農林水産省「農林業センサス」を基に作成
比較条件；多面取組あり（①+②）
①多面的機能支払の対象組織と中山間地域等直接支払の協定の両方あり
②多面的機能支払の対象組織のみあり

多面取組なし（③+④）
③中山間地域等直接支払の協定のみあり
④多面的機能支払の対象組織と中山間地域等直接支払の協定の両方なし

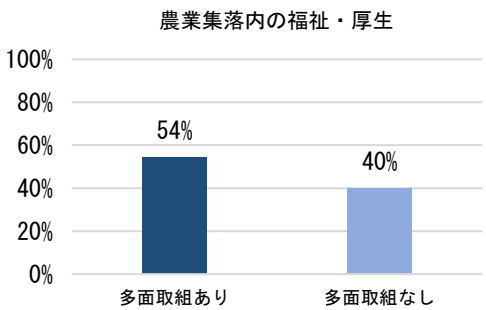


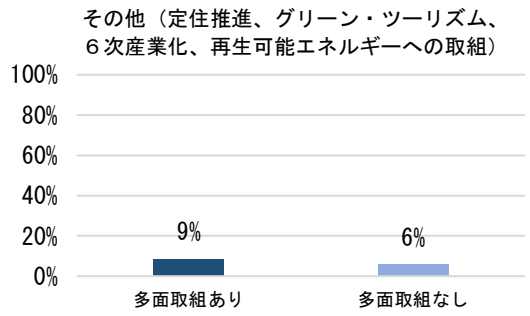


多面的機能支払の活動組織の広域化や合併を進め、活動を継続できる体制を構築するとともに、農村協同力の醸成を下支えすることで、農村コミュニティの活性化を推進する。

## ②　中山間地域等直接支払制度の推進

○　中国四国局管内の取組面積は、第４期対策最終年度の令和元(2019)年度から第５期対策初年度の令和２(2020)年度に大きく減少したものの、その後増加傾向にあり、令和６(2024)年度は前年度と比べて約294ha増加した。

○　中国地域は取組面積の９割超を田が占め、集落協定の取組を通じて集落営農等の組織化に寄与。四国地域は畑の割合が高く、営農条件の厳しい急傾斜農地の割合が高い傾向にあり、加算措置のうち超急傾斜加算の活用による農地保全に取り組む集落協定が多くなっている。

○　高齢化等が進行する農村部では農業や集落機能を維持するためにも、取組面積の維持・拡大を図る必要がある。

**中山間地域等直接支払（第５期対策）取組面積の推移（中国四国）**

| 県名等 | 促進計画作成市町村数 A | 交付市町村数 B | B／A | 第5期対策の取組面積(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度) 4期対策の取組面積(令和元(2019)年度) 令和元年度(2019) | 2(2020) | 3(2021) | 4(2022) | 5(2023)① | 6(2024)② | 増減 ②-① | 対前年 ②/① |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全　国 | 1,040 | 1,003 | 96.4% | 665,394 | 638,911 | 596,514 | 602,091 | 612,334 | 617,525 | 5,191 | 100.8% |
| 都府県 | 941 | 905 | 96.2% | 344,338 | 326,296 | 330,520 | 333,262 | 335,493 | 336,412 | 919 | 100.3% |
| 中国四国 | 178 | 171 | 96.1% | 90,510 | 84,346 | 85,382 | 85,960 | 86,561 | 86,855 | 294 | 100.3% |
| 中　国 | 96 | 94 | 97.9% | 66,385 | 62,442 | 63,310 | 63,806 | 64,345 | 64,602 | 257 | 100.4% |
| 鳥取県 | 17 | 17 | 100.0% | 7,972 | 7,595 | 7,705 | 7,845 | 8,074 | 8,172 | 98 | 101.2% |
| 島根県 | 19 | 17 | 89.5% | 13,023 | 11,981 | 12,058 | 12,103 | 12,153 | 12,161 | 8 | 100.1% |
| 岡山県 | 25 | 25 | 100.0% | 12,195 | 11,546 | 11,722 | 11,844 | 11,956 | 12,021 | 65 | 100.5% |
| 広島県 | 18 | 18 | 100.0% | 21,160 | 20,139 | 20,268 | 20,360 | 20,426 | 20,444 | 18 | 100.1% |
| 山口県 | 17 | 17 | 100.0% | 12,035 | 11,181 | 11,557 | 11,654 | 11,736 | 11,804 | 68 | 100.6% |
| 四　国 | 82 | 77 | 93.9% | 24,125 | 21,904 | 22,071 | 22,153 | 22,217 | 22,253 | 36 | 100.2% |
| 徳島県 | 17 | 17 | 100.0% | 2,866 | 2,503 | 2,516 | 2,499 | 2,493 | 2,485 | △　8 | 99.7% |
| 香川県 | 13 | 12 | 92.3% | 2,631 | 2,389 | 2,469 | 2,521 | 2,548 | 2,627 | 79 | 103.1% |
| 愛媛県 | 18 | 17 | 94.4% | 11,814 | 10,598 | 10,627 | 10,628 | 10,664 | 10,622 | △　42 | 99.6% |
| 高知県 | 34 | 31 | 91.2% | 6,815 | 6,414 | 6,459 | 6,505 | 6,512 | 6,519 | 7 | 100.1% |

資料：農林水産省農村振興局調べ
注：　本制度は平成12(2000)年度から開始され、５年間の対策期間として令和２(2020)年度から第５期対策を開始。

**取組面積地目別シェア（令和６(2024)年度）**

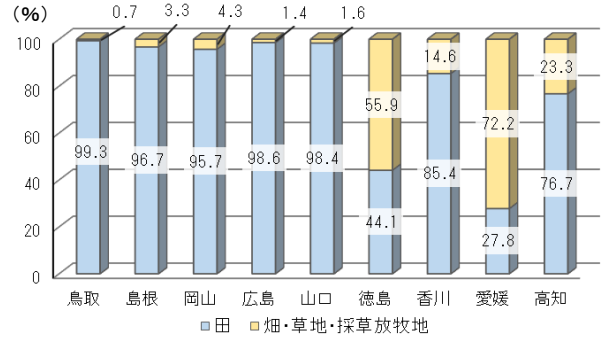


**取組面積傾斜等基準別シェア（令和６(2024)年度）**

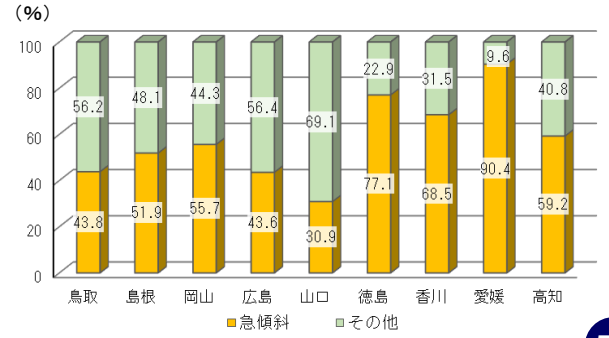


資料：農林水産省農村振興局調べ

○　第５期対策で拡充された集落協定広域化加算を活用し、集落協定の広域化を進めている。中国四国地域で全国の約５割を占める107集落協定が実施されている。
○　また、営農条件が特に厳しい農地（田1/10以上、畑20°以上）に対する超急傾斜農地保全管理加算では、急傾斜の樹園地が多い愛媛県（全国１位）や棚田の多い高知県（全国３位）、島根県（全国５位）など、全国の４割を占め、地域の特性に応じた取組を支援している。
○　その他加算措置についても、中国四国地域では積極的に活用している。

各加算の取組状況　（単位：件数、ha）

| ブロック | 棚田地域振興活動加算 | | 超急傾斜農地保全加算 | | 集落協定広域化加算 | | 集落機能強化加算 | | 生産性向上加算 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 協定数 | 面積 | 協定数 | 面積 | 協定数 | 面積 | 協定数 | 面積 | 協定数 | 面積 |
| 北海道 | 9 | 129 | 6 | 31 | 5 | 974 | 13 | 9,280 | 59 | 7,242 |
| 東　北 | 28 | 590 | 53 | 393 | 31 | 1,711 | 123 | 4,582 | 201 | 7,785 |
| 関　東 | 50 | 502 | 90 | 480 | 11 | 758 | 23 | 477 | 36 | 1,279 |
| 北　陸 | 93 | 2,873 | 135 | 1,266 | 28 | 1,912 | 78 | 2,516 | 164 | 4,448 |
| 東　海 | 12 | 223 | 39 | 145 | 13 | 260 | 13 | 429 | 46 | 1,159 |
| 近　畿 | 26 | 356 | 203 | 3,054 | 12 | 378 | 62 | 1,300 | 92 | 2,043 |
| 中国四国 | 59 | 925 | 859 | 6,269 | 107 | 4,423 | 179 | 4,592 | 556 | 13,068 |
| 九　州 | 97 | 1,651 | 451 | 3,236 | 23 | 546 | 53 | 1,160 | 450 | 8,203 |
| 沖縄県 | － | － | 1 | 8 | － | － | － | － | － | － |
| 都府県 | 365 | 7,121 | 1,831 | 14,851 | 225 | 9,989 | 531 | 15,056 | 1,545 | 37,984 |
| **全国計** | 374 | 7,250 | 1,837 | 14,882 | 230 | 10,963 | 544 | 24,336 | 1,604 | 45,226 |

資料：農村振興局調べ（令和６(2024)年度実績）

超急傾斜農地保全管理加算の概要

対象協定：集落協定、個別協定
対象農地：田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地
単　価　：6,000円/10a（田、畑）
上限額　：なし
取組期間：１～５年
目標設定：ア「超急傾斜農地の保全」
　　イ「超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等」

超急傾斜農地保全管理加算のイメージ

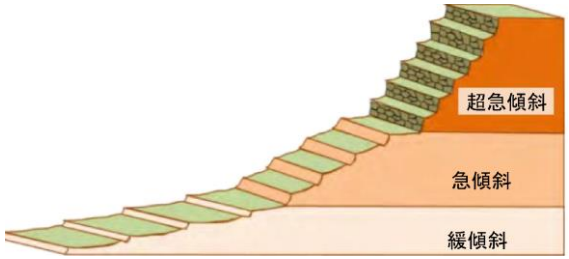


超急傾斜農地保全管理加算の取組状況　（単位：ha）

| 順位 | 都道府県 | 面　積 | シエア |
|---|---|---|---|
| 1 | 愛媛県 | 2,713 | 18.2% |
| 2 | 和歌山県 | 2,287 | 15.4% |
| 3 | 高知県 | 1,120 | 7.5% |
| 4 | 新潟県 | 1,068 | 7.2% |
| 5 | 島根県 | 1,046 | 7.0% |
| 6 | 宮崎県 | 939 | 6.3% |
| 中国四国 | | 6,269 | 42.1% |
| 全国 | | 14,882 | 100.0% |

資料：農村振興局調べ（令和６(2024)年度実績）

農業や集落を将来にわたって維持するため、集落協定に取組む地域の拡大、集落戦略の作成、新たに拡充された制度の普及活動、農業生産活動の継続を支援していく。

## （４）中山間地域等の活性化

### ①　棚田地域振興

日本の棚田の多くは、国民への食料供給にとどまらず、国土の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の大きな役割を担っている。農林水産省では、棚田地域の活性化や棚田の有する多面的な機能に対するより一層の理解促進を目的として、令和４（2022）年３月25日に優良な271棚田（うち管内51棚田）を「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～」に認定した。

| 島根県(11) | | |
|---|---|---|
| ④ | 浜田市 | 室谷の棚田 |
| ⑤ | 浜田市 | 都川棚田群 |
| ⑥ | 益田市 | 中垣内 |
| ⑦ | 大田市 | 佐津目子ご美の里 |
| ⑧ | 大田市 | 西田ﾖｽﾞｸの里 |
| ⑨ | 雲南市 | 山王寺本郷 |
| ⑩ | 奥出雲町 | 追谷 |
| ⑪ | 奥出雲町 | 大原新田 |
| ⑫ | 奥出雲町 | いわけ |
| ⑬ | 邑南町 | 上田・平佐棚田 |
| ⑭ | 吉賀町 | 大井谷の棚田 |

| 広島県(4) | | |
|---|---|---|
| ㉒ | 庄原市 | 比和三河内の棚田 |
| ㉓ | 安芸太田町 | 寺領・月の子の棚田 |
| ㉔ | 安芸太田町 | 津浪の棚田 |
| ㉕ | 安芸太田町 | 井仁の棚田 |

| 山口県(8) | | |
|---|---|---|
| ㉖ | 下関市 | 高野の棚田 |
| ㉗ | 山口市 | 吉敷畑地区の棚田 |
| ㉘ | 長門市 | 東後畑の棚田 |
| ㉙ | 長門市 | 本郷の棚田 |
| ㉚ | 周南市 | 大道理鹿野地の棚田 |
| ㉛ | 周南市 | 中須の棚田 |
| ㉜ | 田布施町 | 石ノ口の棚田 |
| ㉝ | 阿武町 | 木与の棚田 |

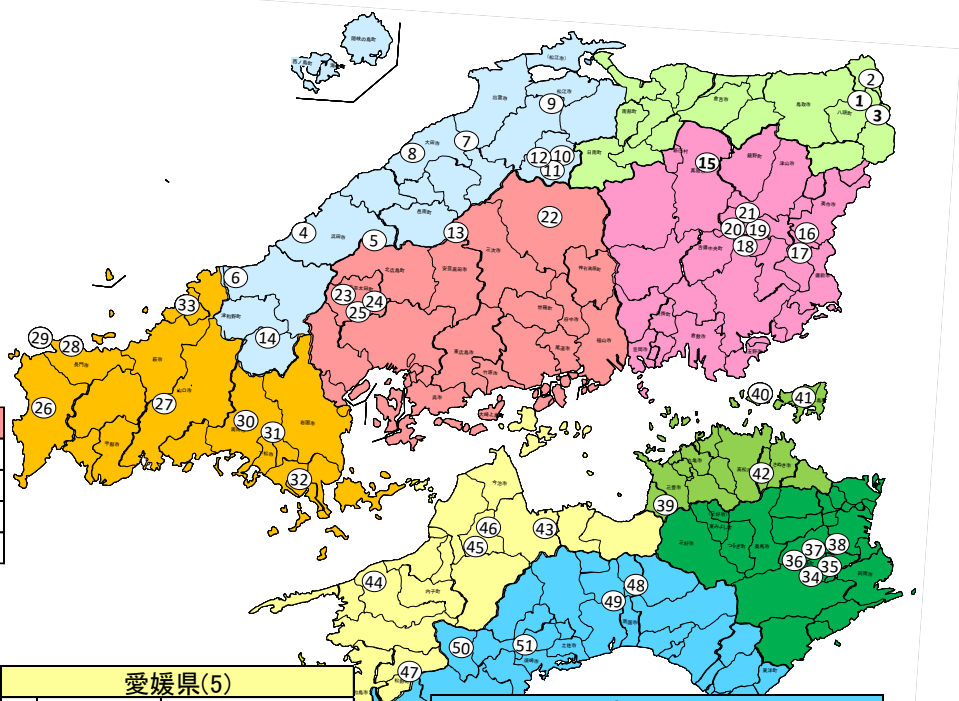

| 愛媛県(5) | | |
|---|---|---|
| ㊸ | 西条市 | 千町の棚田 |
| ㊹ | 大洲市 | 樫谷棚田 |
| ㊺ | 東温市 | 井内の棚田 |
| ㊻ | 東温市 | 雨滝音田の棚田 |
| ㊼ | 松野町 | 奥内の棚田 |

| 高知県(4) | | |
|---|---|---|
| ㊽ | 本山町 | 土佐・本山天空の棚田群 |
| ㊾ | 土佐町 | 高須棚田 |
| ㊿ | 梼原町 | 神在居の千枚田 |
| 51 | 津野町 | 貝ノ川棚田 |

| 鳥取県(3) | | |
|---|---|---|
| ① | 鳥取市 | 京ヶ原棚田 |
| ② | 岩美町 | 横尾棚田 |
| ③ | 若桜町 | つく米棚田 |

| 岡山県(7) | | |
|---|---|---|
| ⑮ | 真庭市 | 社棚田 |
| ⑯ | 美作市 | 美作市上山の千枚田 |
| ⑰ | 和気町 | 田土の棚田 |
| ⑱ | 久米南町 | 上籾棚田 |
| ⑲ | 久米南町 | 北庄棚田 |
| ⑳ | 美咲町 | 大垪和西の棚田 |
| ㉑ | 美咲町 | 小山の棚田 |

| 香川県(4) | | |
|---|---|---|
| ㊴ | 観音寺市 | 五郷の棚田 |
| ㊵ | 土庄町 | 唐櫃の棚田 |
| ㊶ | 小豆島町 | 中山千枚田 |
| ㊷ | 三木町 | 小蓑の棚田 |

| 徳島県(5) | | |
|---|---|---|
| ㉞ | 上勝町 | 市宇の棚田 |
| ㉟ | 上勝町 | 田野々の棚田 |
| ㊱ | 上勝町 | 八重地の棚田 |
| ㊲ | 上勝町 | 樫原の棚田 |
| ㊳ | 上勝町 | 府殿の棚田 |

○　棚田地域振興法に基づき、指定棚田地域の指定、指定棚田地域振興活動計画の認定の取組を推進していく。

○　地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援していく。

## ②　中山間地域の振興

中国四国地域の中山間地域については、農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域を対象に、①農業生産基盤整備と②農村振興環境整備を一体的に実施する中山間地域農業農村総合整備事業を推進している。 令和７年度は中国四国農政局管内１１地区で事業を実施。

中山間地域農業農村総合整備事業イメージ

中国四国管内における事例

・農業用用排水施設（徳島県）

・販売施設（広島県）

農産物の生産拡大や加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保と農業の維持・発展を図り、中山間地域の特色をいかした営農の確立を推進していく。

## ③　農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）の形成推進

○　中山間地域では人口減少や高齢化が急速に進行し、農用地等の維持・管理と農業生産活動の継続が困難になる集落が増加。こうした状況を放置すると、一つの集落では集落機能の維持も難しくなる状況にあることから、広域的な範囲で支え合う組織づくりが進むよう総合的な対策を早急に講じていくことが必要である。

○　このため、農林水産省では、令和４（2022）年度から複数集落（小学校区程度の範囲）を対象に、農用地の保全、地域資源を活用した経済活動及び生活支援活動の３つの活動により、農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）」の形成を支援する事業を開始した。

農村ＲＭＯモデル形成支援事業　実施中の地区一覧（令和７年８月現在）

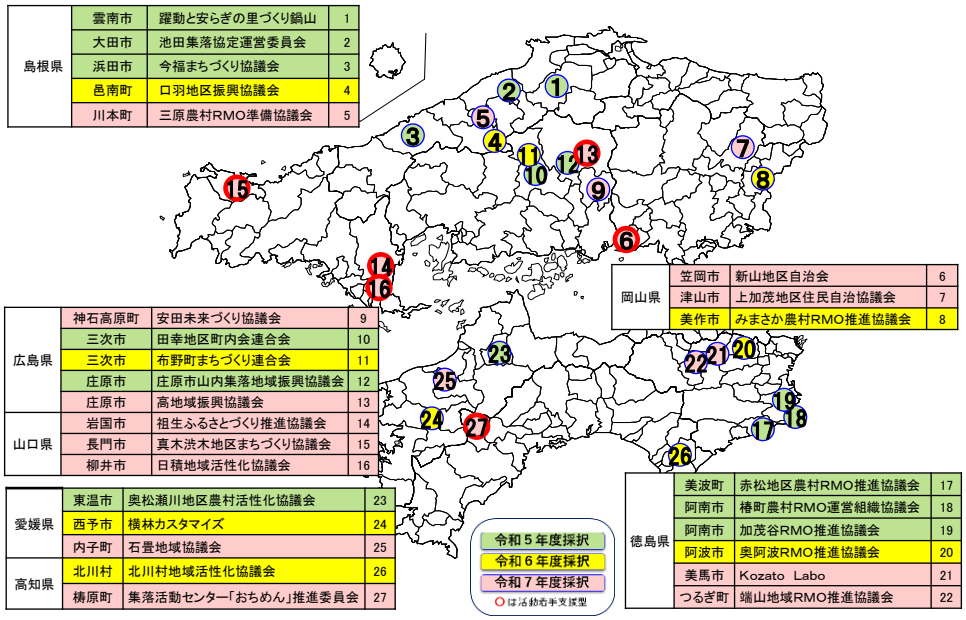

| | | | |
|---|---|---|---|
| 島根県 | 雲南市 | 躍動と安らぎの里づくり鍋山 | 1 |
| | 大田市 | 池田集落協定運営委員会 | 2 |
| | 浜田市 | 今福まちづくり協議会 | 3 |
| | 邑南町 | 口羽地区振興協議会 | 4 |
| | 川本町 | 三原農村RMO準備協議会 | 5 |
| 岡山県 | 笠岡市 | 新山地区自治会 | 6 |
| | 津山市 | 上加茂地区住民自治協議会 | 7 |
| | 美作市 | みまさか農村RMO推進協議会 | 8 |
| 広島県 | 神石高原町 | 安田未来づくり協議会 | 9 |
| | 三次市 | 田幸地区町内会連合会 | 10 |
| | 三次市 | 布野町まちづくり連合会 | 11 |
| | 庄原市 | 庄原市山内集落地域振興協議会 | 12 |
| | 庄原市 | 高地域振興協議会 | 13 |
| 山口県 | 岩国市 | 祖生ふるさとづくり推進協議会 | 14 |
| | 長門市 | 真木渋木地区まちづくり協議会 | 15 |
| | 柳井市 | 日積地域活性化協議会 | 16 |
| 愛媛県 | 東温市 | 奥松瀬川地区農村活性化協議会 | 23 |
| | 西予市 | 横林カスタマイズ | 24 |
| | 内子町 | 石畳地域協議会 | 25 |
| 高知県 | 北川村 | 北川村地域活性化協議会 | 26 |
| | 梼原町 | 集落活動センター「おちめん」推進委員会 | 27 |
| 徳島県 | 美波町 | 赤松地区農村RMO推進協議会 | 17 |
| | 阿南市 | 椿町農村RMO運営組織協議会 | 18 |
| | 阿南市 | 加茂谷RMO推進協議会 | 19 |
| | 阿波市 | 奥阿波RMO推進協議会 | 20 |
| | 美馬市 | Kozato Labo | 21 |
| | つるぎ町 | 端山地域RMO推進協議会 | 22 |



○　令和７（2025）年度８月時点において、中国四国管内では27地区がこの事業を実施している。

○　農村ＲＭＯ形成の更なる推進のため、令和７（2025）年11月13日に農村ＲＭＯ推進フォーラムを広島市で開催した。中山間地域で組織が自走するための収入確保手法を題材に、管内で本事業に取り組んでいる協議会、地域資源を活用した取組を実施している組織などを紹介した。

## ④　農業集落排水施設の整備

○　農村地域の生活に不可欠なサービスが持続的・効率的に提供できるよう、農業集落排水施設を含む農村インフラの再編・強靱化対策等を支援する「農村整備事業」を令和３（2021）年度に創設した。

○　農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）では、中国四国管内約40万人（全国約294万人）を対象とする農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化や、国内資源である農業集落排水汚泥の農地還元を推進するために必要な調査・調整、技術的検討及び計画策定を支援している。

**農業集落排水施設整備事業イメージ**

＜強靱化型＞
最適整備構想等に基づく、耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の改築又は撤去。

・施設の再編

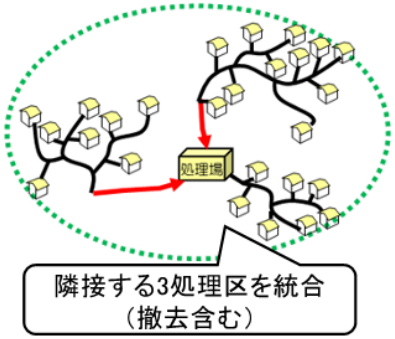


・老朽化対策

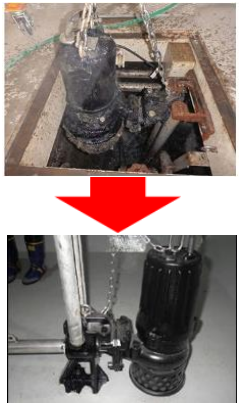

＜調査計画策定＞
施設整備に必要な事業計画の策定。

＜高度化型＞
維持管理の効率化、適正化に向けた新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去。

・汚泥の循環利用

メタン発酵装置整備

コンポスト装置整備

・省エネルギー技術等の導入

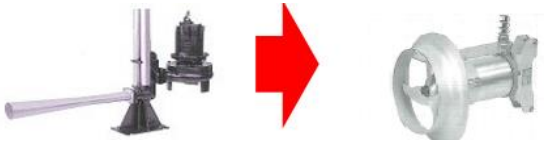

【現行】撹拌ポンプ　【導入】水中ミキサー

＜汚泥の再生利用＞
集落排水汚泥リサイクルの状況

（中国四国）

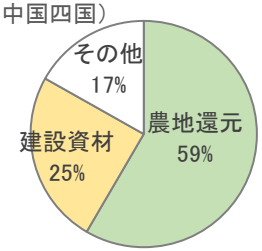


（全国）

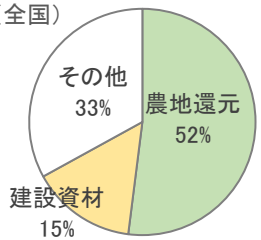


令和5年度末調べ

農業集落排水施設の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進するため、老朽化や災害に対応する耐災害性強化、施設管理の省力化、維持管理コスト縮減、汚泥の循環利用（農地還元）を実施していく。

## ⑤　世界農業遺産、日本農業遺産

○　農業遺産認定制度は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれてきた文化、景観、生物多様性などを一体として、次世代に継承すべき世界的または国内の重要な地域を認定する制度である。

○　世界農業遺産は、国連食糧農業機関（ＦＡＯ）が平成14（2002）年に開始し、令和７（2025）年８月までに世界の29か国102地域が認定されており、日本では17地域（うち管内２地域）となっている。

○　日本農業遺産は、将来に受け継がれるべき伝統的な農林水産業システムを発掘し、その価値を評価するため、平成28（2016）年に農林水産省が創設。令和７(2025)年１月までに28地域（うち管内４地域）が認定されている。

【世界農業遺産認定地域】

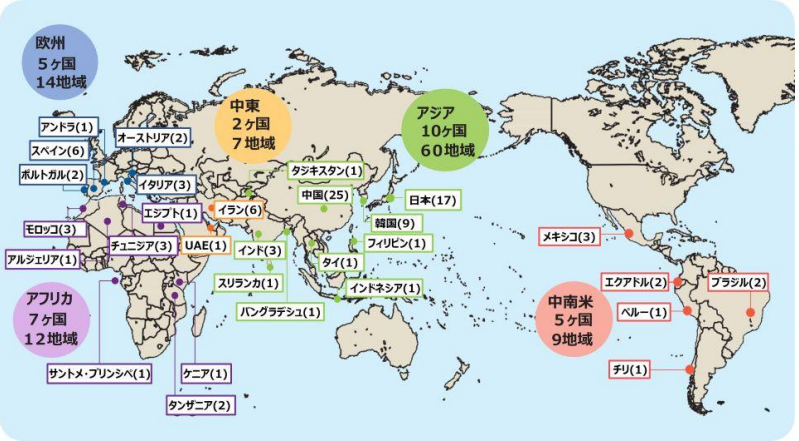


【日本農業遺産認定地域】

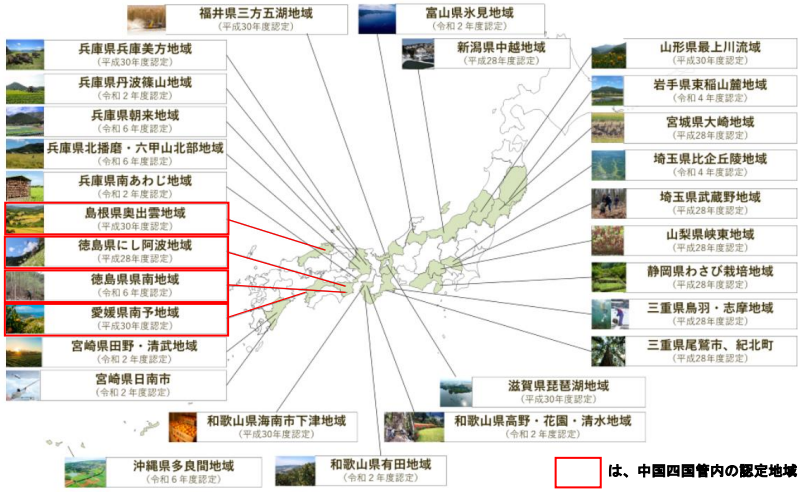


**【申請地域の特徴を評価する認定基準】**

世界農業遺産の認定基準は1～5、日本農業遺産の認定基準は1～8で、すべての基準を満たす必要がある。

| 1．食料及び生計の保障 | 2．農業生物多様性 | 3．地域の伝統的な知識システム | 4．文化、価値観及び社会組織 | 5．ランドスケープ及びシースケープの特徴 | 6．変化に対する強靭性 | 7．多様な主体の参画 | 8．６次産業化の推進 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 申請する農林水産業システムは、地域コミュニティの食料及び生計の保障に貢献するものであること。 | 申請する農林水産業システムは、食料及び農業(林業、水産業を含む）にとって世界（我が国）において重要な生物多様性及び遺伝資源が豊富であること。 | 地域の伝統的な知識システムが、「地域の貴重で伝統的な知識及び慣習」、「独創的な適応技術」及び「生物相、土地、水等の農林水産業を支える天然資源の管理システム」を維持していること。 | 申請する農林水産業システムには、地域を特徴付ける文化的アイデンティティ、風土、資源管理や食料生産に関連した社会組織が存在すること。 | 長年にわたる人間と自然との相互作用によって発達してきたランドスケープやシースケープを有すること。 | 農林水産業システムを保全し確実に継承していくため、災害等に対する高いレジリエンス（強靭性）を保持していること。 | 地域住民のみならず多様な主体の参画による新たな仕組みにより農林水産業システムを継承していること。 | 地域ぐるみの６次産業化等の推進により、地域を活性化させ、農林水産業システムの保全を図っていること。 |

# 【中国四国地域の農業遺産認定地域】

中国四国地域では、現在２地域が世界農業遺産、４地域が日本農業遺産の認定を受けている。

世界農業遺産・日本農業遺産

## 奥出雲地域（島根県）

「たたら製鉄に由来する奥出雲の資源循環型農業」

たたら製鉄の原料である砂鉄を採掘するため山々を切り崩し、採掘に用いた水路やため池を再利用し、その跡地に広大な棚田が築かれた。また、和牛の飼養管理で得た牛ふん堆肥を水田に施用した米づくりが代々受け継がれている。

世界農業遺産・日本農業遺産

## にし阿波地域（徳島県）

「にし阿波の傾斜地農耕システム」

条件厳しい山間地で、段々畑のような水平面を形成せず、敷き草（カヤ）をすき込み土の流出を最小限に抑え、傾斜地のまま農耕し雑穀や伝統野菜、山菜、果樹が栽培されている。

日本農業遺産

## 南予地域（愛媛県）

「愛媛・南予の柑橘農業システム」

漁業で移り住んだ先人達がリアス海岸の厳しい立地に開拓した広大な段畑は、太陽と海の恵みを受けて、国内有数の柑橘生産地域へと成長。生物多様性に富むランドスケープ、シースケープが継承されている。

日本農業遺産

## 県南地域（徳島県）

「みなみ阿波の樵木林業システム」

択伐矮林更新法という樹種を問わず特定の太さ以上の木のみを伐採する技術を継承する「樵木（こりき）林業」により、薪炭や菌床用原木等の生産を行いながら、照葉樹林の維持や生態系の保全、土砂災害の防止等に貢献している。

今後とも管内の農業遺産認定地域４地域の知名度の向上を図るとともに、農業遺産システムの保全・継続を通じた地域経済の活性化が図られるよう支援する。また、管内の新たな認定地域の申請に向けて、農業遺産システムの制度等の普及・啓発に取り組む。